令和元年度

人権教育及び人権啓発施策

第201回国会（常会）提出

令和元年度

人権教育及び人権啓発施策

第201回国会（常会）提出

この文書は，人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第８条の規定に基づき，人権教育及び人権啓発に関する施策について報告を行うものである。

本書は再生紙を使用しております。

目　次

はじめに

第１章　令和元年度に講じた人権教育・啓発に関する施策 …… 1

第１節　人権一般の普遍的な視点からの取組 …… 2

1 人権教育 …… 2

(1) 学校教育 …… 2

トピックス 学校における人権教育の取組 …… 3

(2) 社会教育 …… 5

2 人権啓発 …… 5

(1) 人権啓発の実施主体 …… 6

トピックス 人権擁護委員の活動 …… 7

(2) 法務省の人権擁護機関が行う啓発活動 …… 8

(3) 法務省が公益法人，地方公共団体へ委託して行う啓発活動 …… 12

(4) 中小企業・小規模事業者の産業に関わりの深い業種等に対する啓発活動 …… 14

(5) 国際的な取組に関する啓発活動 …… 14

トピックス 「ビジネスと人権」に関する我が国の取組 …… 14

トピックス SDGs達成に向けた法務省の人権擁護機関の取組 …… 16

第２節　人権課題に対する取組 …… 18

1 女性 …… 18

(1) 男女共同参画の視点に立った様々な社会制度の見直し，広報・啓発活動の推進 …… 19

(2) 法令・条約等の周知 …… 20

(3) 女性に対する偏見・差別意識解消を目指した啓発活動 …… 20

(4) 男女平等を推進する教育・学習，女性の生涯学習機会の充実 …… 21

(5) 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のための取組 …… 21

(6) 農山漁村の女性の地位向上のための啓発等 …… 22

(7) 女性の人権問題に関する適切な対応及び啓発の推進 …… 22

2 子ども …… 25

(1) 子どもが人権享有主体として最大限尊重されるような社会の実現を目指した啓発活動 …… 25

(2) 学校教育及び社会教育における人権教育の推進 …… 26

(3) 家庭教育に対する支援の充実 …… 27

(4) 「人権を大切にする心を育てる」保育の推進 …… 27

(5) いじめ・暴力行為等に対する取組の推進 …… 27

(6) 体罰の問題に対する取組の推進 …… 29
(7) 児童虐待防止のための取組 …… 29
(8) 子どもの性被害に係る対策 …… 32
(9) 条約の周知 …… 33
(10) 子どもの人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応 …… 33
3 高齢者 …… 35
(1) 高齢者についての理解を深め，高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指した啓発活動 …… 35
(2) 高齢者福祉に関する普及・啓発 …… 35
(3) 学校教育における高齢者・福祉に関する教育の推進 …… 35
(4) 高齢者の学習機会の充実 …… 36
(5) ボランティア活動等，高齢者の社会参加の促進と世代間交流の機会の充実 …… 36
(6) 高齢者の雇用・多様な就業機会確保のための啓発活動 …… 36
(7) 高齢者の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応 …… 37
トピックス 認知症に関する我が国の取組 …… 37
4 障害のある人 …… 38
(1) 共生社会を実現するための啓発・広報等 …… 38
(2) 障害を理由とする偏見・差別の解消を目指した啓発活動 …… 39
(3) 精神障害者に対する偏見・差別の是正のための啓発活動 …… 41
(4) 特別支援教育の充実及び障害のある人に対する理解を深める教育の推進 …… 41
(5) 発達障害者への支援 …… 43
(6) 障害のある人の雇用の促進等 …… 44
(7) 障害者虐待防止の取組 …… 45
(8) 障害者権利条約の締結及び周知 …… 46
(9) 障害のある人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応 …… 46
トピックス 旧優生保護法一時金に関する取組 …… 47
5 部落差別（同和問題） …… 49
(1) 部落差別（同和問題）の解消に向けた啓発活動 …… 49
(2) 学校教育・社会教育を通じた部落差別（同和問題）の解消に向けた取組 …… 49
(3) 公正な採用選考システムの確立 …… 50
(4) 農漁協等関係農林漁業団体職員に対する啓発活動 …… 50
(5) 隣保館における活動の推進 …… 51
(6) えせ同和行為の排除に向けた取組 …… 51
(7) 部落差別（同和問題）をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応 …… 52
6 アイヌの人々 …… 53
(1) アイヌの人々に関する総合的な政策の推進 …… 53
(2) アイヌ文化の振興，アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発 …… 53

(3) アイヌ関係の文化財の保護等に関する取組 …… 54
(4) アイヌの人々に対する偏見・差別の解消に向けた取組 …… 54
(5) 学校教育におけるアイヌに関する学習の推進 …… 54
(6) 各高等教育機関等におけるアイヌ語等に関する取組への配慮 …… 54
(7) 生活館における活動の推進 …… 55
(8) 農林漁業経営の近代化を通じた理解の増進 …… 55
(9) アイヌの人々の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応 …… 55
7 外国人 …… 56
(1) 外国人に対する偏見・差別を解消し，国際化時代にふさわしい人権意識の育成を目指した啓発活動 …… 56
(2) ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動 …… 57
(3) 学校等における国際理解教育及び外国人の子どもの教育の推進 …… 58
(4) 外国人材の受入れと共生のための取組 …… 59
(5) 外国人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応 …… 60
8 HIV感染者等 …… 62
(1) エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくし，理解を深めるための啓発活動 …… 62
(2) 学校教育におけるエイズ教育等の推進 …… 62
(3) HIV感染者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応 …… 62
9 刑を終えて出所した人 …… 63
(1) 犯罪をした人や非行のある少年の改善更生への理解・協力を促進するための取組 …… 63
(2) 刑を終えて出所した人に対する偏見・差別の解消を目指した啓発活動 …… 64
10 犯罪被害者等 …… 65
(1) 犯罪被害者等の人権に関する啓発・広報 …… 65
(2) 犯罪被害者等に対し支援を行う者等に対する教育訓練 …… 66
(3) 犯罪被害者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応 …… 67
11 インターネットによる人権侵害 …… 68
(1) 個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識を深めるための啓発活動 …… 68
(2) インターネットをめぐる人権侵害事案に対する適切な対応 …… 69
(3) インターネット等を介したいじめ等への対応 …… 70
12 北朝鮮当局によって拉致された被害者等 …… 71
(1) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間における取組 …… 71
(2) 広報媒体の活用 …… 72
(3) 地方公共団体・民間団体との協力 …… 72
(4) 学校教育における取組 …… 73
(5) 海外に向けた情報発信 …… 73
(6) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めるための啓発活動 …… 74
(7) 国連における取組 …… 74

(8) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する適切な対応 …… 75
⓭ その他の人権課題 …… 76
(1) ホームレスの人権及びホームレスの自立の支援等 …… 76
(2) 性的指向・性自認に関する人権 …… 77
(3) 人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯への適切な対応 …… 78
(4) 東日本大震災に伴う人権問題 …… 80
第３節 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等 …… 83
❶ 研修 …… 83
(1) 検察職員 …… 83
(2) 矯正施設職員 …… 83
(3) 更生保護官署関係職員 …… 83
(4) 出入国在留管理関係職員 …… 84
(5) 教師・社会教育関係職員 …… 84
(6) 医療関係者 …… 84
(7) 福祉関係職員 …… 84
(8) 海上保安官 …… 85
(9) 労働行政関係職員 …… 85
(10) 消防職員 …… 85
(11) 警察職員 …… 85
(12) 自衛官 …… 85
(13) 公務員全般 …… 86
❷ 国の他の機関との協力 …… 87
第４節 総合的かつ効果的な推進体制等 …… 88
❶ 実施主体の強化及び周知度の向上 …… 88
(1) 実施主体の強化 …… 88
(2) 周知度の向上 …… 88
❷ 実施主体間の連携 …… 89
(1) 人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会 …… 89
(2) 人権啓発活動ネットワーク協議会 …… 89
(3) 文部科学省と法務省の連携 …… 90
(4) スポーツ組織との連携・協力 …… 90
(5) 民間企業等と連携・協力した啓発活動 …… 90
❸ 担当者の育成 …… 90
(1) 人権啓発指導者養成研修会 …… 90
(2) 人権擁護事務担当職員，人権擁護委員に対する研修 …… 91
(3) 公正採用選考人権啓発推進員に対する研修 …… 91

④ 人権教育啓発推進センターの充実 …… 91
⑤ マスメディアの活用及びインターネット等ＩＴ関連技術の活用等 …… 92
⑥ 民間のアイディアの活用 …… 92
⑦ 国民の積極的参加意識の醸成 …… 92
(1) 全国中学生人権作文コンテスト …… 92
(2) 「世界エイズデー」ポスターコンクールの実施 …… 92

第2章 人権教育・啓発基本計画の推進 …… 95

トピックス 新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見・いじめ等への取組 …… 97

特 集 ハンセン病に係る偏見・差別の解消に向けた取組 …… 101

(1) ハンセン病患者・元患者とその家族に対する偏見・差別をなくし，理解を深めるための人権教育・啓発活動 …… 105
(2) 国連における取組 …… 117
(3) ハンセン病患者・元患者とその家族の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応 … 117

参考資料 …… 資-1

１ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 …… 資-2
２ 人権教育・啓発に関する基本計画 …… 資-3
３ 令和元年における「人権侵犯事件」の状況について（概要） …… 資-26
参考資料掲載アドレス一覧 …… 資-37

はじめに

我が国においては，基本的人権の尊重を基本理念の一つとする「日本国憲法」（以下「憲法」という。）の下で，国政の全般にわたり，人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきた。それは，憲法のみならず，戦後，国際連合（以下「国連」という。）において作成され，現在，我が国が締結している人権諸条約等の国際準則にものっとって行われている。また，我が国では，長年にわたり，国，地方公共団体と人権擁護委員を始めとする民間のボランティアとが一体となって，地域に密着した地道な人権擁護活動を積み重ねてきた。その成果もあって，人権尊重の理念が広く国民に浸透し，基本的には人権を尊重する社会が築かれているということができる。

一方で，人権課題の生起がやむことはなく，近年の急速な情報通信技術の進展や外国人の入国者数の増加等による情報化や国際化に加えて，晩婚化や平均寿命の伸長その他の原因による少子化や高齢化等により，我が国社会が急激な変化にさらされる中，インターネット上の人権侵害，外国人の人権問題，子どもの人権問題，障害のある人や高齢者の人権問題，企業等における各種ハラスメント等が関心を集めることとなっている。

法務省の人権擁護機関では，「人権侵犯事件調査処理規程」（平成16年法務省訓令第２号）に基づき，人権侵害を受けた者からの申告等を端緒に人権侵害による被害の救済に努めているところ，令和元年に法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数は１万5,420件である。これを類型別に見ると，学校におけるいじめ事案が2,944件（19.1％）と最も多く，次いで，暴行・虐待事案が2,298件（14.9％），プライバシー関係事案が2,197件（14.2％），労働権関係事案が1,836件（11.9％），住居・生活の安全関係事案が1,828件（11.9％），強制・強要事案が1,647件（10.7％）などとなっている（資-29頁参照）。

特に，子どもの人権に関しては，文部科学省が行った平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば，小・中・高等学校における，暴力行為の発生件数は７万2,940件と依然として憂慮すべき状況が見られ，また，小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は，54万3,933件となり，いじめによる重大な被害が生じた事案も引き続き発生しているなど，教育上の大きな課題となっている。さらに，全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は平成30年度には15万9,838件と，これまでで最多の件数となっている。

このような状況を踏まえ，政府では，府省庁間の連携を図りながら，国民に対する人権教育・啓発活動を更に推進している。

学校教育においては，学校の教育活動全体を通じた人権教育の一層の充実等，人権尊重の意識を高める取組を行うとともに，社会教育においては，国や大学が実施する社会教育

主事等を対象とした講習や研修を通じて，多様な人権課題に対応することができる指導者の育成及び資質の向上を図っている。

また，国民が人権について正しい認識を持ち，それらの認識が，日常生活の中での態度面，行動面等に確実に根付くことにより，人権侵害のない社会が実現されるよう，法務省の人権擁護機関が，関係府省庁や地方公共団体等と連携しつつ，様々な啓発活動等に取り組んでいる。

本書は，令和元年度において各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を「人権教育及び人権啓発施策」として取りまとめ，国会に報告するものである。

第１章

令和元年度に講じた人権教育・啓発に関する施策

第１節　人権一般の普遍的な視点からの取組

１　人権教育

人権教育とは，「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第２条）であり，生涯学習の視点に立って，幼児期からの発達段階を踏まえ，地域の実情等に応じて，学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ実施している。

⑴　学校教育

ア　人権教育の推進

文部科学省では，人権教育・啓発推進法及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年閣議決定，平成23年一部変更）を踏まえ，学校教育における人権教育に関する指導方法等について検討を行い，平成16年６月に「第１次とりまとめ」，平成18年１月に「第２次とりまとめ」，平成20年３月に「第３次とりまとめ」を公表した。文部科学省では，この第３次とりまとめを全国の国公私立学校や教育委員会等に配布するなど，人権教育の指導方法等の在り方についての調査研究の成果普及に努めている。

また，人権教育の全国的な推進を図るため，平成23年度から，各都道府県教育委員会を通じた学校における人権教育の特色ある実践事例の収集，公表を行うとともに，平成26年度に文部科学省ホームページ掲載用の人権教育の理解促進を図るための動画を作成した。平成28年度には，平成28年６月３日に，「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号。以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が施行されたことを踏まえ，外国人の人権尊重に関する実践事例を収集し，その結果を文部科学省ホームページ等で周知した。平成29年度には，各都道府県・指定都市教育委員会における人権教育指導資料の作成状況を一覧化し，文部科学省ホームページに掲載した。

さらに，平成22年度から毎年，「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し，人権教育の推進に関する情報交換や協議を行うとともに，「児童の権利に関する条約」（平成６年条約第２号。以下「児童の権利条約」という。）等について周知を図っている。

また，学校，家庭，地域社会が一体となった総合的な取組や，学校における人権教育の指導方法の改善充実について実践的な研究を委嘱する「人権教育研究推進事業（令和元年度実績：45地域，109校）」，学校における人権教育の在り方等について調査研究を行う「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」等を実施し，人権教育の推進に努めている。

イ　道徳教育の推進

文部科学省では，学習指導要領において，学校における道徳教育の充実を図っている。道徳教育は４つの視点，Ａ 自分自身，Ｂ 人との関わり，Ｃ 集団や社会との関わり，Ｄ 生命や自然，崇高なものとの関わりに分け，発達段階に応じて19から22の内容項目がある。その中で例えば，Ｃ 集団や社会との関わりの中で，誰に対しても差別や偏見を持たず，公正，公平にすることや，法やきまりを守り，自他の権利を大切にすること等，人権教育にも資する指導を行うこととしている。

また，道徳教育の一層の充実を図るため，平成30年度から小学校，令和元年度から中学校において「特別の教科　道徳」を全面実施している。

さらに，学校・地域の実情等に応じた多様な道徳教育を支援するため，全国的な事例収集と情報提供，特色ある道徳教育や教材活用等，地方公共団体への支援を行っている。

加えて，幼児期における教育は，生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たすことから，各幼稚園において，道徳性の芽生えを培う指導の充実が図られるように努めている。

ウ　地域や学校における奉仕活動・体験活動の推進

子どもの社会性や豊かな人間性を育む観点から，机上の知育だけではなく，具体的な体験や事物との関わりを通じた様々な体験活動を積極的に推進することは極めて重要なことである。文部科学省では，豊かな人間性や社会性を育むために，児童生徒の健全育成を目的とした様々な創意工夫のある長期宿泊体験の取組として「健全育成のための体験活動推進事業」を実施している。

エ　教師の資質向上等

教師の資質能力については，養成・採用・研修の各段階を通じてその向上を図っており，各都道府県教育委員会等が実施している教諭等に対する初任者研修や中堅教諭等資質向上研修等では，人権教育に関する内容が扱われるなど，人権尊重意識を高めるための取組を行っている。

トピックス

学校における人権教育の取組

＜事例１＞差別解消に向けて主体的に行動できる生徒の育成のための学校教育を実施している中学校の例

差別解消に向けて主体的に行動できる生徒を育てるため，人権学習改善部会，環境整備部会，家庭・地域連携部会を組織し，人権学習の指導方法の在り方の工夫・改善，日々の学校生活に視点を当てて生徒の人権感覚を磨き人権意識を高める環境づくり，学校の教育・啓発活動の情報発信と家庭や地域を巻き込んだ取組の工夫を

推進しました。

人権学習の指導方法の改善に当たっては，まず総合的な学習の時間，道徳科，学級活動，社会科，学校行事等の関連を考え，系統性のある指導ができるよう，年間指導計画の見直しを図りました。その上で，第１学年では，道徳科でいじめについてのワークシートにより，いじめに対する憤りや絶対にいじめを許してはならないという強い気持ちを持たせました。また，総合的な学習の時間においては，子供，障害のある人，北朝鮮当局による拉致問題などの人権課題を各教員が担当して各クラスを順番に指導し，身近なところにある人権問題の存在を生徒に気づかせ，人権に関する自分なりの課題を見付けさせました。第２学年では，ＳＮＳでの書き込みを通じてインターネットにおける人権問題について想像力を育むとともに，総合的な学習の時間では様々な人権問題について調べ学習を行いました。第３学年では，役割演技などにも取り組むことを通じ，差別に出会った時の具体的な対応策を考え，実践的な態度を育てることへつなげました。

授業のほか，日々の学校生活の中でも生徒の人権意識が高まるよう，生徒（人権委員）の作成した人権新聞の掲示や，図書室へ人権に関する図書を置くコーナーの設置等も行いました。

また，教員の資質向上のため，職員室に人権コーナーを設置し，図書，映像資料，指導案や研修会の紀要等を一括して保管し，授業に活用できるようにしました。研修主任，人権教育主任が中心となって教職員を対象とした「人権・同和教育だより」も発行し，教職員の共通理解をはかることに役立てました。

学校における人権教育の指導の効果を高めるため，人権標語の募集のプリントを各家庭に配布し，生徒と保護者が一緒になって標語を作成しながら家庭でも人権について考える機会を設けたところ，保護者からの応募は年々増えています。生徒（人権委員）による人権劇の上演や人権に関する外部講師の講演を行う人権参観日への参加者も増えており，学校での取組に協力する家庭等が増えたことが，生徒の人権意識の高揚につながりました。

＜事例２＞学校，家庭，地域社会が連携した人権教育の総合的な取組例

「自他の大切さを認め合える，豊かな人権感覚を身に付けた子供の育成」を目指して，幼稚園，小学校，中学校，ＰＴＡ，学校評議員，福祉施設及び教育委員会等で構成された人権教育総合推進会議において，小・中学校９年間を見通した指導計画の整備を行いました。地域の方々から学校の取組について助言をいただくとともに，生活科の授業等で地域の方々と児童の交流を行うことで地域との連携も行いました。

人権教育の実施に当たっては，小・中学校の連携のために研修主任を中心とした学校教育部会を設置し，人権課題について９年間を見通した協議を行いました。９

年間の「人権教育全体計画」を作成したことで，発達段階に応じた系統的・継続的な体制づくりができ，９年間のどの時期に，どの人権課題を，どのような題材で扱うかを知ることができ，小中連携の視点からも有効でした。

また，小・中学校では，毎年同時期に人権教育の集中学習を行っており，各学年で理解が深められるよう構成を工夫して作成された「人権学習ノート」を使用して学習を進めました。北朝鮮当局による拉致問題やハンセン病元患者の人権については映像教材も積極的に活用しました。人権学習で学んだ資料等はファイルに綴じて学年をまたいで使用し，これまでの学びを振り返り，人権教育の９年間の積み上げを行っています。学習後，ファイルを家庭に持ち帰り，保護者が読み感想を書いてもらうことで，児童生徒の人権感覚の高まりを伝えるとともに，保護者の啓発にもつなげました。

教職員については，各学校の人権教育主任を集めた研修会を実施したほか，児童生徒の人権保護のために必要となる教員のチェック項目について教職員が意見交換をして「人権チェックリスト」を作成し，活用しています。

⑵ 社会教育

社会教育においては，生涯にわたる学習活動を通じて，人権尊重の精神を基本に置いた事業を展開している。

文部科学省では，社会教育において中核的な役割を担う社会教育主事の養成講習や，現職の社会教育主事等を対象にした研修等において，人権問題等の現代的課題を取り上げ，指導者の育成及び資質の向上を図っており，公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座が開設され，世代の異なる人たちや障害のある人，外国人等との交流活動等，人権に関する多様な学習機会が提供されている。

また，地方公共団体の社会教育担当者等を集めた各種会議等の機会を通じ，ヘイトスピーチ解消法,「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号。以下「部落差別解消推進法」という。）等に関する法の趣旨や性同一性障害や性的指向・性自認,ハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施に関する周知等を図り，各地域の実情に即した人権教育が推進されるよう促している。

２　人権啓発

人権啓発とは,「国民の間に人権尊重の理念を普及させ，及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し,「国民が,その発達段階に応じ，人権尊重の理念に対する理解を深め，これを体得することができるよう」にすることを旨としている（人権教育・啓発推進法第２条，第３条）。

人権啓発は，広く国民の間に，人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研

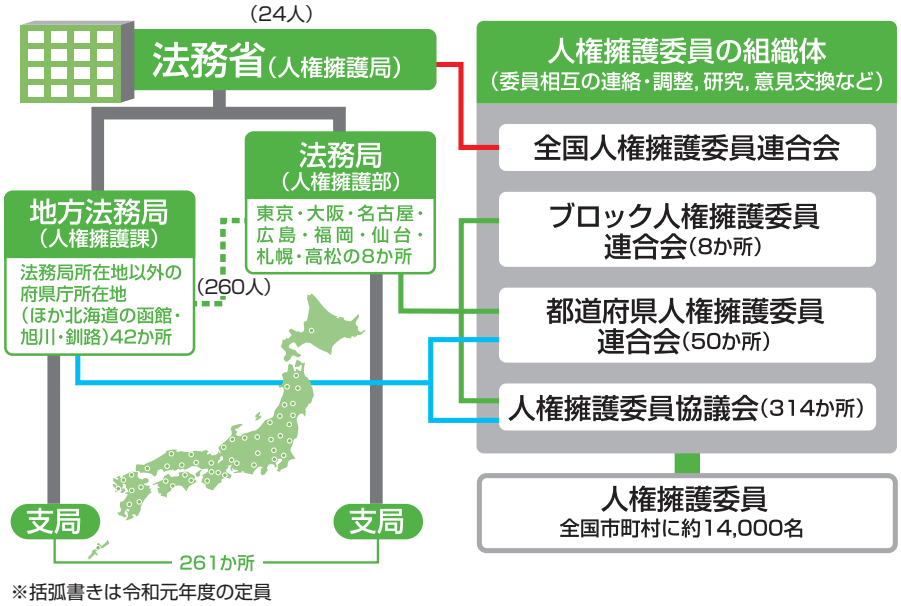
修，情報提供，広報活動等で人権教育を除くものであるが，その目的とするところは，国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し，これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動をとることができるようにすることにある。すなわち，「人権とは何か」，「人権の尊重とはどういうことか」，「人権を侵害された場合に，これを排除し，救済するための制度がどのようになっているか」等について国民が正しい認識を持ち，それらの認識が日常生活の中で，その態度面，行動面等において確実に根付くことによって，人権侵害の生じない社会の実現を図ることが人権啓発の目的である。

(1)　人権啓発の実施主体

人権啓発を担当する国の機関として，法務省に人権擁護局が，その下部機関として法務局に人権擁護部，地方法務局に人権擁護課がそれぞれ設けられており，また，法務局・地方法務局の下部機関である支局でも人権啓発活動を行っている。加えて，「人権擁護委員法」（昭和24年法律第139号）に基づき，法務大臣が委嘱する人権擁護委員及びその組織体があり，これら全体を「法務省の人権擁護機関」という。

人権擁護委員は，法務大臣が委嘱した民間の人たちであり，法務局・地方法務局等と連携しながら，全国各地で人権啓発を含む人権擁護活動を行っている。人権擁護委員制度は，様々な分野の人たちが，地域の中で人権尊重思想を広め，住民の人権が侵害されないよう配慮し，人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設されたものであり，諸外国にも例を見ないものである。

また，法務省以外の関係各府省庁においても，その所掌事務との関連で，人権に関わる各種の啓発活動を行っているほか，地方公共団体や公益法人，民間団体，企業等においても，人権に関わる様々な活動を展開している。



※括弧書きは令和元年度の定員

法務省の人権擁護機関の構成図（令和元年６月１日）

トピックス

人権擁護委員の活動

人権擁護委員は，住民一人一人の人権意識を高め，人権について理解を深めてもらうために，人権教室（11頁参照）を始めとする各種人権啓発活動を実施しています。また，法務局等において，面談，電話，インターネットや手紙による人権相談を受けているほか，それらの相談等を通じて，被害者等から「人権を侵害された」という申告等があった場合は，法務局職員と協力して，人権侵犯事件の調査に当たったり，当事者の関係を調整したりして，事案の円満な解決を図っています。

＜人権擁護委員の声　１＞

今，子どものいじめが大きな問題になっており，小・中学校から，人権教室を開いてほしいと声をかけられることが数多くあります。私は，そんな要望に応えて1人でも多くの小・中学生を救いたいという思いから人権教室を開催しています。

ある学校での人権教室で，「みんな表面的なことばかり言っているけど，本当にいじめを止めることができるの？」という発言がありました。私は，こういった子どもの本音を引き出し，語り合う場を少しでも多く作りたいと思っています。

子どもたちから「私の本音を聞いてくれてありがとう。」「また，クラスみんなで本音で語り合いたい。」など，感謝の言葉をもらうことがあります。

子どもたちの言葉を励みに，今後も，少しでもいじめをなくすことにつながるように願いながら，子どもの心に寄り添う人権教室を行っていきたいです。

＜人権擁護委員の声　２＞

人権相談は，人権侵害による被害者をはじめ，悩みや不安を抱える人々の相談を受け，その問題の解決や解消を援助する活動です。相談を受ける際は，悩みごとや心配ごとを素直に話してもらえる信頼関係を築くことを心がけています。また，人権相談は人権侵害救済の端緒となるものですから，「人権侵害を見逃さない」という気持ちで対応しています。

結果として，相談を終えて笑顔で帰られたり，納得されたり，感謝の言葉をいただいたときや，被害者の救済につながったときは，やりがいを感じます。

他の機関に相談に行ったが思うような結果が得られず，人権擁護機関に相談に来たというケースもあります。相談者が頼りにしている機関だということを十分認識した上で相談を受けることが重要だと感じています。

＜人権擁護委員の声　３＞

全国の小・中学校に配布されているＳＯＳミニレター（34頁参照）。送られてくるレターの内容は，いじめや友人関係，家庭の問題など多岐にわたっています。勇気を出して書いてくれた子どもたちの気持ちをしっかり受け止め，どうしたらその

子どもたちが希望の光を見いだせるのか，委員間で話し合いを重ねながら返事を書くようにしています。不登校で心を閉ざし人間不信に陥っていたＡさんは，レターのやり取りで徐々に委員に心を開き，いろいろなことを相談するようになってきました。また，「いじめを受けて生きているのがつらい」というＢさんは「委員さんが寄り添ってくれることが心強く，一緒に考えてくれて嬉しかった」というお返事をくれました。

子どもたちが悩みから，自ら立ち上がり，成長していく姿にやりがいを感じています。

⑵　法務省の人権擁護機関が行う啓発活動

ア　令和元年度啓発活動重点目標

その時々の社会情勢や人権侵犯事件の動向を勘案して，年度を通じて特に重点的に啓発するテーマを定め，共通の目標の下に組織を挙げて人権啓発活動を展開している。

令和元年度は，啓発活動重点目標を「みんなで築こう　人権の世紀～考えよう　相手の気持ち　未来へつなげよう違いを認め合う心～」と定め，21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし，一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し，これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう，相手の気持ちを考えることの大切さを一人一人の心に訴えるとともに，2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（※）（以下「東京2020大会」という。）に向けて，違いを認め合う心を育み，これを未来へつなげていくための人権啓発活動を展開した。

また，令和元年度においては，次の17の項目を強調事項として掲げた。

法務省の人権擁護機関は，これらの重点目標等を踏まえながら，全国各地において，講演会，シンポジウム等を開催したほか，テレビ・ラジオ等のマスメディアを活用した人権啓発活動を行った。

① 女性の人権を守ろう
② 子どもの人権を守ろう
③ 高齢者の人権を守ろう
④ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
⑤ 同和問題（部落差別）を解消しよう
⑥ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
⑦ 外国人の人権を尊重しよう
⑧ HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう



ポスター「令和元年度啓発活動重点目標」

⑨　刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
⑩　犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
⑪　インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
⑫　北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
⑬　ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
⑭　性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
⑮　性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
⑯　人身取引をなくそう
⑰　東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

（※）令和２年３月30日に，東京オリンピックは令和３年７月23日から８月８日に，東京パラリンピックは同年８月24日から９月５日に開催されることが決定された。

イ　第71回人権週間

令和元年12月４日から10日（世界人権宣言が採択された人権デー）までの１週間を「第71回人権週間」と定め，関係諸機関及び諸団体の協力の下に，世界人権宣言の意義を訴えるとともに，人権尊重思想の普及高揚を呼び掛ける集中的な人権啓発活動を展開した。



ポスター「第71回人権週間」

ウ　人権擁護委員の日

人権擁護委員法が施行された６月１日を「人権擁護委員の日」と定め，国民に人権擁護委員制度の周知を図るとともに，人権尊重思想の普及高揚に努めている。

令和元年度においても，全国各地で，街頭での人権啓発活動を行ったほか，テレビ番組やラジオ番組において人権擁護委員の活動について紹介するなど，マスメディアを活用して人権擁護委員制度等の広報に積極的に努めた。

また，６月１日を中心に，全国2,560か所において，全国一斉に人権擁護委員の日特設人権相談所（注）を開設した。

（注）「特設人権相談所」は，法務局長又は地方法務局長と人権擁護委員協議会長が，協議の上，日時及び場所を定めて開設する相談所をいい，土曜日，日曜日又は祝日に法務局・地方法務局及びその支局で開設するものや，デパート，公民館，福祉施設等で開設するものがある。



ポスター「人権擁護委員制度」

エ　全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生を対象に，人権問題についての作文を書くことによって，人権尊重の重要性，必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること，及び入賞作品を国民に周知広報することによって，広く一般に人権尊重意識を根付かせることを目的として，毎年，「全国中学生人権作文コンテスト」を実施している。

39回目を迎えた令和元年度は，7,359校から，日常の家庭生活，学校生活等の中で得た体験を基に，基本的人権を守ることの重要性についての考えをまとめた91万9,154編の応募があった。多くの中学生が，人権について理解を深め，豊かな人権感覚を身に付けるよい機会となっている。中央大会における主な受賞作品は次のとおり。

内閣総理大臣賞　香川県・土庄町立土庄中学校１年　篠原　和誠さん
「気軽な助け合いができる社会をめざして」

法務大臣賞　宮崎県・宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校３年　藤原　凛華さん
「星塚のじぃやん」

文部科学大臣賞　埼玉県・学校法人文理佐藤学園西武学園文理中学校３年
北澤　夏紀さん
「二人の私」



第39回全国中学生人権作文コンテスト中央大会表彰式

これらの内閣総理大臣賞等の主な入賞作品については，「第39回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集」として冊子に編集し，中学校，市区町村，図書館等に配布するとともに，法務省ホームページに掲載して，人権啓発の資料として幅広く活用している。

また，法務省において令和元年12月26日



受賞者とその御家族



第39回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集

に中央大会表彰式を行うとともに，法務局・地方法務局において人権週間を中心として地方大会表彰式を開催し，作品の内容を周知した。

さらに，優秀作品を世界に発信することを目的として，第39回大会の優秀作品３作品について，英語に翻訳の上，コンテストの紹介文と共に法務省ホームページ（英語版）に掲載した。

オ　人権教室

「人権教室」は，いじめ等について考える機会を作ることによって，子どもたちが相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的とし，全国の人権擁護委員が中心となって実施している人権啓発活動である。


人権教室

小･中学生等を対象に,「人権の花運動」（13頁参照）における学校訪問や道徳科の授業等を利用して，アニメーション形式による啓発ビデオや紙芝居・絵本等，子どもたちが興味を持ちやすいように工夫した教材を活用することにより，人権尊重思想について子どもたちに分かりやすく理解してもらう内容となるように努めている。また，近年は，園児や児童生徒に加え，大学生を対象としたり，企業研修等において大人を対象としたりして実施している。

令和元年度は，104万6,791人を対象に行われた。

カ　人権擁護功労賞

人権擁護委員の活動等を通じて関わりのある企業や特定非営利活動法人等の団体及び個人並びに共生社会（ユニバーサル社会）の実現に向けた活動を行っている団体及び個人の中から，人権擁護上，顕著な功績があったと認められた者に対し，法務大臣と全国人権擁護委員連合会会長が表彰を行っている。

令和元年度の受賞者は，次のとおりである。

法務大臣表彰状	沖田　孝司　氏，沖田　千春　氏
法務大臣表彰状（ユニバーサル社会賞）	藪本　雅子　氏
	アジア女性センター（福岡県福岡市）
	堀内　佳　氏
全国人権擁護委員連合会会長表彰状	株式会社北日本新聞社（富山県富山市）
	株式会社石巻日日新聞社（宮城県石巻市）
法務大臣感謝状	ＣＡＰ　あさひかわ（北海道旭川市）
全国人権擁護委員連合会会長感謝状	特定非営利活動法人竹田市観光ツーリズム協会（大分県竹田市）
	株式会社室蘭民報社（北海道室蘭市）



令和元年度人権擁護功労賞

⑶　法務省が公益法人，地方公共団体へ委託して行う啓発活動

ア　公益財団法人人権教育啓発推進センターが行う啓発活動（人権啓発活動中央委託事業）

㋐　公益財団法人人権教育啓発推進センター

公益財団法人人権教育啓発推進センター（以下「人権教育啓発推進センター」という。）は，人権教育・啓発活動の中核となるナショナルセンターとしての役割を果たすべく，人権に関する総合的な教育･啓発及び広報を行うとともに，人権教育･啓発についての調査，研究等を行っている。

㋑　令和元年度に人権教育啓発推進センターへ委託した啓発活動

①　人権啓発リーフレットの作成

・「よくわかる　子どもの権利条約」（児童の権利条約の意義等を周知・啓発し，人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的としたリーフレット）

・「いっしょに学ぼう！障害のある人の人権～パラリンピックへ向けて（令和元年７月改訂版）」（障害のある人に対する偏見や差別をなくすとともに，障害のある人が活躍するために必要なこと，私たちが意識すべきことについて考えてもらうことを目的としたリーフレット）

・「部落差別解消推進法リーフレット」（部落差別のない社会の実現に資するため，国民に対し，本法の施行を周知することを目的としたリーフレット）

②　人権啓発教材の作成

・動画「りんごの色～ LGBTを知っていますか？～」（性的指向や性自認に関する理解促進を目的とした動画）

③　人権シンポジウム等の開催

・ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」～ハンセン病に関する患者・元患者・その家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動～

令和元年８月31日　静岡県静岡市

・人権シンポジウム

令和元年９月29日　北海道札幌市

テーマ「震災と人権～人権的観点から被災者支援・避難所運営を考える」

・人権シンポジウム

令和元年10月29日　東京都中央区
テーマ「企業と人権～いま，企業に求められるもの～」

・人権シンポジウム
令和２年２月１日　愛知県名古屋市
テーマ「ハンセン病に関するシンポジウム～ハンセン病に関する患者･元患者･その家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動～」

④　夏休み2019宿題・自由研究大作戦（東京会場）へのイベントブースの設置
令和元年７月30日～８月１日　東京都大田区
テーマ「人権ってなんだろう？自分には関係ないもの？」

⑤　「人権に関する国家公務員等研修会」の開催（２回）（86頁参照）

⑥　地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象として，その指導者として必要な知識やスキルを習得させることを目的とした「人権啓発指導者養成研修会」の実施（３回）（90頁参照）

⑦　人権週間を中心に，年間を通じて人権啓発活動の意義を周知するため，全国規模での広報を実施

⑧　「人権ライブラリー」（ホームページhttp://www.jinken-library.jp/）の運営等

イ　地方公共団体が行う啓発活動（人権啓発活動地方委託事業）

㋐　人権啓発活動地方委託事業

人権啓発活動地方委託事業（以下「地方委託事業」という。）は，都道府県及び政令指定都市等を委託先とし，全ての人権課題を対象とした幅広い人権啓発活動の実施を委託する事業であり，講演会，研修会，資料作成，スポットCM，新聞広告，地域総合情報誌広告等を実施している。

㋑　地域人権啓発活動活性化事業

法務省の人権擁護機関，都道府県，市区町村等の人権啓発活動を実施する主体間の横断的なネットワークである「人権啓発活動ネットワーク協議会」（89頁参照）との連携の下に実施される地方委託事業を特に「地域人権啓発活動活性化事業」と称している。令和元年度は，同事業として，住民に親しみやすく，かつ，参加しやすい要素を取り入れながら，人権の花運動（注），スポーツ組織と連携・協力した啓発活動（90頁参照），地域の民間団体と連携した人権ユニバーサル事業等の地域に密着した多種多様な人権啓発活動を実施した。

（注）人権の花運動は，児童が協力して花の種子，球根等を育てることによって，生命の尊さを実感し，その中で，豊かな心を育み，優しさと思いやりの心を体得することを目的とし，全国の人権擁護委員が中心となって実施している，主に小学生を対象とした人権啓発活動である。

この活動では，育てた花を父母や社会福祉施設に届けたりすることなどにより，一層の人権尊重思想の普及高揚を図っている。

令和元年度は，3,831校の学校等において，454,224人を対象に行われた。

⑷　中小企業・小規模事業者の産業に関わりの深い業種等に対する啓発活動

経済産業省では，産業界向けに，令和元年度は，企業の社会的責任の観点から，企業活動における様々な人権問題等に関する講演会やシンポジウムを全国で開催し，経済界の役職員等の人権意識の涵養を図った（開催回数：88回，総参加人数：9,845人）。

また，併せて，企業の社会的責任や情報モラルに係る啓発活動の参考となるべきパンフレットを経済団体や企業等に配布した。



パンフレット「平成30年度『企業の社会的責任と人権』セミナー概要」



令和元年度「企業の社会的責任と人権」セミナー

⑸　国際的な取組に関する啓発活動

外務省では，国際的に人権問題に取り組む関係者を招へいして講演会等を行うことを通じて，国際的な人権課題の啓発を行っている。令和元年12月には，女子差別撤廃委員会委員を招へいし，大学での講演会，NGOとの交流会を行った。

トピックス

「ビジネスと人権」に関する我が国の取組

企業活動のグローバル化が進む中，企業活動における人権の尊重が注目されてくるようになりました。

国際社会の様々な動向を受け，国連の場では，平成23年の第17回国連人権理事会（※）で，人権を保護する国家の義務や人権を尊重する企業の責任，ビジネス関連の人権侵害に関する救済へのアクセスについての原則を示した「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護，尊重及び救済」枠組みの実施」（以下「指導原則」という。）が全会一致で支持されました。「指導原則」は，企業活動における人権尊重の指針として用いられています。

また，「持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））」の実現と人権の保護・促進は表裏一体の関係にあるとされており，企業がSDGsに取り組む上でも，人権の尊重は重要になってきています。投資家，市民社会，消費者からも企業に人権尊重を求める意識が高まってきており，企業は，人権を尊重した行動をとることが求められてきています。

国内外において「ビジネスと人権」に対する関心が高まる中，日本政府は「指導原則」の着実な履行の一つとして，「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定することを決定しました。本行動計画の策定は，SDGsの達成に向けた主要な取組の一つとしても位置付けられており，令和元年12月に決定された「SDGs実施指針改定版」に行動計画を策定していくことを明記しています。

行動計画策定の第一段階として，平成30年に，関係する全府省庁が参加する形で，企業活動に関連する我が国の法制度や施策等の現状整理を行いました。その上で，実態を把握するため，経済界，労働界，法曹界，市民社会等の代表的な組織の参加を得て，計10回の意見交換会を実施し，その結果を報告書に取りまとめました。

令和元年度には，関係省庁，学識経験者，経済界，労働界，法曹界，市民社会，更には海外の有識者の間での議論等を通じ，令和元年7月に行動計画に盛り込む優先分野を特定し，令和2年2月には，行動計画の原案を作成し，2月17日から3月17日までパブリックコメントを募集しました。これらの意見も踏まえ，引き続き，令和2年半ばに行動計画を策定・公表するべく，取り組んでいるところです。

この行動計画を通じ，責任ある企業活動の促進を図ることにより，国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し，日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上を図ってまいります。

（※）国連人権理事会は，国連における人権の主流化の流れの中で，人権問題への対処能力強化のため，国連総会の下部機関として平成18年にスイス・ジュネーブに設置されました。



ビジネスと人権フォーラム
（出典：国連人権高等弁務官事務所HP）



冊子「ビジネスと人権とは？ ビジネスと人権に関する指導原則」

トピックス

SDGs達成に向けた法務省の人権擁護機関の取組



持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））は，平成27年の国連サミットにて全会一致で採択された国際目標です。SDGsは，「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現すべく，17のゴール及び169のターゲットを定めています。SDGsに掲げられた目標は，貧困や保健，気候変動等多岐に渡っており，中でも人権分野は，SDGsの17ゴールの多くに関連しています。

我が国においては，SDGsの採択後の平成28年５月，内閣総理大臣を本部長，全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し，同年12月には今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」を決定しました。

法務省の人権擁護機関では，SDGs達成に向け，いじめや虐待を始めとする子どもの人権問題について，コミュニケーション手段の多様化を踏まえた人権相談体制の整備等を進めています。電話やメールによる相談に加え，「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）を全国の小・中学校の児童生徒に配布し，より相談しやすい体制を整えるとともに，令和元年度には，名古屋法務局において，若年層の利用が多いSNS「LINE」を活用した人権相談を試行しました。

併せて，外国人や障害のある人等の人権の尊重をテーマとした人権啓発活動に積極的に取り組み，「心のバリアフリー」を推進しています。

人種，障害の有無などの違いを理解し，認め合うことの重要性を認識してもらうため，啓発冊子の配布や啓発動画の配信を行ったり，学校等で人権教室を実施したりするほか，様々な民間団体等と連携・協力して，車椅子体験・障害者スポーツ体験などの体験型の人権啓発活動も広く実施しています。

また，令和元年度には，未来に向けて社会全体で人権問題に取り組もうという気運を継承するとともに，「心のバリアフリー」の更なる推進を図るため，人権啓発キャッチコピーコンテストを実施しました。コンテストの結果，最優秀作品に選ばれたキャッチコピー「「誰か」のこと　じゃない。」は，令和２年度以降，



ポスター「令和２年度啓発活動重点目標」

人権啓発活動の重点目標として使用します。

様々な人権問題について，自分自身のこととして捉え，考えてもらえるよう，そして，SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会が実現されるよう，これからも各種の人権啓発活動を幅広く展開していきます。



車椅子バスケットボール体験



車椅子体験

第2節 人権課題に対する取組

1　女性

男女平等の理念は，憲法に明記されており，法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）等において，男女平等の原則が確立されている。しかし，現実には今なお，「男は仕事，女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており，家庭や職場において様々な男女差別が生じている。

また，性犯罪，配偶者等からの暴力，職場等におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も近年多く発生している。

我が国が締約国となっている「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（昭和60年条約第７号。以下「女子差別撤廃条約」という。）は，男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として，女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし，締約国に対し，政治的及び公的活動並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めている。

国内においては，平成11年６月に施行された「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）に基づき「男女共同参画基本計画」を策定しており，平成27年12月には，現行の「第４次男女共同参画基本計画」を策定した。

平成28年4月には，「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が施行され，国，地方公共団体，常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主は，女性の活躍状況の把握・課題分析，数値目標を掲げた行動計画の策定，策定した行動計画及び女性の活躍状況に関する情報の公表等が義務付けられた。その後，女性活躍の更なる推進のため，女性活躍推進法附則に基づく施行後３年の見直しを実施し，一般事業主行動計画の策定義務や情報公表義務の対象を，常時雇用する労働者数が101人以上の事業主に拡大すること等を内容とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第24号。以下「女性活躍推進法等一部改正法」という。）が第198回通常国会にて成立した（令和２年６月１日施行，対象企業拡大については令和４年４月１日施行）。

また，女性に対する暴力等への取組については，平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）が施行されて以降，同法に基づき，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策を推進している。

法務省の人権擁護機関では，法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じており，人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は，人権侵犯事件とし

て調査を行い，事案に応じた適切な措置を講じている。法務省の人権擁護機関が女性に対する暴行・虐待に関して，新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は，次のとおりである。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
女性に対する暴行・虐待	1,884	1,776	1,386	1,182	947

（法務省人権擁護局の資料による）

令和元年度の取組は，以下のとおりである。

⑴ 男女共同参画の視点に立った様々な社会制度の見直し，広報・啓発活動の推進

ア　内閣府では，行政相談委員及び人権擁護委員並びに都道府県及び政令指定都市担当者（合計125人）を対象に，男女共同参画に関する諸課題について理解を深め，苦情の処理に係る知識・技能の向上を図ることを目的とする苦情処理研修を実施した。

そのほか，我が国の男女共同参画に関する取組を広く知らせるため，男女共同参画の総合情報誌「共同参画」を発行しているほか，ホームページ，メールマガジン，ＳＮＳ（Facebook）を活用して，充実した情報を迅速に提供する体制の整備を図るなど，多様な媒体を通じた広報・啓発活動を推進している。さらに，配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ法令，制度及び関係機関についての情報等を収集し，内閣府のホームページを通じ，外国語版も含め提供している。

女性活躍推進法に基づき，国・都道府県・市区町村においては，より実効性の高い行動計画の策定や女性活躍情報の公表などの取組を進めている。内閣府では，策定された行動計画や女性活躍情報を一覧化して掲載した「女性活躍推進法『見える化』サイト」（平成28年９月開設）の充実等により女性活躍情報の「見える化」の徹底と活用の促進に努めている。さらに，女性活躍推進法に基づき，地方公共団体が策定する地域の女性の職業生活における活躍についての推進計画による取組について，地域女性活躍推進交付金等により支援を行った。

イ　男女共同参画推進本部決定により，毎年６月23日から29日までの１週間を「男女共同参画週間」としている。令和元年度も例年と同じく，「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催するとともに，「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」及び「女性のチャレンジ賞」等の表彰を実施した。

また，女性が活躍できる職場環境の整備を推進するため，役員・管理職への女性の登用に関する方針，取組及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を表彰する「女性が輝く先進企業表彰」を平成26年度から実施している。令和元年度の表彰は令和元年12月に実施した。

ウ　厚生労働省では，女性活躍推進法の実効性確保のため，企業等が女性活躍に向けた取組を積極的に実施するよう支援している。さらに，女性活躍推進法に基づく行動計画及び女性の活躍状況に関する情報の公表先として「女性の活躍推進企業データベー

ス」を運用するとともに，企業や女性求職者を始めとした利用者の活用を促進するため，利便性の向上を図った。

エ　経済産業省では，「新・ダイバーシティ経営企業100選」や「100選プライム」，「なでしこ銘柄」により，多様な人材の能力を活かした企業の先進事例を発信することで，企業の取組を後押ししている（詳細は，「男女共同参画白書」に記載。）。

オ　外務省では，令和元年12月に，女子差別撤廃委員会委員を招へいして大学での講演会，NGOとの交流会を行い，女性分野に関する国際的な取組を紹介した。

⑵ 法令・条約等の周知

ア　内閣府では，国内における男女共同参画社会の実現に向けた取組を行うに当たって，報告会，刊行物や内閣府男女共同参画局ホームページ（http://www.gender.go.jp/）等を通じ，男女共同参画に関連の深い各種の条約や，国際会議における議論等，男女共同参画・女性活躍のための国際的規範や，基準，取組の指針等の広報に努めている。

令和元年度は，「男女共同参画推進連携会議企画委員会」の主催による情報・意見交換会として，国連女性の地位委員会や，WAW ！／ W20，北京＋25等について「聞く会」を開催した。さらに，G ７男女共同参画担当大臣会合やAPEC女性と経済フォーラム等の国際会議の概要について，内閣府男女共同参画局ホームページへの掲載等を行った。

イ　外務省では，女子差別撤廃条約関連文書や女性の地位向上に関する会議等の関連文書を，外務省ホームページ（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/women/index.html）に掲載し，広くその内容の周知に努めている。

⑶ 女性に対する偏見・差別意識解消を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では，「女性の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ，講演会等の開催，啓発冊子の配布等，各種人権啓発活動を実施している。

また，ドメスティックバイオレンス防止をテーマとした啓発ビデオ「虐待防止シリーズ　ドメスティックバイオレンス」や「デートDV って何？～対等な関係を築くために～」を，法務局・地方法務局において貸し出しているほか，YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて，セクシュアルハラスメントを始めとする各種ハラスメントなど，職場における各種人権問題について解説した啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を法務局・地方法務局で配布しているほか，同内容を分かりやすく解説した啓発ビデオを貸し出したり，YouTube法務省チャンネルで配信したりしている。

さらに，セクシュアルハラスメントを題材とした腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「みこさんの本音」及びタレントの麻尋えりか氏によるスポット映像「セクハラ・パワハラ」篇及び「ハラスメント・DV」篇をYouTube法務省チャンネルで配信

している。

⑷ 男女平等を推進する教育・学習，女性の生涯学習機会の充実

文部科学省では，男女共同参画社会の形成のため，学校教育において，児童生徒の発達の段階に応じて，社会科，家庭科，道徳，特別活動等を通じて，男女の平等や男女相互の理解と協力等についての指導が充実されるよう，学習指導要領の一層の周知・徹底を行った。また，令和元年度から実施している「次世代のライフプランニング教育推進事業」において，次世代を担う若者が，固定的な性別役割分担意識にとらわれず主体的に多様な進路を選択することができるよう，学校で活用することができるライフプランニング教育プログラム（高校生・大学生対象）や，教員研修プログラムの開発を進めている。

さらに，学びを通じた女性の社会参画を促進するため，平成29年度から実施している「男女共同参画のための女性の学び・キャリア形成支援事業」において，大学等，地方公共団体及び男女共同参画センター等の関係機関が連携し，子育て等により離職した女性の学びと再就職・社会参画支援を地域の中で一体的に行う仕組みづくりに関するモデルを構築するため，実証事業を行うとともに，取組の普及啓発を図るため，東京で研究協議会を開催した。

独立行政法人国立女性教育会館は，男女共同参画社会の形成を目指し，地方公共団体，男女共同参画センター，女性団体等における男女共同参画を推進する研修や専門的な調査研究，情報の収集・提供を行っている。

⑸ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のための取組

厚生労働省では，労働者が性別により差別されることなく，また，働く女性が母性を尊重されつつ，その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため，男女雇用機会均等法に沿った男女均等取扱いやセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置等の徹底について，周知及び指導を行うとともに，事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には，円滑かつ迅速な解決を図られるよう援助を行っている。

また，「育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）により事業主に対し義務付けられている育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置が徹底されるよう，周知及び指導を行うとともに，事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には，円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行っている。

さらに，第198回通常国会において，労働者が事業主にセクシュアルハラスメント等に関する相談をしたこと等を理由とする不利益取扱いの禁止等，職場におけるハラスメント防止対策を強化する内容を盛り込んだ女性活躍推進法等一部改正法が成立した（令

和２年６月１日施行)。

(6) 農山漁村の女性の地位向上のための啓発等

女性は，農業就業人口の約半数を占め，農山漁村・農林水産業の担い手として重要な役割を果たしているが，地域の方針決定の場における参画は十分進んでいない状況にある。このため，女性の役割を適正に評価し，その能力が発揮されるよう，農林水産省としても農山漁村において女性活躍推進のために優れた活動を行っている個人や団体の表彰への支援，「農山漁村女性の日」（毎年３月10日）を中心とした男女共同参画社会の形成に向けた意識啓発に努めており，関係団体による積極的な取組を促した。

この結果，令和元年度については，農業委員会において，女性農業委員の割合が12.1％（前年度11.8％）（農林水産省調べ），農業協同組合において，女性役員の割合が8.4％（前年度8.0％）（JA全国農業協同組合中央会調べ）に上昇した（詳細は「男女共同参画白書」に記載)。

(7) 女性の人権問題に関する適切な対応及び啓発の推進

男女共同参画推進本部決定により，毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの２週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし，同期間中，地方公共団体，女性団体その他の関係団体との連携・協力の下，社会の意識啓発等，女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

令和元年度には，DVを始めとする複合的困難により，社会的に孤立し，生きづらさを抱える女性に対する支援を政府一体となって推進するため，「すべての女性が輝く社会づくり本部」の下に「多様な困難に直面する女性に対する支援等に関する関係府省連絡会議」を設置して検討を重ね，令和元年12月，政策の方向性や具体的施策を「多様な困難に直面する女性支援政策パッケージ」として取りまとめた。同政策パッケージでは，①相談窓口の充実と切れ目のない支援，②支援に携わる人材の育成・確保，③官民を含む各種施策・体制間の連携促進，支援体制の見える化と利便性の向上に向け，具体的施策を進めることとしている。

ア　内閣府では，令和元年度は，女性に対する暴力をなくす運動において，啓発用ポスター及びリーフレットの作成や，運動のシンボルであるパープルリボンにちなんで，東京スカイツリー等をパープルにライトアップするなど，広く国民に対して暴力根絶を呼び掛けた。また，ＤＶ対応の象徴であるパープルリボンと，児童虐待対応の象徴であるオレンジリボンを組み合わせたWリボンバッジを作成し，運動初日に全閣僚に着用を呼びかけた。

また，配偶者からの暴力について相談することができる窓口を知らない被害者を相談機関につなぐため，発信地等の情報から最寄りの配偶者暴力相談支援センター等の相談機関の窓口に自動転送する「DV相談ナビ」(ナビダイヤル0570-0-55210（全国共通）)

を実施している。

さらに，官民の配偶者暴力被害者支援の関係者（配偶者暴力相談支援センター長，相談員及び地方公共団体の職員）を対象としたワークショップ等を行う「女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業」を実施し，令和元年度は，児童相談所も対象に加え，地域において関係者が連携した事例や先進的な取組の共有・意見交換等を通じ，配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援の充実を図るための都道府県と市町村・行政と民間の更なる連携の促進等を行った。

加えて，女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から，若年層に対する効果的な予防啓発を行うため，若年層に対して教育・啓発の機会を持つ教育機関の教職員，地方公共団体において予防啓発事業を担当している行政職員，予防啓発事業を行っている民間団体の職員等を対象として研修を実施した。

また，平成30年10月に全都道府県に設置された性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて，同センターの運営の安定化及び質の向上を図るため，平成29年度に創設した性犯罪・性暴力被害者支援交付金を活用し，各地方公共団体の実情に応じた取組支援の充実に努めた。

さらに，性犯罪被害者等が，安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために，地方公共団体の職員，性犯罪被害者等の支援を行う医療関係者及び支援機関の相談員を対象とした研修を行う「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」を実施し，支援体制の整備に努めた。

このほか，いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力については，平成29年５月，関係府省対策会議において策定した「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づき，関係府省による連携の下，更なる実態把握，取締り等の強化，教育・啓発の強化，相談体制の充実，保護・自立支援の取組強化などの取組を推進している。また，前記「今後の対策」において，毎年４月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置付け，必要な対策を集中的に実施している。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数	102,963	111,172	106,367	106,110	114,481

（内閣府の資料による）

イ　法務省の人権擁護機関では，専用相談電話「女性の人権ホットライン」（ナビダイヤル0570-070-810（全国共通））を全国の法務局・地方法務局に設置して相談体制の一層の強化を図っている。

令和元年度は，女性に対する暴力をなくす運動期間中の令和元年11月18日から24日までの１週間を，「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」とし，平日の相談受付時間を延長するとともに，土曜日・日曜日も開設し，様々な人権問題に悩む女

性からの電話相談に応じた。

また，配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連携を一層強化し，被害の救済及び予防に努めている。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
女性の人権ホットライン相談件数	21,123	19,306	19,656	19,151	17,328

（法務省人権擁護局の資料による）



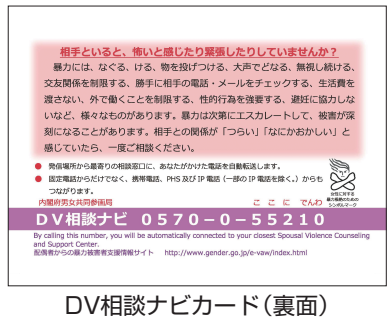
ポスター
「女性の人権ホットライン強化週間」



ポスター
「女性に対する暴力をなくす運動」



DV相談ナビカード（表面）



DV相談ナビカード（裏面）

ウ　「令和元年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」（警察庁）によれば，令和元年中のストーカー事案の被害者は女性が約９割を占めている。

警察では，若年層のストーカー被害を防止するため，高校生，大学生等を対象に，イラスト等を用いてストーカー被害の態様を説明した教材（パンフレット・DVD等）を活用した防犯教室等を開催しているほか，警察庁においてポータルサイトにより，ストーカー事案に関する情報を発信している。

また，危険性・切迫性が高い事案の被害者等の安全を確保するため，緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に，ホテル等の宿泊施設を利用するための費用について，公費で負担することとしている。

2 子ども

我が国が締約国となっている児童の権利条約は，締約国が，適当かつ積極的な方法で同条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する旨を規定している（第42条）。

文部科学省が各都道府県教育委員会等を通じて行った平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では，暴力行為の発生件数は７万2,940件（対前年度比15.2％増）と依然として憂慮すべき状況が見られ，また，いじめの認知件数は54万3,933件（同31.3％増）となり，いじめによる重大な被害が生じた事案も引き続き発生しているなど，教育上の大きな課題となっている。

また，令和元年に警察がいじめに起因する事件で検挙・補導した人員は，266人（対前年比16.2％増）であった。内訳としては，小学生66人（同4.3％減），中学生140人（同25.0％増），高校生60人（同25.0％増）となっている。

さらに，法務省の人権擁護機関が調査・処理を行う人権侵犯事件においても，令和元年には，学校におけるいじめ事案が2,944件，教育職員による体罰に関する事案が141件，児童に対する暴行・虐待事案が413件と高水準で推移しており，こうした人権侵害による被害の予防・救済のための取組等が課題となっている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
学校におけるいじめ	3,883	3,371	3,169	2,955	2,944
教育職員による体罰	494	448	263	201	141
児童に対する暴行・虐待	699	586	486	453	413

（法務省人権擁護局の資料による）

令和元年度の取組は，以下のとおりである。

(1) 子どもが人権享有主体として最大限尊重されるような社会の実現を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では，「子どもの人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ，講演会等の開催，啓発冊子の配布等に加え，全国中学生人権作文コンテスト（10頁参照）を実施している。また，人権擁護委員が中心となって，人権教室（11頁参照），人権の花運動（13頁参照），スポーツ組織と連携・協力した啓発活動（90頁参照）等，各種人権啓発活動を実施している。

令和元年度においては，いじめ等の子どもの人権問題に関する意識を啓発するため，インターネット広告を実施したほか，啓発冊子「『いじめ』　させない　見逃さない」を作成し，全国の法務局・地方法務局に配布の上，各種人権啓発活動で活用した。

また，文部科学省との連携により，学校等と法務省の人権擁護機関の更なる連携強化を図り，人権教室（11頁参照）の積極的な実施を始めとする人権啓発活動を推進することで，いじめ等の子どもの人権問題の防止に取り組んでいる。

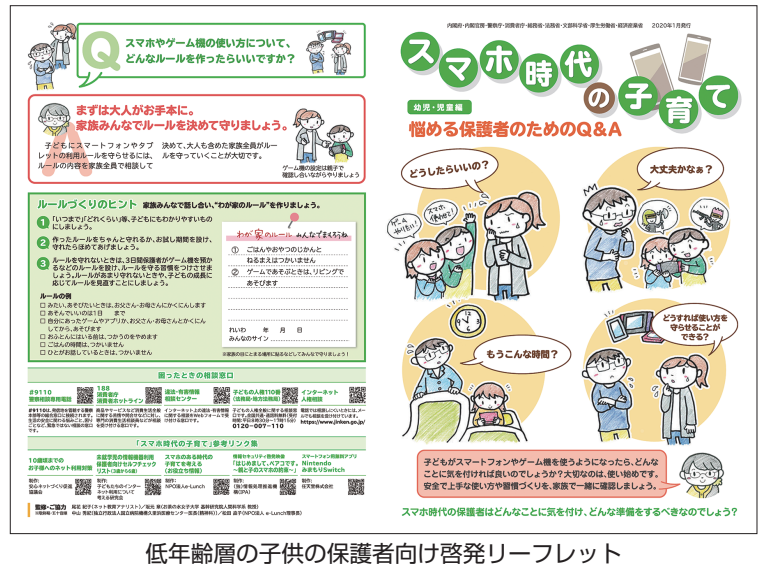
このほか，漫画を用いて，日常生活における人権に関する問題及び人権を尊重することの重要性について解説した啓発冊子「マンガで考える『人権』　みんなともだち」や，自らの差別意識について「気づき」を与え，理解を促すためのリーフレット及びウェブコンテンツ「じんけん自己診断～こんなときどうする？」，啓発ビデオ「虐待防止シリーズ　児童虐待」，全国中学生人権作文コンテスト（10頁参照）の入賞作品等を題材にした啓発動画などを活用し，人権啓発活動の充実に努めている。

加えて，内閣府を始め関係省庁では，地方公共団体，関係団体，関係事業者などと連携し，毎年，２月から５月にかけて，スマートフォンやSNSの安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する，「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開している。

内閣府を始め関係省庁では，期間中，ラジオ・BSテレビ・インターネット等の様々な広報媒体を通じた啓発活動等の取組を集中的に展開した。



啓発冊子
「『いじめ』　させない　見逃さない」



低年齢層の子供の保護者向け啓発リーフレット

(2)　学校教育及び社会教育における人権教育の推進

ア　文部科学省では，学習指導要領において，「確かな学力」，「豊かな心」，「健やかな体」（知・徳・体）のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指している。平成29年３月に公示した新学習指導要領においても，その趣旨は受け継がれており，「生きる力」の理念をより一層具体化して確実に育成することを求めている。

「豊かな心」の育成に関しては，道徳において，善悪の判断等の内容を扱うとともに，体験活動等を生かすなどの充実を図っている。

また，豊かな人間性や社会性を育む観点から，健全育成のための体験活動推進事業や，学校教育における人権教育を推進するための人権教育研究推進事業，学校における人権教育の在り方等に関する調査研究等を実施した（２頁参照）。

社会教育においては，専門的職員である社会教育主事の養成講習等において，人権問題等の現代的課題を取り上げ，指導者の育成及び資質の向上を図っている。

イ　厚生労働省では，毎年５月５日の「子どもの日」から11日までの１週間を「児童福祉週間」と定め，子どもの健やかな成長，子どもや家庭を取り巻く環境について国民全体で考えることを目的に，国，地方公共団体，関係団体，企業，地域社会等が連携して，全国で様々な行事，取組を行っている。

令和元年度は，児童福祉週間の標語を全国公募し，最優秀作品として選定された「その気持ち 誰かを笑顔にさせる種」を児童福祉週間の象徴として，児童福祉の理念の普及･啓発を図った。



ポスター「児童福祉週間」

⑶ 家庭教育に対する支援の充実

文部科学省では，全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう，地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等が地域の実情に応じて行う家庭教育支援に関する取組（保護者に対する学習機会や情報の提供，相談対応等）を推進するため，補助事業（地域における家庭教育支援基盤構築事業）等を実施している。

また，地域における家庭教育支援の取組の効果的な実施に向けて，教育と福祉の連携に関する地方公共団体向けの委託事業（家庭教育支援推進事業）を実施している。

⑷ 「人権を大切にする心を育てる」保育の推進

厚生労働省では，保育所等において，保育所保育指針に基づき，児童の最善の利益を考慮するよう啓発を行うとともに，「人権を大切にする心を育てる」保育の推進を図り，児童の心身の発達，家庭や地域の実情等に応じた適切な保育の実施を推進している。

⑸ いじめ・暴力行為等に対する取組の推進

ア　いじめの問題は依然として大きな社会問題となっている。こうした状況の中，平成25年６月の「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）の成立を受け，文部科学省では，同年10月11日，「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国のいじめ防止基本方針」という。）を策定した。

また，「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」を開催するなど，いじめ防止対策推進法及び国のいじめ防止基本方針の周知徹底を図ることに取り組んでいる。

このほか，教育再生実行会議の第一次提言及びいじめ防止対策推進法を踏まえ，いじめの未然防止，早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実するため，平成25年度から「いじめ対策等総合推進事業」（平成29年度から「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」と名称変更）

を実施している。

また，国のいじめ防止基本方針に基づき，文部科学省の「いじめ防止対策協議会」において，法の施行状況の検証を行い，平成28年11月に「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」の提言を受けた。この提言を踏まえ，平成29年３月に国のいじめ防止基本方針を改定した。なお，当該基本方針においては，学校や学校の設置者が法務省の人権擁護機関との連携を図ることや，平素から，関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等の体制整備を図るなどの情報共有体制を構築していくことが必要であることを記載している。このほか，令和２年１月，子ども自身の主体的な活動の中核となるリーダーを育成するとともに，全国各地での多様な取組の実施を一層推進するため，「全国いじめ問題子供サミット」を開催した。

暴力行為については，未然防止と早期発見・早期対応に教職員が一体となって取り組むことや家庭・地域社会等の理解を得て地域ぐるみでの取組を推進すること，暴力行為等の問題行動を繰り返す児童生徒に対して，警察等の関係機関と連携した取組を推進し，き然とした指導を粘り強く行うなどの的確な対応をとることを学校，教育委員会等に要請した。

また，いじめ，暴力行為等，問題を抱える児童生徒が適切な相談等を受けることができるよう，児童生徒の心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置するとともに，福祉の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置するなど，学校内の教育相談体制の整備を支援している。さらに，令和元年度は，「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」において，児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応につながる効果的な取組の実践等について調査研究を行った。

さらに，夜間・休日を含め24時間いつでも子どものSOSを受け止めることができるよう，通話料無料の「24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）」を整備している。

加えて，近年，若年層の多くが，SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに，SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を受け，いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に関して，SNS等を活用する利点・課題等について検討を行うため，平成29年７月に有識者会議を開催し，平成30年３月，「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（最終報告）」を取りまとめた。また，平成30年から地方公共団体に対し，SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援している。

イ　警察では，少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により，いじめ事案の早期把握に努めるとともに，いじめ事案を把握した場合には，事案の重大性及び緊急性，被害児童生徒及びその保護者の意向，学校等の対応状況等を踏まえ，いじめ防止対策推進法の趣旨等を認識しつつ，学校等との緊密な関係を構築するなどして，的確な対応を推進している。

また，校内暴力についても，学校等との情報交換により早期把握に努め，悪質な事案に対し厳正に対処するなど，内容に応じた適切な措置と再発の防止に努めている。

ウ　厚生労働省では，ひきこもり等の児童について，ひきこもり地域支援センターや自立相談支援機関を相談窓口として，教育分野との連携を図りつつ，児童相談所や児童養護施設等の機能を十分活用するとともに，家庭環境・養護問題の調整，解決に取り組んでいる。

⑹ 体罰の問題に対する取組の推進

体罰は，「学校教育法」（昭和22年法律第26号）第11条で禁止されており，児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え，力による解決の志向を助長し，いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれがあり，いかなる場合でも決して許されない。文部科学省では，平成25年３月に，懲戒と体罰の区別について現場の教員が理解しやすい丁寧な説明を行うことを目的として，体罰と判断される行為や認められる懲戒等の具体例や，部活動指導に当たっての留意事項を示した通知を発出したり，同年５月に運動部活動での体罰等の根絶及び効果的な指導に向けた「運動部活動での指導のガイドライン」を公表したりするなど，体罰の防止に関する取組を実施してきた。さらに，平成30年３月には，「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」，同年12月には，「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を新たに策定し，校長及び部活動の指導者に対し，生徒の心身の健康管理，事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底することについて示した。

また，体罰根絶のためには実態把握に努めることが重要と考えており，令和元年12月には，国公私立学校における体罰の実態についてまとめた調査結果を公表した。この結果では，体罰により懲戒処分等を受けた者は767人で，前年度の773人から，６人減少している。

⑺ 児童虐待防止のための取組

児童虐待への対応については，平成12年11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）及び「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）の累次の改正や，「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）などにより，制度的な充実が図られてきた。

この間，全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し，平成30年度には児童虐待防止法制定直前の約13.7倍に当たる15万9,838件となっている。子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず，児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。

上記のように，児童虐待相談対応件数の増加や，東京都目黒区で発生した児童虐待事案等を受けて，平成30年６月15日の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」を踏まえ対応策を検討し，同年７月20日に同関係閣僚会議において，「児童虐待防止対策の強

化に向けた緊急総合対策」を決定した。同対策においては，転居した場合の児童相談所における引継ぎルールを見直し・徹底すること，「児童相談所強化プラン」を前倒して見直すこと等としているほか，相談窓口の周知，より効果的・効率的な役割分担・情報共有，適切な一時保護，保護された子供の受け皿確保などを講じることとしている。母子保健分野においても，児童虐待の発生予防・早期発見のための取組について整理を行い，同月に通知を発出した。

さらに，同対策に基づき，同年12月18日に，児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）を決定し，児童相談所及び市町村の体制強化に向けて，令和４年度までに，児童福祉司を約2,000人増加させることや市区町村子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置すること等としている。

また，平成31年２月には，千葉県野田市で発生した事案を受けて，関係閣僚会議を開催し，通告元の秘匿や関係機関の連携等に関する新ルールを設置することを内容とする「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」を決定した。

同年３月には，関係閣僚会議において，児童虐待の発生予防・早期発見や児童虐待発生時の迅速・的確な対応等を強化することを内容とする「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定し，併せて「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。同法案は，国会での審議を経て，令和元年６月に可決・成立された。

この改正法では，主に以下の内容が定められている。

・児童の権利擁護として，親権者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこと。
・児童相談所の体制強化として，都道府県は一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずること。
・児童相談所の設置促進として，児童相談所の設置に関する参酌基準を定めること，中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう施設整備，人材確保・育成の支援等の措置を講ずること。
・関係機関間の連携強化として，DV対策との連携強化のため，配偶者暴力相談支援センター等の職員は児童虐待の早期発見に努めること。

このほか，児童相談所職員の処遇改善や一時保護所等の量的・質的向上，民法上の懲戒権の在り方についての検討規定が設けられた。

これらの対策に基づき，財政的な措置が必要なものについては，地方交付税措置を含め予算等において所要の措置を講じており，さらに検討が必要な事項については，必要な検討を行うこととしている。

ア　厚生労働省では，平成16年から，毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け，児童虐待に対する社会的関心の喚起を図るとともに，月間中，関係府省庁や地方公共団体，関係団体等と連携した集中的な広報啓発活動を実施している。

令和元年度は，「189（いちはやく） ちいさな命に 待ったなし」を月間標語として決定し，広報用ポスター，リーフレット等に掲載して配布したほか，「子どもの虐待防止推進全国フォーラムinとっとり」の開催（11月16・17日），政府広報の活用等により，児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知･啓発した。また，児童虐待防止の啓発を図ることを目的に民間団体（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している。



ポスター「児童虐待防止の推進」

児童虐待を受けたと思われる子どもを見付けたときなどに，ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう，児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」を運用している。児童相談所につながるまでの時間短縮のため，平成28年４月に音声ガイダンスを短縮や，平成30年２月に携帯電話等からの着信についてコールセンター方式を導入するなどの改善を進めてきたが，令和元年12月より「児童相談所全国共通ダイヤル」を「児童相談所虐待対応ダイヤル」と名称を変更し，相談については「児童相談所相談専用ダイヤル」を開設した。「児童相談所虐待対応ダイヤル」については，通話料の無料化を行い，利便性の向上を図った。

このほか，「社会保障審議会児童部会」の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」においては，児童虐待による死亡事例等について，分析，検証し，事例から明らかになった問題点・課題の具体的な対応策について提言として取りまとめを行っており，令和元年８月には，「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）」を取りまとめた。

第15次報告においては，心中以外の虐待死（50例・52人）では，０歳児死亡が最も多く（53.8%），うち月齢０か月児が半数を占めること，実母が抱える問題として「予期しない妊娠／計画していない妊娠」，「妊婦健診未受診」が高い割合を占めること等が特徴として見られた。

イ　文部科学省では，児童虐待防止法の規定による早期発見努力義務及び通告義務等について機会を捉えて周知徹底を図っているほか，関係機関との連携強化のための情報共有や児童虐待防止に係る研修の実施などの積極的な対応等についても周知している。

また，平成31年２月の関係閣僚会議決定を受け，令和元年５月に学校・教育委員会等が児童虐待の対応に留意すべき事項をまとめた「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成し，公表するとともに，同年８月には，地域における児童虐待の未然防止・早期発見の取組に資するよう，地域で活動する家庭教育支援や地域学校協働

活動等の関係者に向けて，「児童虐待への対応のポイント」を作成し，児童虐待への対応に関して留意すべき事項等を周知した。さらに，同年11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせて，全国の家庭・学校・地域の関係者に向けて，文部科学大臣メッセージ「児童虐待の根絶に向けて～地域全体で子供たちを見守り育てるために～」を発信するなど，児童虐待の防止に向けた周知・啓発を行った。

このほか，児童生徒が適切な相談を受けることができるよう，スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用等，教育相談体制の整備を支援している。また，児童虐待の未然防止や早期対応のため，家庭教育支援チーム等による保護者への相談対応や保護者と地域とのつながりづくりの推進にも取り組んでいる。

ウ　警察では，児童虐待について，累次の関係閣僚会議及び令和元年６月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）を踏まえ，児童虐待が疑われる事案の情報を全て児童相談所に通告し，又は情報提供を行うなど，児童相談所との連携の強化を推進するとともに，子どもの安全確認ができない場合の児童相談所からの援助要請への確実な対応等を推進している。また，各警察本部の児童虐待担当部署に，児童相談所等関係機関との連携等を目的として児童虐待対策官等を設置することで，児童虐待への対応力の一層の強化を図っている。

エ　法務省では，令和元年10月に「児童虐待とたたかう法務省プロジェクトチーム」を設置し，児童虐待の根絶に向け，法務省における有効な児童虐待防止施策及び効果的な関係機関連携の在り方等について検討を進め，令和２年２月，「法務省児童虐待防止対策強化プラン」を取りまとめた。同強化プランでは，各地の法務省関係機関に児童虐待担当窓口を置き，各地の法務省関係機関が提供し得る資源・ノウハウを児童相談所等に提示し，その求めに応じて提供することとしており，例えば，法務局・地方法務局においては，職員や人権擁護委員による人権教室や子どもの人権ＳＯＳミニレター等による人権相談を実施することとしている。

⑻　子どもの性被害に係る対策

いわゆる児童ポルノ等，子どもの性被害に係る対策については，平成26年６月，「児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（平成11年法律第52号）が一部改正され，法律名が「児童買春，児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改められ，自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノ又はその電磁的記録を所持，保管する行為や，ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が新設された。同改正法は，平成26年７月に施行され，自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する規定については，平成27年７月から適用が開始された。

警察では，低年齢児童を狙ったグループ等に対する取締りを強化するとともに，児童

の被害の継続・拡大を防ぐため，流通・閲覧防止対策や被害児童の早期発見及び支援に向けた取組等を推進している。

また，警察庁ホームページにおいて，「STOP ！子供の性被害」と題して，児童ポルノ事犯の検挙・被害状況，被害防止対策，児童ポルノ被害の深刻さ等について掲載し，国民意識の向上を図っている。

⑼ 条約の周知

外務省では，平成６年に締結した児童の権利条約と併せ，武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書及び児童の売買，児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書の実施に，内閣府を始めとする関係府省庁と協力して努めており，条文その他の情報を外務省ホームページ（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html）に掲載し，その内容の周知に努めている。

平成31年１月，ジュネーブにおいて，我が国が児童の権利条約に基づき平成29年６月に国連に提出した第４回・第５回政府報告に関し，児童の権利委員会による審査が行われ，我が国の代表団は同条約の実施に関する政府の立場や取組について説明した。

文部科学省では，平成22年度から毎年開催する人権教育担当指導主事連絡協議会等において，同条約等の周知を図っている。

⑽ 子どもの人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では，①専用相談電話「子どもの人権110番」（フリーダイヤル0120-007-110（全国共通））を設置し，子どもが相談しやすい体制を取っている。取り分け，令和元年８月29日から９月４日までの１週間を「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」とし，平日の相談受付時間を延長するとともに，土曜日・日曜日も開設した。また，②法務省ホームページ上に「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」（https://www.jinken.go.jp/）を開設するとともに，③「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）を全国の小・中学校の児童生徒に配布している。さらに，令和元年度には，名古屋法務局において，若年層の利用が多いSNS「LINE」を活用した人権相談を試行するなど，子どもたちがより相談しやすいよう様々な手段を用意し，子どもの人権侵害事案の早期発見に努めている。



ポスター「子どもの人権110番強化週間」

そして，人権相談等を通じて，いじめや体罰，児童虐待，児童買春，児童ポルノによる被害など，

子どもの人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には，人権侵犯事件として調査を行い，事案に応じた適切な措置を講じている。

特に，児童虐待については，子どもの人権SOSミニレターを始めとする人権相談等を，対象者本人のみならず，その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待等を発見するための手段として活用し，虐待の疑われる事案を認知した場合には，児童相談所等への情報提供や被害者との面談を早期に行うことにより，被害者の速やかな保護，被害者の家庭環境の改善，見守り体制の構築を図るなどして，虐待を受けた児童の人権救済を図っている。

なお，子どもの人権SOSミニレターを端緒に人権侵犯事件として立件し，救済措置を講じた具体例については，参考資料３　令和元年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）（資-32 ～ 35頁）の事例３，事例５及び事例８のとおりである。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
子どもの人権110番相談件数	25,195	23,317	22,122	21,351	21,130

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
子どもの人権SOSミニレター相談件数	19,107	16,845	16,005	14,410	15,594

（法務省人権擁護局の資料による）



子どもの人権SOSミニレター（小学生向け）

3 高齢者

我が国は，平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として，人口の４人に１人が65歳以上の者となっている。

このような中，介護者による身体的・心理的虐待や，高齢者の家族等による本人の財産の無断処分等の経済的虐待といった高齢者の人権問題が大きな社会問題となっている。

令和元年度の取組は，以下のとおりである。

⑴ 高齢者についての理解を深め，高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では，「高齢者の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ，講演会等の開催，啓発冊子の配布等，各種人権啓発活動を実施している。

また，高齢者虐待防止等をテーマとした啓発ビデオ「虐待防止シリーズ　高齢者虐待」を，法務局・地方法務局において貸し出しているほか，YouTube法務省チャンネルで配信している。

さらに，腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「高齢者を大切にしよう」をYouTube法務省チャンネルで配信している。

⑵ 高齢者福祉に関する普及・啓発

厚生労働省では，令和元年９月15日の「老人の日」から21日までの１週間を「老人週間」と定め，「国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに，老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促す」という趣旨にふさわしい行事が実施されるよう，関係団体等に対する支援，協力，奨励等を都道府県等に依頼した。また，内閣府，消防庁，全国社会福祉協議会等の主唱12団体は，「みんなで築こう安心と活力ある健康長寿社会」を標語とする「令和元年『老人の日･老人週間』キャンペーン要綱」を定め，その取組を支援した。



ポスター「老人の日・老人週間」

⑶ 学校教育における高齢者・福祉に関する教育の推進

学校教育においては，学習指導要領に基づき，児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため，ボランティア活動や高齢者との交流等の体験活動の充実が図られている。

⑷　高齢者の学習機会の充実

平成30年に策定された「高齢社会対策大綱」においては，高齢者を含めた全ての人々が生涯にわたって学習活動を行うことができるよう，学校や社会における多様な学習機会の提供を図り，その成果の適切な評価の促進や地域活動の場での活用を図ることとしており，社会教育施設等においては，高齢者等を対象とした学習機会の提供が行われている。

また，文部科学省では，高齢者が生涯学習を通じて地域づくりに主体的に参画することを促進するため，行政や各種団体等で社会教育に携わる者を対象に，学びを通じた社会参画の実践による社会的孤立の予防・解消を図る方策を共有した。

⑸　ボランティア活動等，高齢者の社会参加の促進と世代間交流の機会の充実

内閣府では，高齢者の社会参加や世代間交流を促進するため，令和２年１月に東京都千代田区において，「高齢社会フォーラム」を開催するなどの事業を実施した。

また，年齢に捉われず，自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送る高齢者（エイジレス・ライフ実践者）や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を毎年広く紹介しており，令和元年度は，個人49名及び53団体を選考し，高齢社会フォーラム等を通じて，社会参加活動等の事例を広く国民に紹介する事業を実施した。



高齢社会フォーラム

⑹　高齢者の雇用・多様な就業機会確保のための啓発活動

厚生労働省では，求人の募集・採用に当たっては，年齢ではなく求職者一人一人の経験や適性，能力等を判断するべきであるとの趣旨から，現在，「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）により，ハローワークを始め，求人広告，民間の職業紹介会社，インターネット等，全ての求人募集において，厚生労働省令が定める例外事由に該当する場合を除いては，求人の年齢制限を原則禁止し，年齢に関わりなく応募の機会が開かれるよう努めている。

また，60歳以上の高齢者に限定して募集採用する場合には，厚生労働省令が定める例外事由として，年齢制限をすることを許容し，高齢者の雇用を促進することとしている。

(7) 高齢者の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では，法務局・地方法務局又はその支局において人権相談に応じており，全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」（ナビダイヤル0570-003-110（全国共通））を設置している。また，高齢者に接する機会が多い社会福祉事業従事者等に対し，人権相談を広報するためのリーフレットを配布したほか，老人福祉施設等の社会福祉施設において，入所者及びその家族が気軽に相談することができるよう，特設の人権相談所を開設するなどして，相談体制の一層の強化を図っている。人権相談等を通じて，高齢者に対する虐待等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は，人権侵犯事件として調査を行い，事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
高齢者に対する暴行・虐待	432	437	363	319	251
高齢者福祉施設における人権侵犯	82	57	40	42	31

（法務省人権擁護局の資料による）

トピックス

認知症に関する我が国の取組

我が国の認知症高齢者の数は，令和７年には約700万人，65歳以上の高齢者の約５人に１人に達することが見込まれており，認知症は誰もが関わる可能性のある身近なものとなっています。平成27年，12省庁共同で「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定し，認知症の人の意思が尊重され，できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し取組を進めてきました。さらに令和元年６月，認知症施策を政府全体で強力に推進するため，認知症施策推進関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。

認知症施策推進大綱の施策は全て認知症の人の視点に立って，認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進することを基本としています。厚生労働省では，認知症に関する正しい知識をもって，地域や職域で認知症の人や家族を手助けする「認知症サポーター」の養成を引き続き推進しています。また，令和2年1月には，５名の認知症本人の方を認知症本人大使「希望大使」に任命しました。認知症の人本人が自らの言葉で語り，認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等の積極的な発信を支援していきます。

このほか，「認知症に関する世論調査（令和元年12月調査）」による認知症に関する国民の意識把握や，認知症の人が自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送ることができるよう，「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の普及などに取り組んでいます。

４　障害のある人

障害のある人を含む全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには，国や地方公共団体が障害のある人に対する各種施策を実施していくだけでなく，社会の全ての人々が障害のある人について十分に理解し，必要な配慮をしていくことが求められている。

我が国では，全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため，平成30年３月に閣議決定した「障害者基本計画（第４次）」に基づき，障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

平成28年４月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）が施行され，各行政機関等や事業者において，不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を始めとする障害を理由とする差別の解消に向けた取組が行われている。

平成29年２月，東京2020大会を契機として全国のユニバーサルデザインの取組を推進していくため，様々な障害者団体等の参画を得て，ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議を開催し，「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定した。同行動計画では，障害者の権利に関する条約（平成26年条約第１号。以下「障害者権利条約」という。）の理念を踏まえ，全ての人々が，障害のある人に対する差別を行わないようにすることを徹底すると定めている。この行動計画を基に，関係省庁等が共生社会の実現に向けた諸政策を推進する中，平成30年12月，第３回関係閣僚会議を開催し，レガシーとしての共生社会の実現に向け，施策の更なる進展を図り取組の加速化を確認した。また，障害のある人の視点を施策に反映させる枠組みとして，構成員の過半を障害のある人又はその支援団体が占める「ユニバーサルデザイン2020評価会議」を設置・開催した。

また，平成30年12月には，ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成30年法律第100号）が公布・施行され，同法に基づき，平成31年１月，関係行政機関相互の調整を行うための「ユニバーサル社会推進会議」を開催した。令和元年８月には，同法に基づき，政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ，初めて公表した。

令和元年度の取組は，以下のとおりである。

⑴　共生社会を実現するための啓発・広報等

障害の有無にかかわらず，国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し，支え合う「共生社会」の理念の普及を図るため，障害者基本法（昭和45年法律第84号）では，毎年12月３日から９日までの期間を「障害者週間」と定めており，この期間を中心に，国，地方

公共団体が民間団体等と連携し，全国各地で様々な行事や取組を集中的に開催している。

内閣府では，障害者週間の実施に当たり，多様な媒体による広報・周知を行ったほか，障害者週間の取組の一環として，全国から募集した「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀賞作品に対する内閣総理大臣表彰の実施や，障害者関係団体等による障害又は障害のある人をテーマとするセミナーの開催など，障害者週間を契機とした国民意識の向上に向けた取組を行った（詳細は，「障害者白書」に記載）。



ポスター「障害者週間」

(2) 障害を理由とする偏見・差別の解消を目指した啓発活動

ア　法務省の人権擁護機関では，「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ，講演会等の開催，啓発冊子の配布等，各種人権啓発活動を実施している。

「障害のある人と人権～誰もが住みよい社会をつくるために～」と題した啓発冊子及び啓発ビデオや，障害のある人の人権問題を含めた職場における各種人権問題について解説した啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を法務局・地方法務局で配布するとともに，同内容を分かりやすく解説した啓発ビデオを貸し出したり，YouTube法務省チャンネルで配信したりしている。



啓発冊子「いっしょに学ぼう！障害のある人の人権～パラリンピックへ向けて～」

また，令和元年度においては，啓発冊子「いっしょに学ぼう！障害のある人の人権～パラリンピックへ向けて～」(改訂版)を作成し，全国の法務局・地方法務局で配布した。

さらに，経済３団体（日本経済団体連合会，経済同友会及び日本商工会議所）を中心に設立された「オリンピック・パラリンピック等経済界協議会」や社会福祉協議会などと連携し，車椅子体験，パラリンピアンによる講話，障害者スポーツ体験（ボッチャ，車椅子バスケットボール等）などと，障害のある人の人権や「心のバリアフリー」について人権擁護委員が講話をする人権教室とを組み合わせた人権啓発活動を全国各地で実施した。

加えて，平成22年度から，啓発冊子「人権の擁護」を始めとする各種啓発資料に順次音声コードを導入し，視覚障害のある人が利用することができるよう工夫を施している。

イ　厚生労働省では，「身体障害者補助犬法」（平成14年法律第49号）の趣旨及び補助犬の役割等についての一層の周知を目的として，ポスター，パンフレット，ステッカー等の作成・配布や，ホームページの開設を行っている（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hojoken/index.html）。



ステッカー
「ほじょ犬」



ポスター
「キミと出会ってから
「ありがとう」がふえた」



パンフレット「ほじょ犬　もっと知ってBOOK」



パンフレット「医療機関向け　ほじょ犬　もっと知ってBOOK」

(3) 精神障害者に対する偏見・差別の是正のための啓発活動

厚生労働省では，こころの健康や病気，支援サービスに関する総合サイトである「みんなのメンタルヘルス」や若者を支えるメンタルヘルスサイトである「こころもメンテしよう」，地域住民等に対して精神保健福祉に関する知識の普及等を行う「精神保健福祉普及運動」等を活用して，精神疾患についての正しい理解が広まるよう，情報発信を行っている。

令和元年度は，10月21日から27日までの間，「第67回精神保健福祉普及運動」を実施し，各地方公共団体において普及啓発のための講演会等の開催，パンフレットの配布等により，全国的かつ集中的な広報活動を実施した。

また，地域の住民の方々に対して精神障害のある人に対する理解等を促進するため，普及啓発用の映像を作成した。

さらに，世界メンタルヘルスデー（10月10日）に一般国民及び都道府県等自治体担当者を対象として，事業所関係者，行政担当者，当事者等による精神障害者に対する理解を深めるためのシンポジウム（「世界メンタルヘルスデー 2019・シンポジウム　深めよう理解を！広めよう活動を！～誰もが暮らしやすい地域をつくるために～」）を開催した。

(4) 特別支援教育の充実及び障害のある人に対する理解を深める教育の推進

ア　障害のある子どもについては，障害の状態に応じて，その可能性を最大限に伸ばし，

自立と社会参加に必要な力を培うことが重要であり，一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることができるよう，特別支援学校，特別支援学級，通級による指導といった多様な学びの場を整備することが大切であり，文部科学省としては，以下のような取組を行っている。

① 学習指導要領等改訂における特別支援教育の充実や特別支援教育に関わる教師の資質向上のための事業の実施

② 障害のある子どもの学校における日常生活上・学習活動上のサポートを行う「特別支援教育支援員」の配置に関する地方財政措置や，私立学校が障害に応じた教育を実施する上で必要とする設備を整備する経費の一部補助

③ 切れ目ない支援体制整備に向けた取組として，地方公共団体が，ⅰ特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期，社会参加までの切れ目のない支援体制の整備，ⅱ医療的ケアのための看護師や特別支援学校における自立活動等の充実を図るための外部専門家の配置に要する経費の一部補助

④ 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を推進するための事業の実施

⑤ 小・中学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）を担当する教員の定数について，平成29年度から基礎定数化し，また，平成30年３月に高校標準法施行令を改正し，平成30年度から公立高等学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための加配定数措置を可能とするなど，特別支援教育への対応のための教職員定数の改善

イ　障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等を踏まえ，誰もが，障害の有無にかかわらず共に学び，生きる共生社会を実現することが重要である。文部科学省では，障害のある人が，一生涯を通じ，本人の希望する学習を主体的・継続的に行うことができるようにするための環境整備と，障害の有無にかかわらず，共に学ぶ場づくり，障害に関する理解促進に取り組んでいる。

平成30年度より「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」として，学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な学習プログラムや実施体制，関係機関・団体等との連携等に関する実践研究や，生涯学習分野における合理的配慮の在り方等に関する調査研究を行っており，研究成果を順次普及することとしている。令和元年度からは新たに，実践研究事業の成果の普及や，障害に関する理解の促進，支援者同士の学び合いによる学びの場の担い手の育成，障害のある人の学びの場の拡大を目指し，「共に学び，生きる共生社会コンファレンス」を全国６ブロックにおいて開催した。

また，障害のある人の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体に対し，その功績をたたえる文部科学大臣表彰として，令和元年度は64件の対象者を決定し，令和元年12月には表彰式と事例発表会を開催した。さらに，同年９月には，障

害の有無にかかわらず共に学び，生きる共生社会の実現に向けた啓発として，「超福祉の学校2019 ～障害をこえて共に学び，つくる共生社会フォーラム～」を，特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所との共催で東京都渋谷区にて開催した。

その他，平成31年３月にとりまとめた「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」報告を踏まえ，令和元年７月８日付け「障害者の生涯学習の推進方策について」を関係機関へ通知し，国や地方公共団体，学校，民間団体等の各主体が障害のある人の生涯学習推進に向けて早急に実施すべき取組について具体的に示した。

(5) 発達障害者への支援

ア　厚生労働省では，平成19年12月に，毎年４月２日を「世界自閉症啓発デー」とする決議が国連で採択されたことを受け，一般社団法人日本自閉症協会との共催でシンポジウムを開催するなど，自閉症を始めとした発達障害に関する正しい知識の浸透を図っている。全国各地においても，世界自閉症啓発デーや４月２日から８日までの「発達障害啓発週間」（関係団体等が提唱）において，様々な啓発活動が実施されている。

また，「発達障害情報・支援センター」を設置し，発達障害者支援に関する調査・研究及びウェブサイト等を通じた支援手法の普及や国民の理解の促進を図っている。



ポスター「世界自閉症啓発デー」

近年の共生社会の実現に向けた新たな取組が進められている状況に鑑み，発達障害児者の支援をより一層充実させるための所要の処置を講じる「発達障害者支援法の一部を改正する法律」（平成28年法律第64号）が平成28年５月25日に成立した。本改正により，国及び地方公共団体がライフステージを通じた切れ目のない支援を実施することや，家族なども含めたきめ細やかな支援を推進し，発達障害児者及びその家族が身近な場所で支援が受けられる体制を構築することなどが定められた。

イ　発達障害の可能性のある児童生徒の多くは通常の学級に在籍しているため，早期に発見し，切れ目ない支援を行うことが大切であるとともに，全ての教職員が発達障害に関する一定の知識・技能を有していることが必要とされている。

文部科学省では，発達障害の可能性のある児童生徒を支援するため，令和元年度，①特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築の方法，②学習上のつまずきなどに対する教科指導の方向性の在り方，③通級による指導の担当教師等に対する研修体制の在り方や必要な指導方法，④学校における児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の在り方に関する研究等を実施した。

また，教育委員会や学校，保護者等に向け，それぞれの役割分担や適切な情報の管理・引継ぎなどについて盛り込んだ「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」を策定し，公表する（平成29年3月）など，切れ目ない支援に向けた取組の充実を図っている。

⑹　障害のある人の雇用の促進等

ア　障害のある人の雇用については，「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき，ハローワーク，障害者就業・生活支援センター，地域障害者職業センターが中心となって，障害のある人と事業主双方に対し，就職準備段階から職場定着支援まで一貫した支援を実施しており，平成15年以降，雇用障害者数が16年連続で過去最高を更新するなど，着実に進展している。

障害のある人の雇用環境が改善する中，依然として雇用義務のある企業の約３割が一人も障害のある人を雇用していない状況であるほか，中小事業主を中心に，経営トップを含む社内理解や作業内容の改善等にも課題が残されている。また，精神障害者を中心に，短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会の確保も課題となっている。

さらに，平成30年に国の機関及び地方公共団体の機関の多くの機関で，対象障害者の不適切計上があり，法定雇用率が達成されない状態が長年にわたって継続していたことが明らかとなったことも踏まえ，障害者雇用を一層推進するため，障害のある人の活躍の場の拡大に関する措置及び国及び地方公共団体における障害のある人の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を内容とする，「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第36号）が，令和元年６月に成立した（令和元年６月14日公布。公布日，令和元年９月６日及び令和２年４月１日に段階的に施行）。

イ　厚生労働省では，近年，障害のある人の就労意欲が着実な高まりを見せる中で，より多くの就職希望を実現するとともに，本人の希望に応じた職業生活を送ることができるようにするため，障害者雇用促進法や「障害者雇用対策基本方針」（平成30年厚生労働省告示第178号）等を踏まえた就労支援について，求人ニーズに適合した求職者の開拓等の準備段階から採用後の定着支援まで一貫した「企業向けチーム支援」やハローワークと地域関係機関との連携による「求職者向けチーム支援」の推進，障害者就業・生活支援センターにおける就業と生活両面の一体的な支援，精神障害者，発達障害者，難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援等を充実・強化することにより，一層の推進を図る。

また，平成28年４月より施行された，障害者雇用促進法に基づく雇用分野における障害のある人に対するの差別禁止や合理的配慮の提供義務について，周知・啓発に取り組むとともに，必要に応じて都道府県労働局やハローワークにおける助言・指導等

の取組により，引き続き，その着実な実施を図る。

加えて，令和元年の障害者雇用促進法の改正により，障害者活躍推進計画の作成・公表義務が令和２年４月１日に施行されたことにより，各機関が定めた障害者活躍推進計画に基づき，各機関において障害のある人の活躍を推進する体制整備や，障害のある人の活躍の基本となる職務の選定・創出，障害のある人の活躍を推進するための環境整備・人事管理等の障害者雇用に関する取組を適切に推進する。また，改正障害者雇用促進法のうち，障害者雇用に関する取組が優良な中小事業主の認定制度及び週所定労働時間が20時間未満の短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金制度が創設されたことから，こうした新制度の円滑かつ適切な施行を進めていく。

これらの取組により，障害のある人が活躍できる職場環境の整備や定着支援等に係る取組を推進していく。

ウ　障害のある人が日頃培った技能を互いに競い合うことにより，その職業能力の向上を図るとともに，企業や社会一般の人々が障害のある人に対する理解と認識を深め，その雇用の促進を図ることを目的として，「全国障害者技能競技大会」（アビリンピック）を開催している。直近では，令和元年11月15日から17日までの間，第39回大会が愛知県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の共催により開催された。

(7) 障害者虐待防止の取組

障害のある人に対する虐待を防止することは尊厳の保持のために極めて重要であることに鑑み，「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）が平成24年10月に施行された。

この法律においては，何人も障害者を虐待してはならないことや，虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合には速やかに通報すること等が規定されている。地方公共団体は障害者虐待の対応窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」や「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たすこととされており，各センターでは，障害者虐待の通報・届出の受理に加え，相談や指導・助言を行うほか，国民の理解の促進を図るため，障害者虐待防止の広報・啓発等を行っている。

厚生労働省では，地方公共団体が関係機関との連携の下，障害者虐待の未然防止や早期発見，迅速な対応等を行えるよう，障害者虐待防止対策支援等の施策を通じて，支援体制の強化や地域における関係機関等との協力体制の整備等を図るとともに，障害のある人の権利擁護等に係る各都道府



パンフレット「わかりやすい障害者虐待防止法パンフレット」

県における指導的役割を担う者の養成研修等を実施している。

また，障害者虐待防止の一層の広報・啓発を目的としてパンフレットを作成し，ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000121196.pdf）で公開している。

⑻　障害者権利条約の締結及び周知

我が国は，平成26年１月20日に障害者権利条約を締結した。この条約の主な内容は，条約の原則（無差別，平等，社会への包容等），政治的権利，教育・労働・雇用に関する権利，社会的な保障，文化的な生活・スポーツへの参加，国際協力等，幅広なものとなっている。締約国は，この条約が自国について発効後２年以内に，条約に基づく義務を履行するために取った措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を障害者権利委員会に提出することとなっており，平成28年６月，我が国も，障害当事者から構成される「障害者政策委員会」での議論の内容も盛り込み，パブリックコメントを実施した上で，第１回政府報告を作成し，提出した。

また，この条約の実施のためには，障害のある人に関する社会全体の意識が向上することが重要であり，外務省では，関係府省庁とも連携し，条約の概要や意義等について，障害当事者を含む国民全体に対し，分かりやすく，利用しやすいパンフレットやホームページの作成を通じて広報している。

⑼　障害のある人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では，法務局・地方法務局又はその支局において，人権相談に応じており，全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」（ナビダイヤル0570-003-110（全国共通））を設置している。また，障害のある人に接する機会が多い社会福祉事業従事者や特別支援学校高等部卒業予定者等に対し，人権相談を広報するためのリーフレットを配布したほか，障害者支援施設等の社会福祉施設において，入所者及びその家族が気軽に相談できるよう，特設の人権相談所を開設するなどして，相談体制の一層の強化を図っている。人権相談等を通じて，障害のある人に対する差別，虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は，人権侵犯事件として調査を行い，事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
障害のある人に対する差別待遇	265	286	272	235	163
障害者福祉施設における人権侵犯	77	63	49	40	38

（法務省人権擁護局の資料による）

トピックス

旧優生保護法一時金に関する取組

平成31年４月24日に，議員立法により「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（平成31年法律第14号）が成立し，公布・施行されました。この法律の趣旨については，法律の前文において以下のように述べられています。

> 昭和23年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成８年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた。
>
> このことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。
>
> 今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにするものである。
>
> ここに、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、この法律を制定する。

この法律に基づき，旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対して，一時金をお支払いします。対象者及び支給金額は以下のとおりで，請求期間は法律の施行から５年です。

⑴対象者

以下の①または②に該当する方で，現在，生存されている方が対象となります。

① 昭和23年９月11日から平成８年９月25日までの間に，旧優生保護法に基づき優生手術（生殖を不能にする手術）を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）

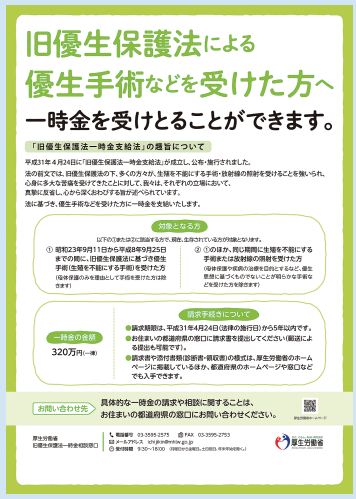
② ①のほか，同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど，優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

⑵支給金額

320万円（一律）

一時金の支給対象者が確実に請求を行うことができるよう，様々な機会を捉えて積

極的に周知広報を行うことが重要であり，厚生労働省では，一時金についての特設ホームページの開設，新聞広告，インターネット広告，ラジオ広告などにより制度の周知に取り組むとともに，さらに，障害特性に配慮した周知広報として，手話・字幕付き動画，点字版リーフレット，制度を分かりやすく説明したリーフレット（分かりやすい旧優生保護法一時金リーフレット）を作成したところです。



ポスター「旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ」





分かりやすい旧優生保護法一時金リーフレット

5　部落差別（同和問題）

同和問題は，日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により，日本国民の一部の人々が，長い間，経済的，社会的，文化的に低い状態に置かれることを強いられ，同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり，就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている，我が国固有の人権問題である。

この問題の解決を図るため，国は，地方公共団体と共に，昭和44年から33年間，特別措置法に基づき，地域改善対策を行ってきた。その結果，同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ，一般地区との格差は大きく改善された。

しかしながら，インターネット上の差別書き込み等の事案は依然として存在している。また，いわゆる「えせ同和行為」等の事案も依然として起こっており，部落差別（同和問題）の解消を阻む要因になっている。

平成28年12月16日には部落差別解消推進法が施行された。部落差別（同和問題）については，同法及び附帯決議の趣旨を踏まえつつ，的確に対応していくこととなる。

令和元年度の取組は，以下のとおりである。

⑴　部落差別（同和問題）の解消に向けた啓発活動

法務省の人権擁護機関では，「同和問題（部落差別）を解消しよう」を強調事項の一つとして掲げ，講演会等の開催，啓発冊子の配布等，各種人権啓発活動を実施している。

また，部落差別（同和問題）をテーマにした啓発ビデオ「人権アーカイブ・シリーズ『同和問題～過去からの証言，未来への提言～』／『同和問題　未来に向けて』」を法務局・地方法務局において貸し出しているほか，YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて，部落差別のない社会の実現に資するため，国民に対し，部落差別解消推進法の施行を周知することを目的とした「部落差別解消推進法リーフレット」を全国の法務局・地方法務局等で配布している。

さらに，タレントの麻尋えりか氏によるスポット映像「出身地等の差別」篇をYouTube法務省チャンネルで配信している。

⑵　学校教育・社会教育を通じた部落差別（同和問題）の解消に向けた取組

文部科学省では，各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を集めた会議において，平成28年12月16日に施行された部落差別解消推進法の趣旨や部落差別を解消するための教育活動等について説明するとともに，法務省による行政説明を行うなど，各種機会を通じて周知を図っている。

また，社会教育では，専門的職員である社会教育主事の資格付与のための講習や社会教育の専門的職員を対象とした研修において，人権教育に関するプログラムを実施して

おり，人権教育の着実な推進を図っている。

⑶　公正な採用選考システムの確立

厚生労働省では，企業の採用選考に当たって，人権に配慮し，応募者の適性・能力のみによって採否を決める公正な採用選考システムの確立が図られるよう，雇用主に対して，以下の啓発に取り組んだ。

① 事業所における公正な採用選考システムの確立について，中心的な役割を果たす「公正採用選考人権啓発推進員」を，一定規模以上の事業所に配置するとともに，各労働局及びハローワークが，同推進員に対して研修会を開催

② 従業員の採用選考に影響力のある企業トップクラスに対する研修会を開催

③ 公正な採用選考についてのパンフレット，リーフレット，ポスター，カレンダー等，各種啓発資料を作成し，事業所に配布

④ 公正採用選考に関する特設ウェブサイトの運用，公正採用選考について解説した啓発用動画の掲載

⑤ 中学校，高等学校，大学等の卒業予定者に係る採用選考に合わせて，新聞広報等を通じた啓発活動を実施

⑥ 日本経済団体連合会，日本民間放送連盟等の経済・業種別団体444団体に対して，文書により，公正な採用選考の実施について傘下企業への指導を要請



パンフレット「公正な採用選考をめざして」



ポスター「必要ですか？その質問」

⑷　農漁協等関係農林漁業団体職員に対する啓発活動

農林水産省では，農林漁業や農山漁村における部落差別（同和問題）を始めとした広範な人権問題に関する啓発活動を積極的に推進するため，都道府県を通じて農漁協等関係農林漁業団体の職員に対する研修等を実施するとともに，全国農林漁業団体が当該職

員等を対象に行う同様の研修等に対する支援を実施した。

⑸ 隣保館における活動の推進

厚生労働省では，生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を実施している隣保館の事業に対し支援を行っている。

⑹ えせ同和行為の排除に向けた取組

政府は，同和問題を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務なきことを求めるえせ同和行為を排除するため，関係府省庁の参加する「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を設置し，政府一体となってえせ同和行為の排除の取組を行っている。

ア　法務省では，えせ同和行為の実態を把握するため，昭和62年以降11回にわたりアンケート調査を実施している（直近の平成30年度の調査結果は，http://www.moj.go.jp/content/001290375.pdf）。また，えせ同和行為への具体的な対応に関する手引きを作成し，全国の法務局・地方法務局で配布するとともに，法務省ホームページで公表している（「えせ同和行為対応の手引」（平成31年４月改訂）は，http://www.moj.go.jp/content/001290968.pdf）。

さらに，地方においても，全国50の法務局・地方法務局を事務局として組織されている「えせ同和行為対策関係機関連絡会」に，令和２年４月現在で1,093の国の機関，地方公共団体，弁護士会等が参加し，随時，情報交換のための会議を開くなど，様々な取組を展開している。

加えて，えせ同和行為を含めた各種人権問題について解説した啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を法務局・地方法務局で配布しているほか，同内容を分かりやすく解説した啓発ビデオを貸し出したり，YouTube法務省チャンネルで配信したりしている。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
えせ同和行為に関する相談件数	18	25	23	14	5

要求の内容	物品	示談金	融資	寄付金	賛助金	契約	下請	講演会	その他	合計
令和元年度	2	1	0	0	0	0	0	1	1	5
平成30年度	9	0	0	2	0	0	1	0	2	14
平成29年度	7	2	0	3	4	2	1	0	4	23
平成28年度	6	0	0	3	8	0	1	1	6	25
平成27年度	10	1	0	3	1	1	0	0	2	18

（法務省人権擁護局の資料による）

イ　都道府県警察においても，関係機関と連携して，違法行為の取締り等，えせ同和行為の排除対策を推進している。

ウ　経済産業省では，産業界向けに「えせ同和行為対策セミナー」を開催するとともに，えせ同和行為に関するリーフレットを配布した。

⑺　部落差別（同和問題）をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では，部落差別（同和問題）をめぐる人権侵害事案に対し，人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ，その被害の救済及び予防を図っている。取り分け，結婚差別，差別発言等を人権擁護上見過ごすことができない事象として捉え，行為者や関係者に対して人権尊重の意識を啓発することによって，自発的・自主的に人権侵害の事態を改善，停止，回復させ，あるいは，将来再びそのような事態が発生しないよう注意を喚起している。

また，関係行政機関からの通報等により，インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は，その情報の削除をプロバイダ等に要請するなどしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
部落差別（同和問題）に関する人権侵犯	93	78	86	92	221

（法務省人権擁護局の資料による）

6 アイヌの人々

アイヌの人々は，固有の言語や伝統的な儀式・祭事，ユカラなどの多くの口承文芸等，独自の豊かな文化を持っているが，近世以降のいわゆる同化政策等により，今日では，その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にある。特に，アイヌ語を理解し，アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み，これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつある。

アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ，その誇りが尊重される社会の実現に向けて，アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施していく必要がある。

令和元年度の取組は，以下のとおりである。

⑴ アイヌの人々に関する総合的な政策の推進

政府は，国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（平成19年９月）や衆参両院の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」（平成20年６月）を受けて内閣官房長官が開催した「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告（平成21年７月）を踏まえ，総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進している。

平成31年４月には，「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。以下「アイヌ施策推進法」という。）が成立し，令和元年５月に施行された。政府は，同法に基づき，従来の文化振興や福祉政策に加え，地域振興，産業振興，観光振興を含めた施策を総合的かつ効果的に推進するため，内閣官房長官を本部長とするアイヌ政策推進本部会合を開催している。

アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして北海道白老郡白老町に整備を進めてきた「民族共生象徴空間」（愛称：ウポポイ）については，令和２年の一般公開を予定している。

⑵ アイヌ文化の振興，アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発

文化庁や国土交通省等では，アイヌ施策推進法に基づき，公益財団法人アイヌ民族文化財団が行うアイヌ文化の振興等に係る事業に対して助成等を行った。

また，アイヌ語の保存・継承に資するアーカイブ作成のために，文化庁では，平成27年度から毎年「アイヌ語のアーカイブ作成支援事業」及び「アイヌ語アナログ音声資料のデジタル化事業」を実施し，加えて，平成30年度からは「アイヌ語アーカイブ作成推進のための人材育成事業」も実施している。あわせて，アイヌ語を含む我が国の言語・方言の置かれている危機的な状況等を周知して危機的な状況の改善に資するために，「危機的な状況にある言語・方言サミット」を平成27年度から毎年開催している（令和元年度は鹿児島県奄美市で開催）。

なお，「危機的な状況にある言語･方言サミット」は，「東京2020公認文化オリンピアー

ド」として認証された。

⑶　アイヌ関係の文化財の保護等に関する取組

文化庁では，「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）に基づき，アイヌの有形及び無形の民俗文化財について，北海道教育委員会が行う調査事業，伝承・活用等に係る経費について補助を行った。

⑷　アイヌの人々に対する偏見・差別の解消に向けた取組

令和元年５月に施行されたアイヌ施策推進法では，アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が新たに定められた。

法務省の人権擁護機関では，「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ，啓発冊子の配布等，各種人権啓発活動を実施している。また，アイヌの人々に対する国民の理解を促すよう，インターネットバナー広告及びインターネットテキスト広告を実施した。



インターネットバナー広告「アイヌの人々への理解を深め偏見や差別のない社会を」

⑸　学校教育におけるアイヌに関する学習の推進

学校教育においては，平成29年３月に小・中学校の学習指導要領の改訂を行い，中学校社会科では，鎖国下の対外関係に関する学習で北方との交易をしていたアイヌについて取り扱う際に，「アイヌの文化についても触れる」ことを新たに明記した。また，小学校社会科では，歴史学習全体を通して，我が国は長い歴史をもち伝統や文化を育んできたことを学習することとしており，その際，「現在の北海道などの地域における先住民族であるアイヌの人々には独自の伝統や文化があることに触れる」ようにすることを，小学校学習指導要領解説社会編において新たに明記した。

さらに，平成30年３月に高等学校学習指導要領の改訂を行い，必履修科目として新設した「歴史総合」において，18世紀のアジアの経済と社会を理解する学習で「北方との交易をしていたアイヌについて触れること」や，その際，「アイヌの文化についても触れること」を明記するなど，アイヌに関する学習について充実を図っている。

⑹　各高等教育機関等におけるアイヌ語等に関する取組への配慮

北海道の大学を中心に，アイヌ語等に関する授業科目が開設されるなど，アイヌ語等に関する教育・研究を行っている。

⑺ 生活館における活動の推進

厚生労働省では，地域住民に対し，生活上の各種相談を始め，アイヌの人々に対する理解を深めるための広報・啓発活動等を総合的に実施している生活館の事業に対し支援を行っている。

⑻ 農林漁業経営の近代化を通じた理解の増進

歴史的な特殊事情等により，アイヌ住民居住地区における農林漁業は，他の地区に比べて経営規模が零細で生産性が低く，所得及び生活水準に格差がみられる。このため，農林水産省では，アイヌ住民居住地区において，地域住民が一体となって行う農林漁業経営の近代化を支援しており，このような取組を通じて，アイヌ農林漁家に対する理解の増進を図っている。

⑼ アイヌの人々の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では，法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて，アイヌの人々に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は，人権侵犯事件として調査を行い，事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
アイヌの人々に対する差別待遇	0	0	0	0	0

（法務省人権擁護局の資料による）

７　外国人

我が国が締約国となっている「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（平成７年条約第26号。以下「人種差別撤廃条約」という。）は，人権及び基本的自由の平等を確保するため，あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を全ての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とする。

我が国に入国する外国人は増加しており，令和元年には約3,119万人（再入国者を含む。速報値。）と過去最高となっている。こうした中，言語，宗教，習慣等の違いから，外国人をめぐって様々な人権問題が発生している。

また，特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的に関心を集めたことから，平成28年６月３日にヘイトスピーチ解消法が施行された。

我が国では，外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には，無償で受け入れていて，教科書の無償給与や就学援助を含め，日本人と同一の教育を受ける機会を保障しており，外国人の子どもが公立学校により就学しやすい体制整備を図るための取組を進めている。

令和元年５月現在，我が国の公立の小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒の数は10万1,402人（文部科学省「学校基本統計」，毎年実施）である。

また，平成30年５月現在，日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の数は，４万755人（同「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」，隔年実施）となっており，平成28年度調査より6,420人（約18.7％）増加している。

さらに，令和元年度に学齢相当の外国人の子供の就学状況に関する全国的な調査を初めて実施した。その調査により，約2万人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある，又は就学状況が確認できていない状況にあるという結果が示された。

令和元年度の取組は，以下のとおりである。

⑴　外国人に対する偏見・差別を解消し，国際化時代にふさわしい人権意識の育成を目指した啓発活動

ア　法務省の人権擁護機関では，「外国人の人権を尊重しよう」を強調事項の一つとして掲げ，講演会等の開催，啓発冊子の配布等，各種人権啓発活動を実施している。

また，外国人の人権に関する理解や関心を深めることを目的とする啓発ビデオ「外国人と人権～違いを認め，共に生きる～」を法務局・地方法務局において貸し出しているほか，YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて，外国人の人権問題を含めた職場における各種人権問題について解説した啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を法務局・地方法務局で配布しているほか，同内容を分かりやすく解説した啓発ビデオを貸し出したり，YouTube

法務省チャンネルで配信したりしている。

このほか，腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「こころも国際化しませんか？」をYouTube法務省チャンネルで配信している。

イ　文部科学省では，各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を集めた会議において，平成28年６月３日に施行されたヘイトスピーチ解消法の趣旨や不当な差別的言動を解消するための教育活動等について説明するとともに，法務省による行政説明を行うなど，各種機会を通じて周知を図っている。

ウ　厚生労働省では，毎年６月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置付け，労働条件などのルールにのっとった外国人雇用等について事業主等を始め広く国民一般に対し，周知・啓発を行っている。令和元年においては，「知って守って働きやすく！ ～外国人雇用はルールを守って適正に～」を標語に，６月１日から同月30日までの間，集中的に啓発・指導等を行った。

エ　国土交通省では，平成29年に改正された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）に基づき，新たな住宅セーフティネット制度として，外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録や住宅情報の提供等の措置を講ずるとともに，賃貸人や仲介業者向けの実務対応マニュアルや外国語版の賃貸住宅標準契約書等を内容とする「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」等について，不動産関係団体と連携し普及を図っている。

オ　平成30年８月，ジュネーブにおいて，我が国が人種差別撤廃条約に基づき平成29年６月に国連に提出した第10回・第11回政府報告に関し，人種差別撤廃委員会による審査が行われ，我が国の代表団は，同条約の実施に関する政府の立場や取組について説明した。令和元年９月，同審査を受けて採択された人種差別撤廃委員会による総括所見に対し，我が国は採択後１年以内のフォローアップ情報を回答した。

⑵　ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動

ア　法務省の人権擁護機関では，ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動として，これまでの「外国人の人権」をテーマにした啓発に加え，各種媒体により，こうしたヘイトスピーチがあってはならないということを理解しやすい形で表した，より効果的な啓発と共に，ヘイトスピーチによる被害等の人権に関する問題の相談窓口の周知広報にも積極的に取り組んでいる。

具体的には，「ヘイトスピーチ，許さない。」をメインコピーとしたポスター及び啓発冊子「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」を活用した人権啓発活動や，「外国人の人権」に関するインターネットバナー広告，インターネットテキスト広告のほか，SNSを活用した情報発信等を実施した。

また，法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html）において，特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動の例を挙げつつ，ヘイトス

ピーチに焦点を当てた人権啓発活動について紹介している。

イ　警察では，ヘイトスピーチ解消法の施行を踏まえ，警察職員に対する教養を推進するとともに，他機関から各種広報啓発活動等への協力依頼があった場合にはこれに積極的に対応するなどにより，不当な差別的言動の解消に向けた取組に寄与することとしている。



ポスター
「ヘイトスピーチ，許さない。」



啓発冊子
「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」



インターネットバナー広告
「ヘイトスピーチ，許さない。」

(3)　学校等における国際理解教育及び外国人の子どもの教育の推進

国際社会においては，子どもたちが広い視野を持って異文化を理解し，習慣や文化の異なる人々と共に生きていくための資質・能力を育成することが重要である。こうした観点から，現在，各学校において，各教科等を通じて国際理解教育が行われている。

文部科学省では，毎年，全国の都道府県・指定都市教育委員会担当者を集めた連絡協議会を開催しており，教育を取り巻く現状を知るとともに，取組の進んだ学校の実践事例を共有するなど，国際理解教育及び外国人の子どもの教育の推進に努めている。

また，外国人児童生徒等教育の充実に関しては，平成31年４月に中央教育審議会に対

し，新しい時代の初等中等教育の在り方について諮問が行われ，増加する外国人児童生徒等への教育の在り方についても検討をすることとされているほか，令和元年５月に文部科学省に設置された「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」においては，有識者からのヒアリング等を通じ，教育の現状と課題を分析し，その更なる充実のための具体的な方策について令和２年３月に報告を取りまとめた。これらの取組に加え，以下の施策を進めている。

① 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施の推進（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正（平成26年１月14日公布，同年４月１日施行））

② 平成29年３月の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和33年法律第116号）の改正により，外国人児童生徒等教育の充実のための教員定数の基礎定数化が図られ，平成29年度から令和８年度までの10年間で計画的に実施

③ 各地方公共団体が行う地域人材との連携による，公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組等を支援する事業の実施

④ 就学に課題を抱える外国人の子どもを対象とした，公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助する事業の実施

⑤ 独立行政法人教職員支援機構において，外国人児童生徒等教育に関する指導者養成研修を実施

⑥ 学校において児童生徒の日本語能力を把握し，その後の指導方針を検討する際の参考となる「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント～DLA～」を普及

⑦ 教育委員会等が外国人児童生徒等教育に関する研修会を計画する際の参考となる「外国人児童生徒教育研修マニュアル」を普及

⑧ 学校や教育委員会等が，外国人児童生徒の受入れ体制の整備を図る際の取組事項を指針として取りまとめた「外国人児童生徒受入れの手引（改訂版）」を普及

⑨ 外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るため，大学・教育委員会等の研修等で活用できる「モデルプログラム」の開発・普及

⑩ 大学・教育委員会が行う外国人児童生徒等教育に関するアドバイスや教員研修の充実のため「日本語指導アドバイザー」の派遣を実施

⑷ 外国人材の受入れと共生のための取組

技能実習制度の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることを目的とした「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）が平成29年11月１日に施行された。技能実習法では，制度の適正な運用を確保する措置として，技能実習計画の認定制，監理団体の許可制を導入し，技能実習生の意思に反して技能実習を強制するなどの人権侵害行為についての禁止

規定や技能実習生による申告に関する規定を設けた上で，違反に対する所要の罰則も規定している。また，技能実習法に基づき設立した外国人技能実習機構では，母国語相談窓口を設け，人権侵害に関する相談を含む技能実習生からの各種相談に対応するなどして，技能実習生の保護に努めている。

また，中小・小規模事業者を始めとした深刻化する人手不足に対応するため，生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において，一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくため，在留資格「特定技能１号」及び「特定技能２号」を創設する「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号）が，平成31年４月１日に施行された。

この新たな外国人材の受入れ制度においても，外国人に対する人権侵害の防止が重視されており，出入国在留管理庁では，申請及び届出に係る厳格な審査・調査や受入れ機関及び登録支援機関に対する必要な指導・助言など新たな制度を適切に運用することにより，日本人と同等額以上の報酬の確保や差別的な待遇の排除に取り組むとともに，特定技能１号の外国人に対する職業生活上，日常生活上又は社会生活上の支援が着実に実施されるよう努めている。

さらに，外国人の受入れに当たっては，外国人を社会の一員として受け入れ，その生活環境を整備していくことが重要であるため，平成30年12月25日に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において取りまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき，地方公共団体が在留外国人に対して情報提供・相談対応を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営の取組への外国人受入環境整備交付金による支援を行っているほか，関連施策を積極的に推進することとしている。また，令和元年12月20日には，「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の内容をさらに充実させる形で改訂を行った。

これらに盛り込まれた施策を着実に実施していくことを通じて，外国人との共生社会の実現を図ることとしており，法務省としても，総合調整機能を果たしつつ，関係府省庁と緊密に連携して，外国人の受入れ環境の整備を全力で推進する。

⑸　外国人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では，法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて，外国人であることを理由とした差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は，人権侵犯事件として調査を行い，事案に応じた適切な措置を講じている。

日本語を自由に話すことの困難な外国人等からの人権相談については，全国50の法務局及び地方法務局において，「外国人のための人権相談所」を設け，英語・中国語・韓国語・フィリピノ語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネ

シア語・タイ語の10言語による人権相談に対応している。

また，外国語人権相談ダイヤル（ナビダイヤル：0570-090911（全国共通））を設置し，上記と同様の10言語による人権相談に応じている。

さらに，法務省ホームページ上に「外国語インターネット人権相談受付窓口」（英語 https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_en.html,中 国 語 https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_zh.html）を開設しており，英語及び中国語による人権相談を受け付けている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
外国人に対する差別待遇	85	57	84	62	72

（法務省人権擁護局の資料による）



ポスター「外国語人権相談ダイヤル」

８　HIV感染者等

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）等の感染症に対する正しい知識と理解は，いまだ十分とはいえない状況にある。これらの感染症の患者・元患者やその家族が，周囲の人々の誤った知識や偏見等により，日常生活，職場，医療現場等で差別やプライバシー侵害を受ける等の人権問題が発生している。

患者，元患者やその家族に対する偏見や差別意識の解消のため，取組を推進する必要がある。

令和元年度の取組は，以下のとおりである（「ハンセン病に係る偏見・差別の解消に向けた取組」については，特集に掲載）。

⑴　エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくし，理解を深めるための啓発活動

ア　法務省の人権擁護機関では，「HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ，各種人権啓発活動を実施している。

イ　厚生労働省では，エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別の解消及びエイズのまん延防止のため，12月１日の「世界エイズデー」に向けてのキャンペーンイベントとして，令和元年11月28日に東京都港区において，「RED RIBBON LIVE 2019」を実施し，専門家や著名人によるトークライブイベントを行った。また，エイズに関する電話相談事業を実施する等，HIV・エイズに関する正しい知識の普及啓発活動に努めている。

⑵　学校教育におけるエイズ教育等の推進

文部科学省では，学校教育において，エイズ教育の推進を通じて，エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくすための教材作成や教職員の研修を推進した。

⑶　HIV感染者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では，法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて，HIV感染者等に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は，人権侵犯事件として調査を行い，事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
HIV感染者・ハンセン病患者に対する差別待遇	5	2	2	1	4

（法務省人権擁護局の資料による）

9　刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人等やその家族に対する偏見・差別は根強く，就職に際しての差別や住居の確保の困難等，社会復帰を目指す人たちにとって，現実は極めて厳しい状況にある。刑を終えて出所した人等が，地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには，本人の強い更生意欲と併せて，家族はもとより，職場，地域社会の理解と協力が必要である。そこで，法務省では，刑を終えて出所した人等に対する就労支援を重要課題の一つとして位置付け，刑を終えて出所した人等を雇用してくれる協力雇用主を募集し，加えて，就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対して就労奨励金を支払うなど，再犯防止のための積極的な取組を行っている。

また，平成29年12月15日，「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）に基づき，再犯防止推進計画が閣議決定された。

令和元年度の取組は，以下のとおりである。

⑴　犯罪をした人や非行のある少年の改善更生への理解・協力を促進するための取組

法務省では，犯罪をした人や非行のある少年の改善更生について国民の理解・協力を促進し，犯罪や非行のない地域社会を築くため，地域住民の理解と参加を得て，「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し，立ち直りを支える地域のチカラ～」を実施している。具体的には，刑を終えて出所した人等に対する偏見・差別を除去し，これらの人の円滑な社会復帰を促すため広報啓発イベント，作文コンテスト，ミニ集会，住民集会，講演会，弁論大会等の啓発活動を全国各地で行っている。

令和元年度は，令和元年７月１日に広報啓発イベント「立ち直りフェスティバル」を東京都・千代田区有楽町駅前広場において開催した。同イベントでは，犯罪や非行からの立ち直りを支援している保護司や更生保護女性会員，BBS会員がタレントなどとともに登場し，更生保護ボランティアの活動内容とその魅力を伝えた。また，同運動のフラッグアーティストである谷村新司氏も登場し，立ち直りを支援している方々へエールが送られるなど，更生に励む人たちへの理解と協力について，多くの来場者に呼び掛けを行った。

また，令和元年度の第69回の運動における作文コンテストでは，過去最高の34万4,751点の応募があり，作文を書くことを通じて，次代を担う全国の小・中学生に，日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に，犯罪や非行のない地域社会づくりや犯罪や非行等に関して考えてもらうきっかけとなった。

さらに，安倍内閣総理大臣から，犯罪や非行をした人の立ち直り支援に対し国民の皆様に協力を求める「第70回“社会を明るくする運動”に向けてのメッセージ」が発せられた。

犯罪や非行のない，全ての国民が安全で安心して暮らせる幸福な社会の実現を願うシンボルマークである「幸福の黄色い羽根」の定着も図りながら，犯罪や非行をした人の立ち直り支援に対する国民の理解・協力を促進し，犯罪や非行のない明るい社会を築く

ため，様々な機関・団体と広く連携しながら，地域に根ざした国民運動として一層の推進を図っている。



谷村新司氏による呼び掛けの様子
（「立ち直りフェスティバル」より）



第69回“社会を明るくする運動”
作文コンテスト法務大臣賞表彰式の様子



第69回“社会を明るくする運動”
ポスター

⑵　刑を終えて出所した人に対する偏見・差別の解消を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では，「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ，啓発冊子の配布等，各種人権啓発活動を実施している。

また，法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて，刑を終えた人に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は，人権侵犯事件として調査を行い，事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
刑を終えた人に対する差別待遇	9	15	8	10	11

（法務省人権擁護局の資料による）

10　犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は，犯罪そのものやその後遺症によって精神的，経済的に苦しんでいるにもかかわらず，追い打ちを掛けるように，興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり，私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されている。

こうした犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため，平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）が成立した。同法に基づき，平成28年４月に閣議決定された「第３次犯罪被害者等基本計画」では，四つの基本方針（注１）の下，五つの重点課題（注２）ごとに261の具体的施策が掲げられ，関係府省庁において同計画に基づく施策が進められている。

令和元年度の取組は，以下のとおりである。

（注１）「四つの基本方針」
①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること，②個々の事情に応じて適切に行われること，③途切れることなく行われること，④国民の総意を形成しながら展開されること

（注２）「五つの重点課題」
①損害回復・経済的支援等への取組，②精神的・身体的被害の回復・防止への取組，③刑事手続への関与拡充への取組，④支援等のための体制整備への取組，⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(1)　犯罪被害者等の人権に関する啓発・広報

ア　法務省では，犯罪被害者保護・支援のための制度を広く国民に紹介し，その周知を図るために「犯罪被害者の方々へ」と題するパンフレットを作成し，全国の検察庁及び各都道府県警察等において犯罪被害者等に配布しているほか，同パンフレットを法務省及び検察庁ホームページに掲載し，情報提供を行っている。

また，刑事裁判・少年審判終了後の更生保護における犯罪被害者等のための制度について，リーフレットを配布するなどの広報を実施している。

さらに，法務省の人権擁護機関では，「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を強調事項の一つとして掲げ，啓発冊子の配布等，各種人権啓発活動を実施している。



パンフレット
「犯罪被害者の方々へ」

イ　警察庁では，関係府省庁の協力を得て，毎年11月25日から12月１日までを「犯罪被害者週間」として設定し，犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるための啓発事業を集中的に実施している。令和元年度は，「犯罪被害者週間」中央イベントを東京で開催するとともに，地方公共団体等と共催で，地方大会を栃木県及び富山県において開催し，犯罪被害者遺族等による講演

やパネルディスカッション等を行った。

また，令和元年度の都道府県，政令指定都市等における犯罪被害者週間関連行事について，全国の開催情報を集約した上で，警察庁ホームページ等を活用し，全国的に取組がされていることを広報した。

また，警察における犯罪被害者支援の広報・啓発として，パンフレット「警察による犯罪被害者支援」，「犯罪被害給付制度のご案内」等の作成及び犯罪被害者支援広報用ホームページ（https://www.npa.go.jp/higaisya/index.html）の開設を行うとともに，毎年11月の警察庁広報重点として「犯罪被害者等支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底」を設定している。都道府県警察では，中・高校生を対象に，犯罪被害者本人や遺族が直接語り掛ける「命の大切さを学ぶ教室」を実施するとともに，中・高校生の参加による，命の大切さや犯罪被害者支援をテーマとする作文コンクールを実施したほか，大学生を対象にした犯罪被害者支援に関する講義を行うなど，広報・啓発を実施した。

このほか，犯罪被害者等への支援活動を行う公益社団法人全国被害者支援ネットワークに加盟している民間被害者支援団体等の関係機関・団体との連携を図りながら，犯罪被害者支援に関する広報・啓発等の活動を行っている。

⑵　犯罪被害者等に対し支援を行う者等に対する教育訓練

ア　検察職員

検察職員に対しては，犯罪被害者保護を目的とした諸制度について，各種研修や日常業務における上司による指導等を通じて周知し，適正に運用するよう努めている。

イ　警察職員

警察では，犯罪被害者等の立場に立った適切な支援，対応を行うためには，職員に対する教育が極めて重要との認識の下，犯罪被害者支援の意義や各種施策の概要，犯罪被害者等の心情への配慮や具体的な対応の在り方等を理解させるための教育を積極的に実施している。

ウ　保護観察官

保護観察官を対象にした各種研修において，犯罪被害者等に対して適切な対応を行うことができるようにする観点から，また，保護観察対象者に対して犯罪被害者等の状況や心情について十分理解させ，その贖罪意識の涵養を図る観点から，犯罪被害者等が置かれている状況や刑事政策における被害者支援の必要性等をテーマとして，犯罪被害当事者や民間の犯罪被害者支援団体の関係者等による講義を実施している。

エ　民間の犯罪被害者支援団体のボランティア等

警察では，民間の犯罪被害者支援団体の一員として犯罪被害者支援を行うボランティア等に対して，警察職員を講師として派遣するほか，被害者支援教育用DVDの活用等により，一層効果的な教育訓練を行うよう努めている。

(3) 犯罪被害者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では，法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて，犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は，人権侵犯事件として調査を行い，事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
犯罪被害者等に関する人権侵犯	6	4	7	8	6

（法務省人権擁護局の資料による）

11　インターネットによる人権侵害

インターネットの普及に伴い，その匿名性，情報発信の容易さから，個人の名誉やプライバシーを侵害したり，差別を助長する表現を掲載したりするなど，人権に関わる様々な問題が発生している。そのため，一般のインターネット利用者等に対して，個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要である。

令和元年度の取組は，以下のとおりである。

⑴　個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識を深めるための啓発活動

ア　法務省の人権擁護機関では，「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ，講演会等の開催，啓発冊子の配布等，各種人権啓発活動を実施している。

また，青少年を中心に深刻化するインターネットを悪用した人権侵害への取組として，中学生などを対象に，携帯電話会社等の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室を全国各地で実施している。

さらに，人権に関する正しい理解を深めるとともに，相談先や救済手続を案内することを目的としたインターネットバナー広告及びインターネットテキスト広告を実施した。

加えて，腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「心ない書き込み」，タレントの麻尋えりか氏によるスポット映像「ネットによる人権侵害」のほか，インターネット上における人権尊重やその安全な利用に関する理解や関心を深めることを目的とした啓発ビデオ「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」をYouTube法務省チャンネルで配信している。

イ　警察では，「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（平成26年法律第126号）に基づく取締りを推進した。令和元年中の私事性的画像に関する相談等の中で，同法違反により34件を検挙し，そのうち31件は，電子メールやSNS等のインターネットを利用したものであった。

また，私事性的画像記録等に係る事案の現状・対策，早期相談の重要性，削除申出方法等，被害防止のための広報啓発活動を推進しており，例えば，警察庁では，ホームページ上に「リベンジポルノ等の被害に遭わないために」と題して，具体的な被害防止対策を掲載している。

ウ　総務省では，子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に，児童･生徒，保護者･教職員等に対する学校等の現場での出前講座であるｅ-ネットキャラバン，教職員や専門家からのヒアリングを通じて，インターネットに係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ，その予防法等をまとめたインターネットトラブル事例集や，後記「違法・有害情報相談センター」による学校関係者向けのセミナーを

通じて，安易な個人情報の投稿等によるプライバシー侵害・名誉毀損等に関する注意喚起を図っている。

エ　内閣府を始め関係省庁では，地方公共団体，関係団体，関係事業者などと連携し，毎年，２月から５月にかけて，スマートフォンやSNSの安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する，「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開している。

なお，平成29年12月から平成30年５月においては，平成29年10月に発覚した座間市における事件の再発防止策として，例年の取組を前倒して「あんしんネット　冬休み・新学期一斉緊急行動」を実施し，フィルタリングの利用促進及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いた啓発活動等の取組を一層強力に推進した。

⑵　インターネットをめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

ア　総務省では，「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成13年法律第137号。以下「プロバイダ責任制限法」という。）の適切な運用の支援に努めている。

平成21年８月から，インターネット上の違法・有害情報へのプロバイダ等の関係者による適切な対応を支援するため，プロバイダ責任制限法や各種ガイドライン等の相談を受け付ける「違法・有害情報相談センター」を設置している。

また，電気通信事業者団体において，プロバイダ責任制限法の円滑な運用のため，実務上の行動指針となるガイドラインを策定しているところ，同ガイドラインのうち，「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」について，私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律を受け，平成26年12月に，改訂の支援を行った。

さらに，ヘイトスピーチ解消法及び部落差別解消推進法の成立を受け，同じく電気通信事業者団体により，インターネット上の違法・有害情報に対する適切な対応が行えるよう策定された「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」につき平成29年３月に改訂が行われた際には，法務省と共同で支援を行った。また，ヘイトスピーチや部落差別情報といったインターネット上の人権侵害情報に係る書き込みへの円滑な対応を可能とするため，平成30年10月より，法務省とともに，通信関連事業者との意見交換会の場を開催している。さらに，令和元年９月には，総務省及び法務省の支援の下，電気通信事業者団体の主催で「ネット上の人権侵害対策セミナー」を開催し，インターネット上の人権侵害情報への対応について，通信関連事業者間での情報共有を行った。

イ　法務省の人権擁護機関では，インターネット上の人権侵害情報（私事性的画像記録によるものを含む。）について相談を受けた場合には，プロバイダへの発信者情報開示請求や当該情報の削除依頼の方法を助言するほか，調査の結果，名誉毀損やプライバシー侵害に該当すると認められるときは，法務省の人権擁護機関による削除要請に

ついて記載したプロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインを活用するなどして，当該情報の削除をプロバイダ等に求めており，また，特定の地域を同和地区であるとするなどの内容の情報についても適宜の方法で削除を求めるなど，適切な対応に努めている。

いじめ防止対策推進法では，インターネットを通じていじめが行われた場合においては，児童等やその保護者が情報の削除等について法務局の協力を求めることができる旨の規定（第19条第３項）等が設けられていることから，その趣旨を踏まえて適切に対応している。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
インターネットに関する人権侵犯	1,736	1,909	2,217	1,910	1,985

（法務省人権擁護局の資料による）

⑶　インターネット等を介したいじめ等への対応

文部科学省では，「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」等に基づき，フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型シンポジウムの開催や普及啓発資料の配布等を通して，地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ，保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進している。

また，平成26年度から引き続き，都道府県・指定都市において実施されているネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組への支援を行っている。

さらに，学習指導要領に基づき，インターネットの適切な利用を含む情報モラルに関する教育を推進している。

12 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は，我が国に対する主権侵害であるとともに，重大な人権侵害である。

拉致問題に関する啓発については，「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号。以下「北朝鮮人権法」という。）において，政府及び地方公共団体が拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものと定められている。

また，「人権教育・啓発に関する基本計画」においては，「各人権課題に関する取組」の中の「北朝鮮当局による拉致問題等」（平成23年４月１日一部変更）で，拉致問題等についての正しい知識の普及を図り，国民の関心と認識を深めるための取組を積極的に推進するものと定められている。

さらに，拉致問題の解決には，国内世論及び国際世論の後押しが重要であるとの観点から，政府は，拉致問題に関する国内外の理解促進に努めている。

令和元年度の取組は，以下のとおりである。

⑴ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間における取組

北朝鮮人権法は，12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めている。令和元年度は，政府主催イベントとして，令和元年12月14日に，拉致問題対策本部と法務省の共催，外務省と文部科学省の後援による政府主催国際シンポジウム「グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携」を東京都千代田区において開催した。同シンポジウムでは，北朝鮮による拉致問題の実態と御家族の苦悩について，被害者の御家族からの「生の声」の訴えが行われたほか，北朝鮮問題に詳しい内外の有識者を招き，グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携のあり方について議論を行った。また，当該政府主催イベントの中で，中学生及び高校生を対象とする北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールの表彰式を行い，菅内閣官房長官兼拉致問題担当大臣から受賞者への表彰状の授与及び最優秀賞受賞者による作文の朗読や拉致現場視察（新潟市）の感



国際シンポジウム「グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携」



ミニコンサート

想の発表が行われたほか，ミニコンサート（拉致被害者御家族・関係者らによる合唱）が行われた。

このほか，令和元年12月15日に，全国人権擁護委員連合会，中国人権擁護委員連合会，鳥取県人権擁護委員連合会，法務省等の共催で，拉致被害者の蓮池薫氏，松本京子氏の兄である松本孟氏，鳥取県立岩美高等学校「ブルー・マーティン・ジャズ・オーケストラ」及び鳥取男声合唱団を迎えて，「拉致問題を考える講演会とコンサートの集い」を鳥取県鳥取市で開催した。



ポスター
「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

さらに，同週間の周知を目的として，インターネットバナー広告，インターネットテキスト広告及び交通広告を実施し，全国の地方新聞52紙へ広告を掲載したほか，啓発週間ポスターを作成し，関係府省庁や地方公共団体と連携して，全国各地でポスターを掲出するなど，同週間にふさわしい活動に取り組んだ。



作文コンクール表彰式



拉致問題を考える講演会とコンサートの集い

(2) 広報媒体の活用

拉致問題対策本部は，啓発用のポスターやパンフレットの各団体への配布，政府主催の拉致問題啓発のための舞台劇公演実施，内閣府庁舎１階の啓発コーナー「拉致問題を知るひろば」の運営，映画「めぐみ―引き裂かれた家族の30年」及びアニメ「めぐみ」・「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」の上映会開催などを行ったほか，令和元年度からは，拉致現場を再現するバーチャルリアリティーを一部に駆使した映像資料を制作・公開し，各種の啓発機会をとらえて活用した。

(3) 地方公共団体・民間団体との協力

拉致問題対策本部は，地方公共団体及び民間団体との共催等による啓発行事として「拉致問題を考える国民の集い」を各都市（神奈川県横浜市，鳥取県米子市，熊本県熊本市，香川県高松市，奈良県奈良市）において開催したほか，地方公共団体等と共催で，映画

「めぐみ―引き裂かれた家族の30年」及びアニメ「めぐみ」・「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」の上映会を開催した。また，地方公共団体と共催，法務省，外務省及び文部科学省の後援により，拉致問題啓発行事として，舞台劇「めぐみへの誓い―奪還―」を東京都立川市，石川県能美市，神奈川県川崎市，徳島県阿波市において上演した。



チラシ「拉致問題啓発舞台劇公演
『めぐみへの誓い―奪還―』」

(4) 学校教育における取組

文部科学省では，各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を集めた会議において，「人権教育・啓発に関する基本計画」に「北朝鮮当局による拉致問題等」が盛り込まれた趣旨を説明するとともに，拉致問題対策本部事務局による行政説明を行うなど，各種機会を通じて周知を図っている。

拉致問題対策本部においては，平成30年度に引き続き，令和元年度においても，北朝鮮人権問題啓発週間作文コンクールを実施した。また，平成30年度より「拉致問題に関する教員等研修」を実施しており，令和元年度においては，同研修の一環として作成された学習指導案を都道府県・政令指定都市の教育委員会に共有した。加えて，令和元年度の新規施策として，初等中等教育に携わる教員を目指す大学生を対象に，拉致問題に関する授業の指導案を作成するとともに，それらの指導案を活用した実践事例を積み重ねる事業を実施した。さらに，アニメ「めぐみ」の短縮版を作成し，拉致問題対策本部事務局ホームページに掲載する等の取組を行った。

(5) 海外に向けた情報発信

令和元年５月，菅内閣官房長官兼拉致問題担当大臣は米国を訪問し，ニューヨークの国連本部において，日本，米国，豪州，EUの共催による拉致問題に関するシンポジウムを開催した。同シンポジウムにおいて，日本の拉致被害者御家族を含めた当事者から，「生の声」が国際社会に訴えかけられるとともに，菅官房長官から，御家族の切なる思いとあわせて，拉致問題の一刻も早い解決に向けて，国際社会の理解と協力を呼びかけた。

同月，左藤内閣府副大臣（当時）は，家族会・救う会・拉致議連とともに，米国のワシントンDCを訪問した。同訪問において，左藤内閣府副大臣（当時）は，ハドソン研究所，日本政府，北朝鮮人権委員会（HRNK）共催の拉致問題に関するセミナーに参加したほか，米国政府要人（国務省，NSC）や米国議会議員等に対し，御家族の切実な思いを聞いていただくとともに，拉致被害者の早期帰国の実現に向けたより一層の連携・協力を働きかけた。

また，各国首脳･外相との会談，Ｇ７ビアリッツ･サミット（フランス），日中韓サミット，日米韓外相会合，ASEAN関連首脳会議，国連関係会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え，拉致問題を含む北朝鮮問題を提起し，諸外国からの理解と支持を得てきた。

米国については，トランプ大統領が，安倍内閣総理大臣からの要請を受け，平成30年６月の米朝首脳会談において金正恩（キム・ジョンウン）国務委員長に対して拉致問題を取り上げたほか，ポンペオ国務長官の訪朝などの機会に北朝鮮に対して拉致問題を提起している。

また，平成31年２月の第２回米朝首脳会談では，トランプ大統領から金正恩国務委員長に対して初日の最初に行った一対一の会談の場で拉致問題を提起し，拉致問題についての安倍内閣総理大臣の考え方を明確に伝え，また，その後の少人数夕食会で，拉致問題を提起し，首脳間での真剣な議論が行われた。トランプ大統領は，平成29年11月の訪日の際に続き，令和元年5月の訪日の際にも拉致被害者の御家族と面会し，御家族の方々の思いのこもった訴えに熱心に耳を傾け，御家族の方々を励まし，勇気付けた。

その他にも，外務省では，在外公館において，各国政府関係者，報道関係者，有識者等に対し，各種広報媒体を活用し，拉致問題についての説明・啓発を行った。

⑹　北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めるための啓発活動

法務省の人権擁護機関では，「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」を強調事項の一つとして掲げ，北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に，講演会等の開催，啓発冊子の配布等，各種人権啓発活動を実施している。

なお，北朝鮮人権侵害問題啓発週間における啓発活動については，前掲⑴のとおり。

⑺　国連における取組

平成31年３月の国連人権理事会においては，ＥＵが提出した，北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択された。同決議は，拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性，日本人に関する全ての問題の解決，特に全ての拉致被害者の早期帰国の実現等に言及する内容となっている。さらに，平成29年3月の人権理事会決議で決定された国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の能力強化の取組について，２年間の延長を決定している。

また，令和元年秋の国連総会では，EUが提出し，我が国が共同提案国となった，北朝鮮人権状況決議案が令和元年12月，無投票採択された。令和元年の同決議は，拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性，拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみ，日本人拉致被害者の帰国の問題の早期解決，さらには，被害者の家族に対して被害者の安否及び所在に関する正確な情報提供等に言及する内容となっている。

(8) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では，法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて，人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は，人権侵犯事件として調査を行い，事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	0	2	0	0	0

（法務省人権擁護局の資料による）

13　その他の人権課題

政府は，人権教育・啓発に関する基本計画に明示的に掲げられている人権課題に加え，その他の課題についても，それぞれの問題状況に応じて，その解決に資する施策を実施している。

その中には，広島・長崎の原子爆弾被爆者に関する人権問題として，被爆に関するいわれなき差別や風評被害など筆舌に尽くし難い人権問題が長年にわたり発生しているなど，唯一の戦争被爆国である我が国として，引き続きの施策強化を必要とする課題もある。

ここでは，その他の課題のうち，法務省の人権擁護機関が啓発活動の強調事項として掲げているものを取り上げ，各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を取りまとめた。

⑴　ホームレスの人権及びホームレスの自立の支援等

平成14年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号）では，ホームレスの自立の支援等に関してはホームレスの人権に配慮することが定められている。同法は10年間の限時法として制定されたものであるが，平成24年６月にその期限が５年間延長され，更に平成29年６月に10年間延長されたところである。

また，同法に基づき，平成30年７月にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では，ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ，啓発広報活動，人権相談等の取組により，ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれている。

これらも踏まえ，法務省の人権擁護機関では，「ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ，啓発冊子の配布等，各種人権啓発活動を実施している。

また，法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて，ホームレスに関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は，人権侵犯事件として調査を行い，事案に応じた適切な措置を講じている。

令和元年度においては，災害発生時に避難所を訪れたホームレスが受入れを拒否される事案が報道されており，引き続き，ホームレスに対する偏見や差別をなくすため，取り組んでいく必要がある。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
ホームレスに対する人権侵犯	1	3	1	1	3

（法務省人権擁護局の資料による）

⑵ 性的指向・性自認に関する人権

性的指向とは，人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。同性愛者，両性愛者の人々に対する性的指向を理由とする差別的取扱いについては，現在では，不当なことであるという認識が広がっているが，いまだ偏見や差別が起きており，場合によっては職場を追われることさえある。

性自認とは，自己の性をどのように認識しているのかを示す概念である。生物学的な性と性の自己意識（性自認）とが一致しない人々は，社会の中で偏見の目にさらされ，昇進を妨げられたり，学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けている。

ア　法務省の人権擁護機関では，「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」及び「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項として掲げ，講演会等の開催，啓発冊子の配布等，各種人権啓発活動を実施している。

その一環として，性的指向及び性自認をテーマとした啓発ビデオ「あなたが　あなたらしく生きるために　性的マイノリティと人権」を法務局・地方法務局において貸し出しているほか，啓発動画「りんごの色～ LGBTを知っていますか？～」を作成し，YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて，「LGBTに関する人権啓発リーフレット（一般向け及び子ども向け）」を全国の法務局・地方法務局等で配布するとともに，法務省ホームページに「LGBTに関する特設サイト」を開設している。

また，法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて，性的指向や性自認に関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は，人権侵犯事件として調査を行い，事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
性的指向を理由とした人権侵犯	8	9	8	7	9
性自認を理由とした人権侵犯	16	6	18	12	8

（法務省人権擁護局の資料による）

イ　文部科学省では，平成27年４月，「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し，学校における適切な教育相談の実施等を促している。また，平成28年４月，「性同一性障害や性的指向・性自認に係る，児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」（教職員向けパンフレット）を文部科学省ホームページ（https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/__icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf）において公表するとともに，同年７月，全国の小中高等学校等に配布した。また，大学等において，性的指向・性自認の多様な在り方に関する理解の増進や個別の事案に応じ学生個人の心情等に配慮したきめ細やかな対応の充実に資するよう，平成30年12月に，独立行政法人日本学生支援機構において，教職員向けの理解・啓発資料を公表し全国の大学等に周知した。

ウ　厚生労働省では，性的指向・性自認を理由としたものも含め，社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として，24時間365日無料の電話相談窓口を各地域に設置するとともに，必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行っている。

また，職場における性的指向・性自認に関する正しい理解を促進するため，性的指向・性自認に関する企業の取組事例等を調査する事業を実施し，調査結果等をまとめた事例集等を作成した。

このほか，職場におけるパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務の新設等を内容とする労働施策総合推進法の改正法が第198回通常国会にて成立し，同法に基づくパワーハラスメント防止のための指針において，相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと等をパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記した。

⑶　人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯への適切な対応

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は重大な人権侵害であり，人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。これは，人身取引が，その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし，その被害の回復は非常に困難だからである。

ア　政府では，平成16年４月から「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を開催するなどして関係行政機関が緊密な連携を図りつつ，「人身取引対策行動計画」（平成16年12月），「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月）に基づき，人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進してきたところ，引き続き人身取引対策に係る情勢に適切に対処し，政府一体となってより強力に，総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため，平成26年12月，犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2014」を策定するとともに，関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催することとした。

令和元年５月，人身取引対策推進会議の第５回会合を開催し，我が国における人身取引による被害の状況や，関係省庁による人身取引対策の取組状況等をまとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表するとともに，引き続き，人身取引の根絶を目指し，人身取引対策行動計画2014に基づく取組を着実に進めていくことを確認した。

また，同年６月の「外国人労働者問題啓発月間」に合わせてヤフーバナー広告により，７月30日の「人身取引反対世界デー」及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせてSNSにより，我が国における人身取引の実態，人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護に係る取組に関する広報を実施し，被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼び掛けた。

イ　出入国在留管理庁では，人身取引対策への取組を，「出入国在留管理」（出入国在留

管理行政の現状についての報告書），パンフレット及びホームページに掲載しており，ホームページにおいては８言語で人身取引被害者の保護に必要な情報を提供している。

また，毎年６月に実施する「不法就労外国人対策キャンペーン月間」において，不法就労防止への協力を呼び掛けるリーフレットを作成し，法務省ホームページに掲載するとともに，関係機関等に配布するなどの広報活動を実施して，不法就労対策を通じた人身取引防止のための啓発活動を行っている。

法務省の人権擁護機関では，「人身取引をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ，啓発冊子の配布等，各種人権啓発活動を実施している。

また，法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて，人身取引の疑いのある事実を認知した場合は，人権侵犯事件として調査を行い，事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
人身取引に関する人権侵犯	1	0	0	0	0

（法務省人権擁護局の資料による）

ウ　外務省では，被害者の我が国への入国を未然に防止する観点から，在外公館等における査証審査を厳格に行っている。また，外務省ホームページ上で「人身取引対策に伴う査証審査厳格化措置」についての広報活動を実施している。

さらに，平成16年以降，関係省庁から構成される「人身取引対策に関する政府協議調査団」を延べ27か国・地域に派遣し，派遣先の政府関係機関，国際機関現地事務所及び現地NGO等との意見交換を通じて，人身取引の被害実態，訴追・保護への取組，課題等を双方で把握し，連携を強化している。

加えて，我が国で認知された外国人人身取引被害者に対しては，国際移住機関（IOM）への拠出を通じ，人身取引被害者の帰国支援及び帰国後の社会復帰支援事業（就労・職業支援，医療費の提供等）を行っており，平成17年５月１日以降令和２年３月31日までに，計337人の被害者が同事業により母国への安全な帰国を果たした。

そのほか，外国人被害者の相談窓口等を記載した警察庁作成の９か国語対応リーフレットを在京大使館及び各国に所在する在外公館に配布し，人身取引の啓発と被害者の認知促進に努めている。



ポスター「人身取引対策」

エ　内閣府では，人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し，地方公共団体，空港・港湾，大学・高等専門学校等，日本旅行業協会，国際移住機関（IOM），その他関係機関に配布し，人身取引に関する広報・啓発活動を実施した。

オ　警察庁では，「コンタクトポイント連絡会議」を

開催し，関係国の在日大使館，国際機関，NGO等と人身取引被害者の発見，保護についての情報交換や意見交換を行うとともに，人身取引被害の警察等への連絡を呼び掛けるリーフレットを９か国語で作成し，人身取引被害者等の目に触れやすいところで配布している。



リーフレット「人身取引対策」

また，警察庁の委託を受けた民間団体が市民から匿名による人身取引事犯等に関する通報を受け付ける「匿名通報事業」（https://www.tokumei24.jp/）を運用している。

カ　厚生労働省では，人身取引対策行動計画2014に基づき，婦人相談所において，国籍・年齢を問わず，人身取引被害女性の保護を行い，その宗教的生活や食生活を尊重した支援を実施している。

キ　法務省の人権擁護機関では，平成27年10月から，人権侵犯事件の調査救済手続において，男性を含めた人身取引被害者に対し，緊急避難措置として宿泊施設を提供する制度を運用している。

⑷　東日本大震災に伴う人権問題

平成23年３月11日に発生した東日本大震災は，被災地域が東日本全域に及び，死者１万5,899人，行方不明者2,529人，負傷者6,157人の甚大な人的被害が生じたほか，全・半壊建物は40万4,893戸にも及ぶ（令和２年３月10日警察庁緊急災害警備本部広報資料による。）未曾有の大災害である。また，地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は，被害をより深刻なものとした。東日本大震災による避難者は，被害の大きかった岩手県，宮城県及び福島県を中心に令和２年３月11日時点で約４万6,678人に及んでいる（復興庁調べ）。

ア　避難生活における啓発等

㋐　法務省の人権擁護機関では，「東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ，シンポジウムの開催，啓発冊子の配布等，各種人権啓発活動を実施している。

令和元年９月29日には，北海道札幌市において，人権シンポジウム「震災と人権　人権的観点から被災者支援・避難所運営を考える」を開催した。

また，東日本大震災に伴って生起する様々な人権問題について対処するとともに，新たな人権侵害の発生を防止するため，仮設住宅等を訪問するなど



人権シンポジウム「震災と人権　人権的観点から被災者支援・避難所運営を考える」（札幌会場）

して，被災者の心のケアを含めた人権相談に応じている。また，人権相談等を通じて，人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には，人権侵犯事件として調査を行い，事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
東日本大震災に起因する人権侵犯	12	5	5	1	0

（法務省人権擁護局の資料による）

㈠　内閣府では，令和元年度，福島県において，女性の悩みや女性に対する暴力等に関する相談に対応するため「東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業」を実施した。

㈡　文部科学省では，被災した子どもの心のケア等への対応のため，学校などにスクールカウンセラー等を派遣するために必要な経費を支援している。令和元年度においても，被災自治体の要望を踏まえ，スクールカウンセラー等を派遣するために必要な予算を措置した。

イ　原発事故に伴う風評被害等

㈠　東日本大震災から９年が経過したが，東京電力福島第一原子力発電所事故にからめて東京2020大会をやゆするような悪意に満ちた誹謗中傷が起きるなど，同事故に伴う風評に基づく偏見，差別が今なお続いている。

法務省の人権擁護機関では，これまでも，東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく差別的取扱い等，東日本大震災に伴って生起する様々な人権問題について対処するとともに，新たな人権侵害の発生を防止するため，各種人権啓発活動を実施してきたところ，令和２年３月，改めて，偏見，差別，誹謗中傷は，被災者の方々の尊厳を傷つけるもので，断じてあってはならないことであり，このような風評を払拭するため，福島県を始めとする被災地の現状や放射能に関する情報について，正しい理解に努めてほしい旨のメッセージを，法務省ホームページで発信した。併せて，そのような被害にあった場合の人権相談窓口を広く周知した。

㈡　文部科学省では，神奈川県横浜市などで原子力発電所事故により避難している児童生徒がいじめに遭い，学校等が適切な対応を行わなかった事案を受けて，平成28年12月，被災児童生徒を受け入れる学校に対して，①原発事故の避難者である児童生徒を含め，被災児童生徒へのいじめの有無等の確認を行うこと，②被災児童生徒に対して，心のケアなど，日常的に格別の配慮を行うことなどの対応を求める通知を発出した。また，平成29年３月，「国のいじめ防止基本方針」を改定し，被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組むことを新たに盛り込み，教職員に対して適切な対応を求めている。さらに，平成29年４月11日，被災児童生徒へのいじめの防止について，全国の児童生徒，保護者，地域住民，教育委員会等の職員，学校の教職員に向けて，文部科学大臣からメッセージを発表した。令和元年度においては，各教育委員会等の生徒指導担当者等を対象としたいじめに関する行

政説明の開催等を通じて，上記の内容を含め，各教育委員会・学校等に対し，被災児童生徒へのいじめに対する適切な対応を求めた。

また，児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け，理解を深めることができるよう，平成30年10月に放射線副読本を改訂し，全国の小・中・高等学校等に配布した。この中では，避難児童生徒に対する差別やいじめを防止する内容を充実させている。

第3節 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

1 研修

(1) 検察職員

検察職員に対しては，経験年数に応じて実施する各種研修において，人権等に関する講義を実施しているほか，日常業務における上司による指導等を通じ，基本的人権を尊重した検察活動の徹底を図っている。

令和元年度の研修としては，新任検事を対象とした「新任検事研修」や任官後おおむね３年前後の検事を対象とした「検事一般研修」等において，犯罪被害者や被疑者・被告人等の人権に関する講義及び国際人権関係条約に関する講義等を実施した。

(2) 矯正施設職員

初任研修課程及び任用研修課程等において，新採用職員，幹部職員等に対し，被収容者の権利保障・国際準則等，人権啓発，個人情報の保護，犯罪被害者の人権，セクシュアルハラスメント等に係る講義を実施しているほか，憲法，成人矯正法等の講義においても人権に関する視点を取り入れている。

また，令和元年度は，専門研修課程において，矯正施設で勤務し，被収容者の処遇等に従事する職員に対し，相手の立場に立ち，相手の気持ちを考えながら冷静な対応ができる能力を習得させるとの観点から，民間プログラムによる実務に即した行動科学的な視点を取り入れた研修を行った（「アンガー・マネジメント」研修：刑事施設の中間監督者及び少年鑑別所の専門官等38人，「コーチング」研修：刑事施設の中間監督者及び少年院の専門官等53人）。

さらに，参加した研修員を講師として所属する矯正施設においても自庁研修を実施した。

このほか，各矯正施設においては，事例研究，ロールプレイング等の実務に即した自庁研修を行うなど，職員の人権意識の向上に努めている。

(3) 更生保護官署関係職員

更生保護官署関係職員を対象として，在職年数等に応じて実施している各種研修において，保護観察官に対しては，犯罪被害者及び保護観察等対象者等の人権等に関する講義を，社会復帰調整官に対しては，犯罪被害者及び医療観察対象者等の人権等に関する講義を，それぞれ実施しており，令和元年度は延べ290人に対して，人権に関する講義を実施した。

保護観察所が実施している全ての保護司を対象とした地域別定例研修や保護司として

の経験年数等に応じた各種研修においても，保護観察等の処遇の場面で人権や個人情報の取扱い等に配慮するよう啓発に努めている。

⑷　出入国在留管理関係職員

出入国在留管理庁関係職員を対象に，在職年数等に応じて実施している出入国在留管理庁関係職員研修において，基本的人権の尊重，人権擁護の現状及び人身取引関係の講義科目を設置しており，令和元年度は，882人が参加した。

また，各地方出入国在留管理官署の業務の中核となる職員を対象とした人権研修において，人権問題に関する知識を深め，適切な業務処理に資することを目的に，人権に関する諸条約等についての講義を実施している。

さらに，人身取引及び配偶者からの暴力（DV）事案を取り扱う中堅職員を対象に，これら事案に対する知識，技術及び課題等を学ぶ，人身取引対策及びDV事案に係る事務従事者研修を実施している。

人権研修並びに人身取引対策及びDV事案に係る事務従事者研修については，令和元年度は，合計46人が受講した。

⑸　教師・社会教育関係職員

独立行政法人教職員支援機構及び各都道府県等において，人権尊重意識を高めるための研修を実施している。

また，社会教育主事講習において，人権問題を取り上げ，人権問題に関する正しい知識を持った社会教育主事の養成を図っている。令和元年度は，全国13か所（計14講習）の国立大学等に社会教育主事講習を委嘱した。

⑹　医療関係者

厚生労働省では，医療関係者の養成課程において，人の尊厳を幅広く理解するための教育内容を含めることを求めるなど，患者等の人権を十分に尊重するという意識・態度の育成を図った。

⑺　福祉関係職員

主任児童委員を対象に，全国主任児童委員研修会等を開催し，地域住民や関係機関との連携について考えるシンポジウム等を実施し，人権の尊重等についての理解を深めている。

また，児童福祉関係施設における子どもの人権を尊重した処遇を充実させるため，国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所において研修を行った。

虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実については，児童虐待問題や非行・暴力等の思春期問題に対応する第一線の専門的援助者の研修を行う「子どもの虹情

報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）」において，児童相談所，児童福祉施設，市町村，保健機関等の職員を対象とする各種の専門研修を行うとともに，平成28年児童福祉法等改正法により，市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関へ配置される専門職や児童相談所の児童福祉司について研修を義務化するなど，これら職員の資質の向上を図っている。

⑻ 海上保安官

海上保安庁では，海上保安大学校等における初任者教育及び職員に対する再研修において，人権に関する教育を行っている。令和元年度は，960人が受講した。

⑼ 労働行政関係職員

厚生労働省では，職員の職位に応じて行われる中央研修において，部落差別（同和問題）等を中心とする人権の講義を実施している。令和元年度は，981人が受講した。

⑽ 消防職員

消防庁消防大学校では，消防本部の幹部職員等に対し，人権問題に関する講義を実施している。令和元年度は，285人が受講した。

⑾ 警察職員

警察では，警察学校や警察署等の職場において，新たに採用された警察職員に対する採用時教育の段階から，人権の尊重を大きな柱とする「職務倫理の基本」に重点を置いた教育を行うとともに，基本的人権に配意した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能を修得させるための各種教育を行っている。

⑿ 自衛官

防衛省では，防衛大学校，防衛医科大学校，防衛研究所，統合幕僚学校，陸・海・空の各自衛隊幹部学校等の各教育課程において，自衛官になるべき者や自衛官に対して，有事における捕虜等の人権を保護するため，「戦地軍隊における傷病者の状態の改善に関する条約」（明治41年条約第１号。以下「ジュネーヴ条約」という。）その他の国際人道法に関する教育を実施している。このうち，防衛研究所や統合幕僚学校では，ジュネーヴ条約その他の国際人道法に精通した部外講師による講演を実施している。平成30年度は，約２万9,000人が履修した。

また，ジュネーヴ条約その他の捕虜等の取扱いに係る国際人道法の適切な実施を確保するため，統合国際人道業務訓練を実施しており，「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」（平成16年法律第117号）等に基づく業務要領について演練し，捕虜等の取扱いについての知識，技能の向上を図っている。平成30年度は，約80人が参加した。

⑬ 公務員全般

ア　法務省では，中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を開催している。令和元年度は，東京都港区において，次のとおり２回開催し，合計848人が参加した。

①　令和元年９月18日

「インターネットにおける人権侵害」の講演（講師・桑子博行氏，参加者472人），啓発ビデオ「インターネットと人権－インターネットの利用にもルールとマナーがあります－」（法務省作成）の上映



人権に関する国家公務員等研修会

②　令和２年２月12日

「公務に求められるダイバーシティの視点」の講演（講師・田村太郎氏，参加者376人），啓発ビデオ「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」（法務省作成）の上映

また，都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして，その指導者として必要な知識やスキルを習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を実施している（90頁参照）。令和元年度は，合計274人が受講した。

イ　人事院では，新規採用職員を対象とする「初任行政研修」等の全府省庁の職員を対象に実施している役職段階別研修において，児童，高齢者，障害のある人等の人権課題をカリキュラムに取り入れて行った。また，法務省が作成した啓発冊子「人権の擁護」を配布するとともに，その際，人権一般に対する認識を更に深めるよう指導を行った。

ウ　外務省では，令和元年度は，新入省員，中堅職員，課室長幹部職員及び在外公館赴任予定者等を対象とした各種研修の中で人権問題等に関する講義を行い，831名が受講した。また，他府省庁からの出向者を対象とした各種研修の中でも人権問題に関する講義を行い，246名が受講した。また，在外公館警備対策官として赴任する予定の他省庁等職員を対象として，「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（平成26年条約第２号。以下「ハーグ条約」という。）に関する講義を行っており，令和元年度は65人が受講した。

加えて，在外公館の領事担当官及び在外公館で領事を担当する予定の赴任予定者に対し，領事初任者研修の中でハーグ条約に関する講義，DV被害者対応に関する講義及び人身取引問題に関する講義を，領事中堅研修の中でハーグ条約に関する講義を行った。令和元年度は，97人が受講した。

エ　自治大学校では，地方公共団体の幹部となる地方公務員の政策形成能力等を総合的に養成することを目的に高度な研修を行っているが，令和元年度の人権教育については，２課程の課目の中で実施した。令和元年度は，108人が受講した。

2　国の他の機関との協力

裁判官の研修を実施している司法研修所では，裁判官に対する研修の際に人権問題に関する各種講義を設定している。令和元年度は，412人が受講した。

なお，上記研修を実施するに当たり，法務省等から講師を派遣するなどの協力を行った事例もある。

第4節 総合的かつ効果的な推進体制等

1　実施主体の強化及び周知度の向上

(1)　実施主体の強化

人権啓発を効果的に推進するためには，人権啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって強化していく必要があるが，特に，各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには，全国に約１万4,000人配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠である。

また，複雑・多様化する人権問題に適時適切に対応し，人権擁護委員活動の一層の活性化を図るためには人権擁護委員組織体の体制を充実・強化し，人権擁護委員組織体自らが自主的かつ積極的な人権啓発活動等を推進していく体制を整備していく必要がある。

(2)　周知度の向上

法務省では，法務省の人権擁護機関の周知を図るなどの目的のため，啓発冊子「人権の擁護」並びに人権擁護委員の活動と役割を分かりやすく説明したリーフレット「人権擁護委員　あなたの街の相談パートナー」及び冊子「あなたも　～あなたの街の相談パートナー～　人権擁護委員として活躍してみませんか？」を作成し，人権週間や人権擁護委員の日を中心に講演会等で配布するなど，周知活動の強化を図っている。

また，法務省の人権擁護機関による調査救済制度等を周知するためのリーフレット「法務局による相談・救済制度のご案内」を配布し，調査救済制度等の周知を図った。



啓発冊子
「令和元年度版　人権の擁護」



冊子「あなたも　～あなたの街の相談パートナー～　人権擁護委員として活躍してみませんか？」





リーフレット
「人権擁護委員　あなたの街の相談パートナー」





リーフレット
「法務局による相談・救済制度のご案内」

2　実施主体間の連携

(1)　人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会

平成12年９月25日，関係省庁事務次官等申合せにより，各府省庁等の教育・啓発活動について情報を交換し，連絡するための場として，「人権教育･啓発中央省庁連絡協議会」を設置した。

例年，幹事会を開催するなどして，実施した教育・啓発活動や効果検証の方法等についての情報交換を行うなどしている。

(2)　人権啓発活動ネットワーク協議会

法務省では，平成12年９月までに「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を都道府県単位（北海道については，法務局及び地方法務局の管轄区域単位）に設置し，さらに，平成20年３月までに市町村，人権擁護委員協議会等を構成員とする「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を全国193か所に設置した。これらのネットワーク協議会を利用して，国，地方公共団体，人権擁護委員組織体及びその他の人権啓発の実施主体が，それぞれの役割に応じて相互に連携・協力することにより，各種の人権啓発活動の

効率的かつ効果的な実施に努めている。

⑶　文部科学省と法務省の連携

法務省の主催する全国中学生人権作文コンテスト（10頁参照）の優秀作品の作品集について，文部科学省，法務省・法務局等が連携して，教育委員会等を通じ，学校における活用を依頼した。また，子どもの人権SOSミニレター等，法務省における相談事業について，文部科学省，法務省・法務局等が連携して学校現場への周知を行った。

⑷　スポーツ組織との連携・協力

法務省の人権擁護機関では，人権尊重思想を若年層に普及させるため，フェアプレーの精神等をモットーとし，青少年層や地域社会において世代を超えた大きな影響力を有するＪリーグ加盟クラブ，プロ野球球団等のスポーツ組織と連携・協力を行っており，スタジアムにおける各種人権啓発活動，人権スポーツ教室や１日人権擁護委員イベントへの選手派遣等，ファン・サポーターへの人権啓発において連携を図っている。

⑸　民間企業等と連携・協力した啓発活動

法務省の人権擁護機関では，民間企業等と連携した人権啓発活動を実施している。

青少年を中心に深刻化するインターネットを悪用した人権侵害への取組として，携帯電話会社等の実施する安全教室と連携した人権教室を実施しているほか，経済３団体（日本経済団体連合会，経済同友会及び日本商工会議所）を中心に設立された「オリンピック・パラリンピック等経済界協議会」や社会福祉協議会と連携し，車椅子体験，パラリンピアンによる講話，障害者スポーツ体験（ボッチャ，車椅子バスケットボール等）などと，障害のある人の人権や「心のバリアフリー」について人権擁護委員が講話をする人権教室とを組み合わせた人権啓発活動を実施している。

また，「人種・障害の有無などの違いを理解し，自然に受け入れ，互いに認め合う共生社会」いわゆる「ユニバーサル社会」を実現するため，「人権ユニバーサル事業」を地方公共団体に委託して，民間企業，学校，障害者団体等と連携した人権啓発活動を実施している。

３　担当者の育成

⑴　人権啓発指導者養成研修会

法務省の人権擁護機関では，地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象として，指導者として必要な知識やスキルを習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を実施している。

令和元年度は，令和元年９月10日から12日までの３日間（大阪会場：参加者121人），

同年10月８日から10日までの３日間（東京会場：91人）及び同年11月13日から15日までの３日間（福岡会場：62人）の３回開催した。

⑵ 人権擁護事務担当職員，人権擁護委員に対する研修

法務省では，初等科，中等科等の一般研修はもとより，人権擁護事務に従事する際の人権擁護事務担当職員実務研修，調査救済事務担当者研修を始め，法務局・地方法務局の人権擁護課長，支局長等を対象に専門科研修等を実施し，人権擁護行政に携わる職員の養成をしている。

人権擁護委員に対しては，新任委員に対する委嘱時研修を始め，初委嘱後６か月以内の委員を対象とした第一次研修，初委嘱後２年以内の委員を対象とした第二次研修，初めて再委嘱されて１年以内の委員を対象とした第三次研修を通じて，人権擁護委員としての職務遂行に必要な知識及び技能の習得を図っている。また，同和問題講習会及び男女共同参画問題研修も実施している。

さらに，人権擁護委員組織体における指導者を養成するため，人権擁護委員活動及び人権擁護委員組織体の運営において中心的役割を担う立場にある人権擁護委員に対し，その職務の遂行に必要となる高度な人権相談技法，人権啓発手法，人権侵犯事件の処理及び最新の人権課題に関する知識等を修得させることを目的とした人権擁護委員指導者養成研修を実施している。

このほかにも，人権擁護委員が組織する都道府県人権擁護委員連合会や人権擁護委員協議会等が中心となり，自主的に各種研修会を企画し，実施している。

⑶ 公正採用選考人権啓発推進員に対する研修

厚生労働省では，「公正採用選考人権啓発推進員」に対し，研修会を開催し，また，従業員の採用選考に影響力のある企業トップクラスに対し，「事業所における公正な採用選考システムの確立」について研修会を開催した。

４　人権教育啓発推進センターの充実

人権教育啓発推進センター（12頁参照）は，民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割を果たすため，法務省，地方公共団体等からの委託事業のほか，情報誌「アイユ」の刊行，ホームページによる情報提供，各種人権啓発パンフレットの作成，地方公共団体・企業等を対象とした研修の受託業務等の独自の事業を行っている。同センター主催の研修として，令和元年度は，人権講座を８回開催したほか，各種セミナーを開催した。

５　マスメディアの活用及びインターネット等ＩＴ関連技術の活用等

テレビ，ラジオ，新聞・雑誌などのマスメディアやインターネットといった様々な媒体を活用し，いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等を含む女性の人権問題，いじめを始めとする子どもの人権問題，ハンセン病に関する人権問題を始め，様々な人権問題について啓発広報を行った。また，「女性の人権ホットライン」，「子どもの人権110番」，外国語人権相談ダイヤル等の外国人のための人権相談窓口等，各種人権相談窓口についても広く周知した。

６　民間のアイディアの活用

法務省では，人権教育啓発推進センター（12頁参照）に対し，人権啓発活動の推進に効果的な啓発教材の作成，啓発ビデオの制作，人権シンポジウムの開催等，各種の人権啓発活動事業を委託するとともに，ポスター等の作成に当たっては，民間の制作会社の意見を取り入れるなどしている。

また，地方公共団体等を対象とする人権啓発指導者養成研修会や法務局・地方法務局の人権担当者に対する研修等において，民間から各人権課題に関する専門家等を講師として招き，講義等を行っている。

加えて，「人種・障害の有無などの違いを理解し，自然に受け入れ，互いに認め合う共生社会」，いわゆる「ユニバーサル社会」を実現するため，民間企業や学校，障害者団体等と連携した人権啓発活動である「人権ユニバーサル事業」を地方公共団体への委託により実施している。

７　国民の積極的参加意識の醸成

⑴　全国中学生人権作文コンテスト

法務省の人権擁護機関では，次代を担う中学生が，人権問題についての作文を書くことによって，豊かな人権感覚を身に付けることを目的として，全国中学生人権作文コンテストを実施している（10頁参照）。

多くの中学生が，人権について理解を深め，豊かな人権感覚を身に付けるよい機会となっている。

⑵　「世界エイズデー」ポスターコンクールの実施

厚生労働省では，HIV/AIDSの正しい知識の普及啓発を目的として「『世界エイズデー』ポスターコンクール」を実施した。小学生の部３点，中学生の部134点，高校生の部220点，一般の部143点の応募があった。

最優秀作品を世界エイズデーキャンペーンポスターのデザインに採用し，全国各地で掲示することにより，HIV/AIDSについて理解を深めてもらうよい機会となっている。



ポスター「令和元年度『世界エイズデー』」

第2章

人権教育・啓発基本計画の推進

政府は，これまで，「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」や「人権擁護推進審議会」の答申等を踏まえて，人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところ，平成14年３月に人権教育・啓発に関する基本計画を閣議決定によって策定（平成23年４月１日一部変更）したことから，同計画に基づいた人権教育・啓発に関する施策を推進している。令和元年度においても，同計画を踏まえ，法務省，文部科学省を始め各府省庁において，本報告書に記載されている各種施策に取り組んできた。

今後とも，同計画が掲げている人権教育・啓発の基本的な在り方，人権教育・啓発の推進方法等に基づき，人権教育・啓発の施策の推進に向け，各府省庁間の緊密な連携の下，引き続き必要な施策を推進したい。

本報告においては，同計画に明示的に掲げられている人権課題に対する取組はもとより，同計画が「以上の類型に該当しない人権問題，例えば，同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題等，その他の課題についても，それぞれの問題状況に応じて，その解決に資する施策の検討を行う。」としていることに基づき，ホームレスの人権及びホームレスの自立の支援等（76頁参照），性的指向・性自認に関する人権（77頁参照），人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯への適切な対応（78頁参照）並びに東日本大震災に伴う人権問題（80頁参照）に関する施策について報告した。

政府は，本報告に係る人権課題に対する人権教育・啓発に関する施策を推進するとともに，新たに生起する人権課題についても，それぞれの問題状況に応じ，その解決に資する人権教育・啓発に関する施策を実施していくこととしている。

殊に，新型コロナウイルス感染症に関しては，「コロナ差別」，「コロナいじめ」などと呼ばれる様々な人権問題が発生するとともに，自粛生活の中で，ＤＶや児童虐待の増加も懸念されており，人権教育・啓発の観点からも，本報告の取りまとめ時点における最も重要な課題の一つといっても過言ではなく，政府として適切に対応していかなければならない。

最後に，人権課題に対する政府の取組について，引き続き，現状分析と不断の見直しを行い，一層効果的な人権教育及び啓発に関わる施策の推進に努めていくこととする。

トピックス

新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見・いじめ等への取組

新型コロナウイルス感染症に関連して，不当な差別，偏見，いじめ等様々な人権問題が発生しています。

「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」は，令和２年３月以降同年５月に至るまで複数回にわたり「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」をまとめていますが，その中でも，「感染者，濃厚接触者とその家族，この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は，断じて許されません」，「医療機関や高齢者福祉施設等で，大規模な施設内感染事例が発生し，医療・福祉従事者等に対する偏見や差別が広がっている。こうした影響が，医療・福祉従事者本人のみならず，その家族に対しても及」んでいる，「物流など社会機能の維持に必要とされる職業に従事する人々に対しても，同様の事例がみられる」，「感染者に関する報道を通じて，ＳＮＳやインターネット上で，個人や家族，勤務先等を追跡・特定され，嫌がらせを受ける事例が報告されている。また，感染から回復された方，その濃厚接触者だった方に対して，学校や職場が理解を示さず，速やかな復帰ができない事例が報告されている」などといった言及がされています。

政府は，「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和２年３月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。同年５月25日変更。以下「基本的対処方針」という。）において，「新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」として，「感染者・濃厚接触者や，診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ」を行うこと，「患者・感染者，その家族や治療・対策に携わった方々等の人権が侵害されている事案が見られていることから，こうした事態が生じないよう」適切に取り組むこと，「海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する」ことなどを掲げ（基本的対処方針の三(1)①，(6)１）①及び②），各種の取組を実施してきました。

法務省の人権擁護機関では，法務省ホームページや公式SNSを用いて，繰り返し，新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別・偏見は許されないものであり，このような行為を行わないよう呼びかけるとともに，被害に遭った方に向けて人権相談の窓口の周知を行いました。

また，全国の法務局・地方法務局に対して，新型コロナウイルス感染症に関する人権相談への適切な対応を指示するとともに，人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は，人権侵犯事件として調査を行い，事案に応じた適切な措置を講じました。

加えて，感染者・濃厚接触者，医療従事者，社会機能の維持に貢献している方やこれらの方々の御家族，本邦外出身者に対する誤解や偏見に基づく差別的取扱いや言動

の事例が報告されていることを踏まえ，法務大臣から，このような不当な差別は許されるものではないこと，そして，法務省の人権擁護機関として，不当な差別・偏見が行われることのないよう，引き続き人権擁護活動にしっかりと取り組んでいく旨を発信しました。

さらに，文部科学省では，令和２年３月に作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」において，「感染者，濃厚接触者とその家族，この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は，断じて許されないものであり，新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に，発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ，このような偏見や差別が生じないようにすること」としています。

また，「児童生徒等に対し，現在の知見の下での新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に，発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ，新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど，児童生徒等の人権に十分配慮すること」など，海外から帰国した児童生徒等への対応について通知を発出しました。

新型コロナウイルス感染症に関連した差別や虐待に対する
法務大臣ビデオメッセージ



法務大臣の森まさこです。

まず，冒頭，人と人との接触を８割削減するとの目標の実現に向けて，外出自粛の要請に応えてくださっている国民の皆様に改めて感謝申し上げます。

また，新型コロナウイルス感染症に関連して，昼夜を問わず，最前線で検査や治療などにご尽力されている医療従事者の方々に心からの敬意を表したいと思います。

さらに，生活物資の輸送など社会機能の維持に貢献してくださっている方々にも心から謝意を申し上げます。

しかしながら，これらの方々やそのご家族が不当な差別的取扱いを受けるなど悲しい事例も報道されています。

国民が一丸となって感染の拡大に立ち向かうべきときに，こうした方々を傷付けるような不当な差別や偏見は決してあってはなりません。感染者やその属する施設・機関あるいは，我が国に居住する外国人の方々等に対する誤解や偏見に基づく差別もあってはならないものです。

一方で，休業や外出の自粛が要請されている中で，ＤＶや虐待の増加も大きな心配です。

私たちは，皆さんの助けになりたいと考えています。

法務省の人権擁護機関では，緊急事態宣言が行われた後も，差別や虐待等の様々な人権問題について，電話やインターネットで相談を受け付けています。

配偶者やパートナーからのＤＶにお悩みの方は，「みんなの人権１１０番」や「女性の人権ホットライン」に電話してください。インターネットによるメール相談もご利用ください。

児童生徒の皆さんは，フリーダイヤル「子どもの人権１１０番」やスマートフォンからも利用可能な「子どもの人権ＳＯＳ－ｅメール」を活用してください。

そして，ＤＶや虐待を見聞きした方も，どうぞ私たちにご連絡ください。

秘密は守ります。安心してください。

一人で悩まずに，どうぞ，ご相談ください。



法務省人権擁護局LINE・Facebook公式アカウントに投稿したメッセージ

（参考）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和２年３月 19 日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）（抜粋）

Ⅲ.提言等

２．市民と事業者の皆様へ

（２）感染者，濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者，濃厚接触者とその家族，この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は，断じて許されません。誰もが感染者，濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めてください。報道関係報道関係者におかれましては，個人情報保護と公衆衛生対策の観点から特段の配慮をお願いします。

感染症対策に取り組む医療従事者が，差別等されることのないよう，市民等は高い意識を持つことが求められます。

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン（抜粋）

特集

ハンセン病に係る偏見・差別の解消に向けた取組

ハンセン病は，「らい菌」に感染することで起こる感染症であるが，「らい菌」の感染力は弱く，非常に伝染しにくい病気である。仮に感染したとしても発病することは極めてまれであり，現在では治療法も確立しているため，万一発病しても，早期に発見し適切な治療を行えば後遺症が残ることもない。しかし，かつて我が国で採られた施設入所政策により，ハンセン病は恐ろしいというイメージが助長され，ハンセン病患者・元患者やその家族は，社会からのいわれのない偏見や差別の対象となってきた。

平成10年，国のハンセン病政策の転換が遅れたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が療養所の入所者らにより提起され，平成13年５月11日，熊本地方裁判所において国の責任を認める判決が出された。この判決に対し，政府は控訴を行わないこととし，同月25日付けで「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」を公表した。この談話においては，我が国においてかつて採られたハンセン病患者に対する施設入所政策が，多くの患者の人権に対する大きな制限，制約となったこと，また，一般社会において極めて厳しい偏見，差別が存在してきたことに対し，政府としての深い反省とお詫びが示されるとともに，全国のハンセン病患者・元患者全員を対象とした新たな補償を立法措置により講じること，名誉回復及び福祉増進のために可能な限りの措置を講ずること，ハンセン病患者・元患者の抱えている様々な問題について話し合い，問題の解決を図るための患者・元患者と厚生労働省との間の協議の場を設けることなどが示された。

この判決以後，政府では，「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」（平成13年法律第63号）に基づく補償やハンセン病に関する正しい知識の普及啓発，平成20年６月に議員立法により成立した「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（平成20年法律第18号。平成21年４月施行）に基づく施策に取り組んできたが，偏見や差別の根絶には至らず，平成28年，患者・元患者の家族は，国に対し，隔離政策による偏見や差別の被害等に対する損害賠償を求め，熊本地方裁判所にハンセン病家族国家賠償請求訴訟を提起した。

政府は，令和元年６月28日に熊本地方裁判所が示した判決に対し，控訴を行わないこととし，同年７月12日，「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（同日閣議決定。以下「令和元年総理談話」という。）を公表した。令和元年総理談話においては，我が国においてかつて採られた施設入所政策の下で，患者・元患者のみならず，家族に対しても，社会において極めて厳しい偏見，差別が存在し，患者・元患者とその家族が苦痛と苦難を強いられてきたことに対し，政府としての深い反省とお詫びが示されるとともに，家族を対象とした新たな補償の措置を講ずること，関係省庁が連携・協力し，患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発，人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことが示された。令和元年７月24日には，安倍内閣総理大臣がハンセン病家族国家賠償請求訴訟の原告団等と面会し，政府を代表してお詫びを申し上げるとともに，当事者の方々から直接話を伺い，差別や偏見の根絶に向けて，

政府一丸となって全力で取り組んでいく決意を述べた。

このような経緯を受け，令和元年11月15日には，議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（令和元年法律第55号）が成立し，同11月22日に公布・施行された。同法においても，その前文で，国会及び政府としての反省とお詫びが示されるとともに，ハンセン病元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意が示されている。加えて，同日，「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第56号）が公布・施行され，ハンセン病問題の解決の促進に関する法律における名誉の回復等の諸規定に，ハンセン病の患者であった者等の「家族」が対象として追加されるなどしている。

ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話

令和元年７月12日
閣議決定

本年６月28日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決について、私は、ハンセン病対策の歴史と、筆舌に尽くしがたい経験をされた患者・元患者の家族の皆様の御労苦に思いを致し、極めて異例の判断ではありますが、敢えて控訴を行わない旨の決定をいたしました。

この問題について、私は、内閣総理大臣として、どのように責任を果たしていくべきか、どのような対応をとっていくべきか、真剣に検討を進めてまいりました。ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実であります。この事実を深刻に受け止め、患者・元患者とその家族の方々が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として改めて深く反省し、心からお詫び申し上げます。私も、家族の皆様と直接お会いしてこの気持ちをお伝えしたいと考えています。

今回の判決では、いくつかの重大な法律上の問題点がありますが、これまで幾多の苦痛と苦難を経験された家族の方々の御労苦をこれ以上長引かせるわけにはいきません。できる限り早期に解決を図るため、政府としては、本判決の法律上の問題点について政府の立場を明らかにする政府声明を発表し、本判決についての控訴は行わないこととしました。その上で、確定判決に基づく賠償を速やかに履行するとともに、訴訟への参加･不参加を問わず、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずることとし、

このための検討を早急に開始します。さらに、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます。

家族の皆様の声に耳を傾けながら、寄り添った支援を進め、この問題の解決に全力で取り組んでまいります。そして、家族の方々が地域で安心して暮らすことができる社会を実現してまいります。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）

（前文）

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病元患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。その精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題の解決等を図るため、平成十三年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、さらに、残された問題に対応し、その療養等の保障、福祉の増進及び名誉の回復等を図るため、平成二十年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定された。

しかるに、ハンセン病元患者家族等も、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかった。

国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするものである。

ここに、国会及び政府が責任を持ってこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ハンセン病元患者家族等の癒し難い心の傷痕の回復と今後の生活の平穏に資することを希求して、ハンセン病元患者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定する。

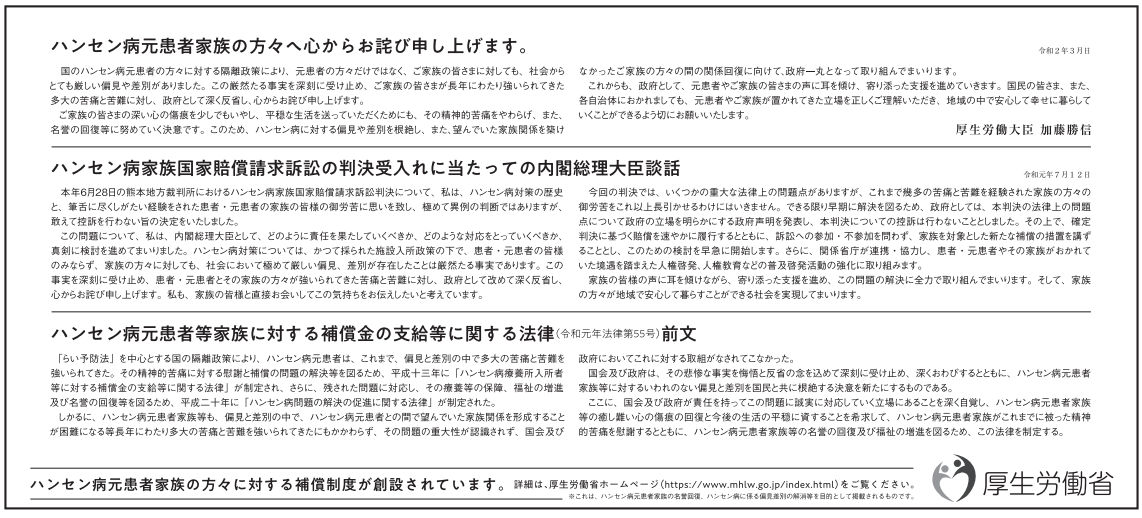
令和元年度の主な取組は，以下のとおりである。

⑴ ハンセン病患者・元患者とその家族に対する偏見・差別をなくし，理解を深めるための人権教育・啓発活動

ア　厚生労働省では，令和元年総理談話を受けて，令和元年７月24日，根本厚生労働大臣（当時）がハンセン病家族国家賠償請求訴訟の原告団等と面会し，その苦痛や苦難に対してお詫びを申し上げるとともに，当事者の方々から直接話を伺った。令和２年３月には，全国の主な新聞に，ハンセン病元患者家族に対する謝罪広告を掲載した。



原告団等と根本厚生労働大臣（当時）との面会



ハンセン病元患者家族の方々へ心からお詫び申し上げます。

令和２年３月日

国のハンセン病元患者の方々に対する隔離政策により、元患者の方々だけではなく、ご家族の皆さまに対しても、社会からとても厳しい偏見や差別がありました。この厳然たる事実を深刻に受け止め、ご家族の皆さまが長年にわたり強いられてきた多大の苦痛と苦難に対し、政府として深く反省し、心からお詫び申し上げます。

ご家族の皆さまの深い心の傷痕を少しでもいやし、平穏な生活を送っていただくためにも、その精神的苦痛をやわらげ、また、名誉の回復等に努めていく決意です。このため、ハンセン病に対する偏見や差別を根絶し、また、望んでいた家族関係を築けなかったご家族の方々の間の関係回復に向けて、政府一丸となって取り組んでまいります。

これからも、政府として、元患者やご家族の皆さまの声に耳を傾け、寄り添った支援を進めていきます。国民の皆さま、また、各自治体におかれましても、元患者やご家族が置かれてきた立場を正しくご理解いただき、地域の中で安心して幸せに暮らしていくことができるよう切にお願いいたします。

厚生労働大臣　加藤勝信

ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話

令和元年７月１２日

本年6月28日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決について、私は、ハンセン病対策の歴史と、筆舌に尽くしがたい経験をされた患者・元患者の家族の皆様の御労苦に思いを致し、極めて異例の判断ではありますが、敢えて控訴を行わない旨の決定をいたしました。

この問題について、私は、内閣総理大臣として、どのように責任を果たしていくべきか、どのような対応をとっていくべきか、真剣に検討を進めてまいりました。ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実であります。この事実を深刻に受け止め、患者・元患者とその家族の方々が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として改めて深く反省し、心からお詫び申し上げます。私も、家族の皆様と直接お会いしてこの気持ちをお伝えしたいと考えています。

今回の判決では、いくつかの重大な法律上の問題点がありますが、これまで幾多の苦痛と苦難を経験された家族の方々の御労苦をこれ以上長引かせるわけにはいきません。できる限り早期に解決を図るため、政府としては、本判決の法律上の問題点について政府の立場を明らかにする政府声明を発表し、本判決についての控訴は行わないこととしました。その上で、確定判決に基づく賠償を速やかに履行するとともに、訴訟への参加・不参加を問わず、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずることとし、このための検討を早急に開始します。さらに、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます。

家族の皆様の声に耳を傾けながら、寄り添った支援を進め、この問題の解決に全力で取り組んでまいります。そして、家族の方々が地域で安心して暮らすことができる社会を実現してまいります。

ハンセン病元患者等家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）**前文**

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病元患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。その精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題の解決等を図るため、平成十三年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、さらに、残された問題に対応し、その療養等の保障、福祉の増進及び名誉の回復等を図るため、平成二十年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定された。

しかるに、ハンセン病元患者家族等も、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかった。

国会及び政府は、その悲惨な事実を傷悼と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするものである。

ここに、国会及び政府が責任を持ってこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ハンセン病元患者家族等の癒し難い心の傷痕の回復と今後の生活の平穏に資することを希求して、ハンセン病元患者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定する。

ハンセン病元患者家族の方々に対する補償制度が創設されています。 詳細は、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/index.html）をご覧ください。

※これは、ハンセン病元患者家族の名誉回復、ハンセン病に係る偏見差別の解消等を目的として掲載されるものです。

厚生労働省

ハンセン病元患者家族に対する謝罪広告

また，令和元年10月２日及び令和２年１月16日には，ハンセン病の患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発，人権教育などの普及啓発活動の強化等に向けて検討を進めるため，法務省及び文部科学省と共に，原告団等との「ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議」を開催した。この協議において，橋本厚生労働副大臣がお詫びと反省を申し上げるとともに，偏見差別の解消に向けた決意を述べた。今後も，元患者やその家族との協議を踏まえ，法務省，文部科学省と連携しながら，ハンセン病に対する偏見差別の解消に向けて取り組んでいくこととしている。

このほかにも，厚生労働省では，ハンセン病に対する正しい知識の普及のため，様々な普及啓発活動を行っている。平成21年度から，ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の施行日である６月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め，令和元年度においては６月21日に同省の主催により，

法務省，文部科学省等の関係機関の出席を得て，追悼，慰霊及び名誉回復の行事を実施した。



らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑

碑文
「ハンセン病の患者であった方々などが強いられてきた苦痛と苦難に対し、深く反省し、率直にお詫びするとともに、多くの苦しみと無念の中で亡くなられた方々に哀悼の念を捧げ、ハンセン病問題の解決に向けて全力を尽くすことを表明する。

平成23年６月　厚生労働省」





「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典

加えて，令和２年２月９日に，広島県広島市において，法務省等と連携し，ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を目的とした「第19回ハンセン病問題に関するシンポジウム」を開催し，ハンセン病をテーマとしたハンセン病元患者や元患者家族，学生等によるパネルディスカッションや開催地の中学生・高校生らによるプレゼンテーション，演劇などを行った。

さらに，平成14年度から，ハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット及び指導者向け教本「ハンセン病の向こう側」を作成し，全国の中学校，教育委員会等に配布しているところ，令和元年度には，ハンセン病患者・元患者の家族がおかれていた境遇についても理解を深めることができるよう，パンフレットに別紙「ハンセン病療養所の入所者・社会復帰者の家族の人権について考える」を追加した。



ハンセン病問題に関するシンポジウム
（広島会場）



パンフレット「ハンセン病の向こう側」
（資料として，118頁以下に内容を掲載）

イ　文部科学省では，令和元年総理談話を受けて，令和元年９月５日，柴山文部科学大臣（当時）がハンセン病家族国家賠償請求訴訟の原告団等と面会し，当事者の方々から直接話を伺い，その苦痛や苦難に対してお詫びを申し上げるとともに，偏見差別の解消に向けて，ハンセン病の教育に取り組む旨の決意を述べた。

令和元年10月２日には，ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議の場において，佐々木文部科学大臣政務官が原告団等と面会し，お詫びを申し上げるとともに，関係省庁と連携し，ハンセン病患者・元患者とその家族の方々がおかれていた境遇を踏まえた人権教育活動にしっかりと取り組んでいく旨の決意を述べた。



原告団等と柴山文部科学大臣（当時）との面会

さらには，令和元年総理談話等を踏まえ，ハンセン病の患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するための具体的な検討を行うことを目的として，10月23日に佐々木文部科学大臣政務官を座長とする「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」（以下「検討チーム」という）を文部科学省内に設置した。検討チームにおいては，日本及び海外の学校における人権教育の取組状況や，初等中等教育，高等教育，社会教育における優れた取組について有識者から意見聴取を行うとともに，国立療養所多磨全生園，国立療養所菊池恵楓園を訪問し，入所者自治会の方々との意見交換の実施，さらには，ハンセン病についての理解増進等を目的とした宮城県内の中学校と国立療養所東北新生園との交流授業の見学などを通じ，今後実施すべき取組について検討を進めている。



佐々木文部科学大臣政務官による菊池恵楓園訪問



宮城県内の中学校と東北新生園との交流授業の様子

また，文部科学省職員に対しても，一人の行政官としてハンセン病問題について認識を深めることを目的とし，ハンセン病家族訴訟原告団副団長の黄光男氏を講師として招き，令和２年１月29日に文部科学省職員向け勉強会を検討チームの取組の一環として開催した。

佐々木政務官、青山政務官ら63名が出席
文部科学省職員勉強会「ハンセン病って知ってますか？」

文部科学省職員向け勉強会「ハンセン病って知ってますか？」が1月29日、同省試写室で開かれ、佐々木政務官、青山政務官、藤原事務次官、浅田総合教育政策局長ら63名が出席した。この勉強会は、佐々木政務官を座長とする「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」の取組の一環として行われたもので、ハンセン病家族訴訟原告団副団長の黄光男氏が講師を務めた。

冒頭、佐々木政務官が「各職員が携わっている業務の如何に関わらず、この問題は重要な人権課題として、一人の行政官としてしっかりと認識を深めるべきとの趣旨で開催させて頂いた。悲劇を二度と繰り返さないために、私たち文科省に何が出来るのか、一人ひとりしっかりと考える機会にしたい」と挨拶。また、青山政務官は「ハンセン病患者、元患者、ご家族が極めて厳しい偏見・差別の中で長い間に渡って大変な苦痛と苦難を強いられてきたことは私も政治家として存じ上げている。文部科学行政に携わる者としてハンセン病に向き合うべきだという思いで参加させて頂いた」と話した。



青山大臣政務官



佐々木大臣政務官

黄氏は、中国で流行している新型コロナウイルスの話題も絡めつつ「どんな病気の患者であれ、患者としての権利は守られるべき」と語ったほか、家族がハンセン病に罹ったことで入浴拒否や家の消毒を受けた経験を明かし、差別是正を訴えた。



講師の黄氏㊧に「原告の方々がお名前、顔を出せるようになるためには、我々は何を乗り越えるべきか」と質問する浅田総合局長（文科省試写室）

文部科学省職員向け勉強会に関する記事（令和２年２月３日文教ニュース第2583号）

これまで，文部科学省においては，厚生労働省が作成・配布する中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」の活用促進や，学校における人権教育の特色ある実践事例の取りまとめなどを行うとともに，各都道府県・指定都市教育委員会等の人権教育担当者が集まる人権教育担当指導主事連絡協議会や独立行政法人教職員支援機構が実施する人権教育指導者養成研修等において，各都道府県教育委員会の人権教育担当指導主事や教員等に対し，ハンセン病問題を含む人権教育に関する情報提供や研修を行うほか，国公私立大学の教務担当者等が出席する会議等において，人権教育に関する取組を促してきた。また，社会教育の指導者として中心的な役割を担う社会教育主事の養成講習等において人権問題等の現代的課題を取り上げ，指導者の育成及び資質向上を図るとともに，国公私立大学の教務担当者等が出席する会議等において，人権教育に関する取組を促してきた。

令和元年度においては，令和元年総理談話等を踏まえ，これらの取組に加え，人権教育担当指導主事連絡協議会においては国立ハンセン病資料館担当者の講演を実施するなど研修内容の充実を図った。また，８月30日に各都道府県教育委員会等へハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について通知し，「ハンセン病の向こう側」の活用を促すとともに，ハンセン病に関する施設・資料等についても周知した。加えて，ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律の成立の際にも，法律の趣旨並びにその趣旨を踏まえたハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について，11月25日に各都道府県教育委員会や大学等に通知した。

ウ　法務省では，令和元年総理談話を受けて，令和元年９月６日，山下法務大臣（当時）がハンセン病家族国家賠償請求訴訟の原告団等と面会し，その苦痛や苦難に対してお詫びを申し上げるとともに，当事者の方々から直接話を伺った。


原告団等と山下法務大臣（当時）の面会

令和元年10月２日には，ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議の場において，宮﨑法務大臣政務官が原告団等と面会し，お詫びを申し上げるとともに，関係省庁と連携し，ハンセン病患者・元患者とその御家族の方々がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動にしっかりと取り組んでいく旨の決意を述べた。

また，併せて，元患者の方々などの思いを直接伺うべく，令和元年12月，宮﨑法務大臣政務官が沖縄県の国立療養所沖縄愛楽園及び宮古南静園を訪問し，入所者との意

見交換や交流会館の見学等を行った。令和２年１月には，熊本県の国立療養所菊池恵楓園を訪問し，入所者との意見交換や資料館の見学等を行うとともに，日常を共有することが大切であるとの思いから，入所者の自宅を訪問し，懇談などを行った。次いで訪問した鹿児島県の国立療養所星塚敬愛園では，入所者との意見交換に加え，療養所内の放送設備を使い，全入所者に対し，心からのお詫びと今後も元患者やその家族の人権の擁護に努めていく旨を述べた。

今後，ハンセン病患者・元患者とその御家族の方々の思いを真摯に受け止め，人権啓発活動の充実に努めるべく，新型コロナウイルス感染症をめぐる状況等も見ながら，全療養所を訪問することを計画している。



宮﨑法務大臣政務官による沖縄愛楽園訪問



宮﨑法務大臣政務官による宮古南静園訪問



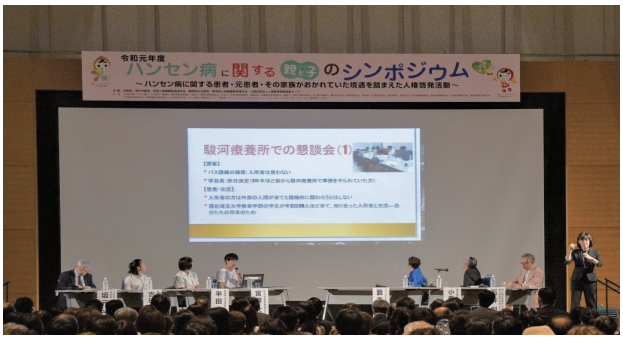


宮﨑法務大臣政務官による菊池恵楓園訪問





宮﨑法務大臣政務官による星塚敬愛園訪問



ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」
（静岡会場）

法務省の人権擁護機関では，これまでも，「HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ，講演会等の開催，啓発冊子の配布等，各種人権啓発活動を実施してきたところであるが，令和元年総理談話を受けて，令和元年7月，法務局・地方法務局に対し，ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動の強化に取り組むよう通達を発出した。

また，「ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』」を，８月31日に静岡県静岡市において厚生労働省等と連携して開催し，国立駿河療養所駿河会会長である小鹿美佐雄氏による基調講演，開催地の中学生・高校生・大学生等が参加するパネルディスカッション，ハンセン病をテーマとした映画の上映や主演俳優等によるトークショーを行った。



ハンセン病に関する人権シンポジウム
（名古屋会場）

加えて，令和２年２月１日にも，愛知県名古屋市において，ハンセン病に関する人権シンポジウムを厚生労働省・文部科学省等と連携して開催した。同シンポジウムでは，ハンセン病家族国家賠償請求訴訟原告団副団長の黄光男氏による基調講演・基調報告やパネルディスカッションのほか，令和元年度の全国中学生人権作文コンテスト（10頁参照）中央大会における法務大臣賞の受賞者から，療養所の語り部との交流を描いた受賞作品（115頁参照）の朗読が行われ，その後のトークショーにおいても，ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の原告らからのメッセージが読み上げられるなどした。これらのシンポジウムの内容については，小学生向け・中高生向けの全国版新聞等に掲載し，ハンセン病元患者やその家族の思いを広く周知した（113・114頁参照）。

さらに，ハンセン病についての正しい理解と，元患者やその家族に対する偏見・差別の解消に向けて，第71回人権週間（９頁参照）の実施に当たり，令和元年総理談話の趣旨を踏まえ，ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動の強化に取り組む必要があることを明示した上で，関係省庁，都道府県，政令指定都市，法務局・地方法務局その他の関係機関に対して，その旨を周知するとともに，法務省ホームページにも掲載したほか，シンポジウムや人権週間等の機会を捉えて，ハンセン病に関するパネル展を実施したり，テキスト，バナー及び動画によ

るインターネット広告を実施したりした。





福岡法務局庁舎・商業施設でのパネル展

加えて，地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象として，指導者として必要な知識やスキルを習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修（90頁参照）や，法務局・地方法務局の人権擁護事務担当職員及び人権擁護委員に対する研修において，ハンセン病に関する講義等を行った。

このほか，ハンセン病問題をテーマにした啓発動画「未来への虹－ぼくのおじさんは，ハンセン病」のDVDを増刷し，広く全国の法務局・地方法務局で貸出しを行えるようにしたほか，啓発教材「人権アーカイブ・シリーズ『ハンセン病問題～過去からの証言，未来への提言～』（人権教育・啓発担当者向け・証言集及びビデオ）／『家族で考えるハンセン病』（一般向け・ビデオ）」をYouTube法務省チャンネルで配信している。



啓発ビデオ「未来への虹
-ぼくのおじさんは，ハンセン病-」



啓発教材「人権アーカイブ・シリーズ『ハンセン病問題～過去からの証言，未来への提言～』／『家族で考えるハンセン病』」



インターネットバナー広告

広告

ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」静岡会場
～ハンセン病に関する患者・元患者・その家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動～

正しく知ることで 偏見や差別のない 社会をつくる

ハンセン病とは？

ハンセン病は「らい菌」という細菌に感染することで起こる病気。手足の指先の神経が麻痺したり、皮膚が変形したりすることがあったんだ。でも、らい菌の感染力はとても弱く、感染しても発病することはほとんどないよ。もし発病しても、いまは早期発見と適切な治療により、後遺症が残ることなく完治するんだ。



ハンセン病患者・元患者とその家族について考える

7月12日、内閣総理大臣は、ハンセン病患者・元患者だけでなく、その家族の方々に対する厳しい偏見や差別についての談話を公表したよ。そんなハンセン病問題を正しく理解するためのシンポジウムが8月31日に静岡県静岡市で開催され、参加者はハンセン病について思いをめぐらせたよ。

パネルディスカッション 未来に向けて、私たちにできること

パネリスト

正しく知り、語り継ぐ



静岡雙葉中学校
3年 **吉田 安祐美**さん

ハンセン病家族訴訟で伝えたかったのは「偏見や差別はいまも完全には終わっていない」ということなのではないでしょうか。偏見や差別を終わりにするためには、ハンセン病を正しく知り、語り継いでいくことが大切だと思います。

海人の後輩として伝える



静岡県立沼津商業高等学校
2年 **半田 小梅**さん

高校の先輩でもある歌人、明石海人※の一生を調べ、ハンセン病患者がどれほどつらい思いをしていたのか分かりました。海人のこと、ハンセン病のことを後輩たちに伝えていきたいと思います。

※ あかしかいじん(1901～1939年)。静岡県沼津市出身の歌人。25歳の頃にハンセン病を発病。

駿河療養所の将来を考える



静岡大学地域創造学環地域共生コース
4年 **宮澤 大己**さん

大学で「駿河療養所の将来構想」をテーマに活動してきました。「将来」とはいつなのか、学生と入所者の間には大きなギャップがありましたが、報告書・提言書を提出したことで、少しだけ問題が動き始めたと感じています。

コメンテーター

情報を発信し、誤解を解く



国立駿河療養所 駿河会会長
小鹿 美佐雄さん

若い方々がハンセン病のことを勉強し、後世に伝えようとしている姿を見て少し安心しました。まだまだハンセン病について誤解されていることはたくさんあるので、私自身も様々な情報を発信していきたいと思っています。

安心できる環境づくりを



国立駿河療養所所長、
国立療養所多磨全生園園長
石井 則久さん

ハンセン病は「普通の病気」の一つです。家族も安心してそう言える環境になっていけばと考えています。駿河療養所にはふれあいセンターがあり、夏祭りなども開催されているので、ぜひいらして、入所者と交流してください。

国の決断を問題解決の契機に



フリーアナウンサー、
元日本テレビアナウンサー・記者
藪本 雅子さん

家族訴訟は「ハンセン病問題が終わっていなかった」ということを改めて気付かせてくれました。今回の判決を受け入れて、それで終わりということではありません。これからが本当の解決へのスタートなのだと思います。

コーディネーター

若い世代に啓発・教育の機会を



公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長
坂元 茂樹さん

パネリストの皆さんから「正確な知識を持たないことから偏見・差別が生まれる」と問題提起していただきました。偏見・差別をなくしていくため、啓発や教育の機会をもっと増やしていきたいと考えています。

トークショー 映画をきっかけに思いを馳せて



左：俳優（映画「あん」主演）
永瀬 正敏さん
右：フリーアナウンサー、
元日本テレビアナウンサー・記者
藪本 雅子さん

映画「あん」の上映後、主演の永瀬正敏さんが登場し、藪本さんと対談。永瀬さんは「僕は演じているだけでとてもうらやましかったから、実際のご家族の気持ちというのは、とてつもないものがあるんだろうと思います」と語っていたよ。さらに、人権についても意見を求められた永瀬さん。「いろんな問題で、みんなが違いを認めて、いろいろ会話ができる、知るということがすごく大事になってくるのではないかと伝えたんだ。

また、藪本さんは「あん」を振り返って「この映画は、生きづらさを感じている人、何らかの苦しみや痛みを抱えている人に見てもらいたい。生きていていいんだよと言われている気がして、勇気をもらえると感想を述べたよ。

●このシンポジウムの模様は、動画共有サイトYouTubeの「人権チャンネル」でご覧いただけます。
https://www.youtube.com/jinkenchannel

基調講演 ハンセン病の歴史と療養所



国立駿河療養所 駿河会会長 **小鹿 美佐雄**さん

昭和6年の「癩予防法」という法律により、ハンセン病患者が強制的に療養所に閉じ込められるようになりました。この政策により「ハンセン病は非常に感染力が強く、怖い病気だ」という誤った認識が国民に広がり、偏見・差別につながったのではないでしょうか。

また、患者の家族も差別を受けました。6月に熊本地方裁判所で行われた「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」の裁判では、改めてそのことが明らかにされました。

今後の話し合いを通じてハンセン病に対する正しい認識が広まっていくことを願っています。

現在、療養所をどう活用していくのかということも大きな課題となっています。ぜひ皆さんには、ハンセン病や療養所のことについて、考えてみてほしいですね。

国立駿河療養所

東海北陸地区唯一の国立ハンセン病療養所として70年以上の歴史を持つ、国立駿河療養所。質の高い医療・看護・介護等を提供する場として、地域住民との生活の一体化を目指しているんだ。駿河会は駿河療養所の入所者の人たちの会だよ。

〒412-8512
静岡県御殿場市神山1915
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/hansen/suruga/



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

知っていますか？
「子どもの人権110番」
いじめや体罰などの困りごと、
ひとりで悩まないで相談してね。

子どもの人権110番（通話料無料）
0120-007-110
みんなの人権110番
0570-003-110
女性の人権ホットライン
0570-070-810



人KENあゆみちゃん

インターネットでも人権相談を受け付けています。
「インターネット人権相談受付窓口」
子どもの人権SOS-eメール
パソコン・携帯電話・スマートフォン共通 https://www.jinken.go.jp
インターネット人権相談 検索
外国人のための人権相談：
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html
● 法務省人権擁護局ホームページ http://www.moj.go.jp/JINKEN
● 人権啓発活動ネットワーク協議会ホームページ http://www.moj.go.jp/jinkennet
● YouTube 法務省チャンネル https://www.youtube.com/MOJchannel
● YouTube 人権チャンネル https://www.youtube.com/jinkenchannel
● 人権ライブラリー http://www.jinken-library.jp

【ビデオ】人権アーカイブ・シリーズ
分かりやすくまとめた映像で、ハンセン病をきちんと知ろう
「ハンセン病問題」～過去からの証言、未来への提言～
ハンセン病問題の歴史的な経緯や時代ごとの社会情勢、問題の本質などについて、関係者の証言や解説をもとに分かりやすくまとめた映像です。
映像はこちらから▶【https://youtu.be/eRKCmf-kcSw】
「家族で考えるハンセン病」
中学1年生の主人公が友だちと療養所を訪れるなどして、ハンセン病問題や人権の大切さについて理解していくドラマ作品。実際のハンセン病元患者も登場。
映像はこちらから▶【https://youtu.be/cRCAIDCC3hs】
法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」（静岡会場）（読売KODOMO新聞）

広告

人権シンポジウムin名古屋

ハンセン病に関するシンポジウム

ハンセン病に関する
患者・元患者・その家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動



ハンセン病対策については、かつて国が採った施設入所政策の下で、患者・元患者のみならず、家族の方々に対しても、極めて厳しい差別・偏見が存在しました。

これら、いわれのない差別や偏見を根絶するには何が必要かを考えるため、2月1日に愛知県名古屋市でシンポジウムが開催されました。

基調講演

思いよどけ



ハンセン病家族訴訟原告団副団長
ファン グァンナム
黄 光男 氏

無らい県運動[※1]で家族がバラバラに

私が生まれて間もなくして、母親と姉がハンセン病にかかり、私が1歳のとき、二人は岡山県にある長島愛生園に入所しました。母親は当初、「小さい子どもがいるから」という理由で入所を拒んだそうですが、自治体の職員が何度も入所勧奨のために大阪府の自宅を訪れたそうです。また、当時通っていた銭湯で入浴拒否をされるなど、地域住民からの差別被害にも遭い、療養所に所せざるを得なくなったと聞いています。その後、父親ともう一人の姉は大阪府に戻り、私は岡山県にある育児院に預けられました。家族五人がバラバラにされてしまったのです。

「おかしいこと」は「おかしい」と叫ぶ勇気を

無らい県運動では、自治体の職員だけでなく、近所の一般市民が一体となって、ハンセン病患者を社会から追い出しました。内心では差別に反対している人もいたもしれませんが、社会全体がそうした発言や行動を許さなかったので、ハンセン病患者や元患者、そしてその家族が苦しんだという事実を忘れないでください。昨年、家族訴訟に対する内閣総理大臣談話も発表されましたが、まだまだ問題は残されています。自分の中にある差別意識と向き合い、「おかしいこと」は「おかしい」と叫ぶ勇気を持ち、差別に怒りを感じて立ち向かう行動ができる人間になれるといいと思います。

※1 ハンセン病患者を見つけ出し、療養所に送り込むために、各県で行われた運動。

基調報告・パネルディスカッション

差別に立ち向かう人への理解を



【パネリスト】
井隆士
ハンセン病家族訴訟弁護団共同代表
徳田 靖之 氏

ハンセン病患者や元患者、そしてその家族が長年にわたって差別や偏見にさらされるようになった原因は「国の強制隔離政策」です。これにより、「ハンセン病は恐ろしい伝染病だ」「感染しやすい体質は遺伝する」という誤った認識が広まり、社会の隅々にまで差別意識が植え付けられました。その結果、無らい県運動では、官民が一体となってハンセン病患者を地域や職場、学校などから追い出すようになったのです。

また、家族もひどい差別を受け、やり場のない怒りを患者本人に向けてしまうことも少なくありませんでした。

2003年に熊本県で起こったホテル宿泊拒否事件[※2]で、社会の中にはいまだに差別意識が残っていることが明らかになりました。事件についてテレビや新聞で報道されると、菊池恵楓園には多くの誹謗中傷文書が寄せられました。差別を受けた人が「同情されるべき人間」として扱われ、くり返されると理解や同情をされるとすると攻撃されることで立ち上がると攻撃されることで立ち上がると職おうとして立ち上がると職おうとして立ち上がると職おうとして

第39回全国中学生人権作文コンテスト　法務大臣賞



星塚のじぃやん

宮崎県　宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校 ３年
藤原　凛華（ふじわら　りんか）

「星塚のじぃやんと言ってくれ」かつて，「私にさわらない方がいい」と言って握手を拒んだあなたがそう言ってくれた時，本当にうれしかった。あの時私たちは本当の家族になれたのだ。

私には，キティちゃんと阪神タイガースが好きなとってもおちゃめなおじぃちゃんがいる。彼とは血のつながりはないけれど，それ以上の絆を感じられるすてきな人だ。私は，おじぃちゃんに年一回会えるのをいつも楽しみにしている。そのおじぃちゃんが暮らしているのは，鹿児島県にある国立療養所星塚敬愛園。そう，おじぃちゃんは，国の非道な政策によって家族も故郷も自由に選ぶ人生もすべてうばわれた元ハンセン病患者である。

ハンセン病とは，らい菌に感染することで起きる病気だ。感染力はとても弱く，現代の日本で感染し発病することはほとんどない。しかし，有効な治療法や薬がなかった時代には，顔や手足が変形するというような外見に症状が表われてしまうことから忌避されてきた。また，感染を防止するには患者を隔離する以外にないとも考えられていた。日本では，一九三一年の癩予防法によってハンセン病患者をハンセン病療養所に強制的に入所させ一生に渡って世間から隔離する政策を行っていた。それだけでなく子どもを持てなくさせたり，患者の出た家を消毒したり，無らい県運動を進めるなどしてハンセン病は恐ろしい不治の病という誤った認識を国民に植え付けた。この政策のために，治療薬ができ，ハンセン病が治る病気だとわかった後も，ハンセン病患者やその家族は極端な偏見と激しい差別に苦しむことになった。しかもこの政策が終ったのは一九九六年。そんなに古い話ではないのだ。かく言う私もおじぃちゃんに出会うまで何も知らない人間だった。

私がハンセン病について知ったのは，今から五年前，宮崎県主催の「ふれあいハンセン病療養所訪問事業」に参加した時だ。鹿児島県にある国立療養所を訪問し，ハンセン病について正しく知ろうというプログラムだ。園での全体説明のあと，語り部として私たち家族の担当になったのがおじぃちゃんだった。彼を見た時，正直私は言葉が出なかった。なぜかというと彼は義眼をはめていて，手は爛れ，指がなかったのだ。それだけでなく，ちょっと怒っているような，話しかけにくい雰囲気ももっていたのでますます何を話していいのかわからなくなった。でも，帰るまぎわ，せめて仲良く

なりたい気持ちをこめて握手を求めた。しかし，そんな私に彼は「私にさわらない方がいい」と言って，パッと反射的に手をひっこめたのだ。私はその時，なぜ？と複雑で切ない気持ちになった。彼はもうすでに病気は治っている。なのになぜ，と。しかし，少し考えて，彼をそうさせたのは，これまで受けてきたすさまじい差別や偏見によって深く傷つき，その心の傷が行動に表われてしまうものだと思った。

私たち家族は，彼の心の傷を知り，彼という人の人生について知りたいと思い，今度は元ハンセン病患者のだれかではなく個人をたずねることにした。二度目にお会いした時は，過去の歴史を聞くのはもちろん，一緒に歌をうたったり，散策をしたりして打ちとけた時間を過ごすことができた。

それから私たち家族は，毎年おじぃちゃんの所をたずねている。まるでお正月におじぃちゃんおばぁちゃんの待つ故郷に帰るように。

おじぃちゃんはもともと誰かとコミュニケーションをとることが苦手な方で写真に写ることも嫌っていた。でも，私たち家族と交流するうちに少しずつ心を開いてくれた。今では，手紙や電話でやりとりしたりもするし，一緒に写真に写ってもくれる。その写真をかざってもくれる。また，私の中学受験のときには誰よりも合格を祈ってくれた。だから，おじぃちゃんから「星塚のじぃやんと言ってくれ」と言われた時は，私たちを実の子や孫のように思ってくれていることや安心して手をにぎってもいい相手として信頼してくれたのだと思えたのでうれしくてたまらなかった。

これまでのあまりに過酷な経験が彼につけた心の傷は消えることはないでしょう。失った時間や家族をとり戻すことはできないけれど，私たちと新しい時間を重ねることで，おじぃちゃんの人生が少しでも笑って過ごせる時間になるようにしていきたいと思う。それは私たち家族にとってもかけがえのないすてきな時間になるでしょう。おじぃちゃんが私にくれた喜びを私も家族もそれ以上の喜びにしておじぃちゃんにこれからも返していきたい。

おじぃちゃん，あなたに会えて本当によかった。

第39回全国中学生人権作文コンテスト　法務大臣賞受賞作品

⑵ 国連における取組

我が国は，ハンセン病患者・元患者とその家族等に対する偏見・差別の解消に向けて，国際社会において主導的な役割を果たしてきている。具体的には，平成20年，平成21年，平成22年及び平成27年の，国連人権理事会において，また，平成22年の国連総会において，ハンセン病に関する誤った認識や誤解に基づく偏見・差別をなくすための決議（ハンセン病差別撤廃決議）案を主提案国として提出し，いずれも全会一致で採択された。これら決議のフォローアップとして，平成29年６月，我が国は，国連人権理事会にブラジル，エチオピア，フィジー，モロッコとハンセン病差別撤廃決議案を共同提出し，全会一致で採択された。同決議においては，共同提案国は50か国に達した。この決議は，全世界でハンセン病に関連する差別問題に苦しむ人々の人権を守るため，人権理事会としてハンセン病差別撤廃に関する特別報告者を３年間の任期で任命することを決定し，また，国連人権高等弁務官及び同特別報告者に対してハンセン病差別に関するセミナーの実施を奨励している。この決議を受けて，平成29年９月，人権理事会において，ポルトガル出身のアリス・クルス（Alice Cruz）氏がハンセン病差別撤廃に関する特別報告者に任命された。令和２年２月，クルス氏は同特別報告者として初めて訪日し，政府関係者を始めとする関係者と意見交換するとともにハンセン病療養所等を訪問した。

⑶ ハンセン病患者・元患者とその家族の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では，法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて，ハンセン病患者等に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は，人権侵犯事件として調査を行い，事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
HIV感染者・ハンセン病患者に対する差別待遇	5	2	2	1	4

（法務省人権擁護局の資料による）

資　料　ハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」



ハンセン病の向こう側

長い間、偏見や差別に苦しんでいる人たちがいる。
ハンセン病問題は、決して特別な問題じゃない。
それは、私たちの姿を映し出す鏡だと思う。
この問題を、どうやって乗り越えていけばいいのだろう。

厚生労働省

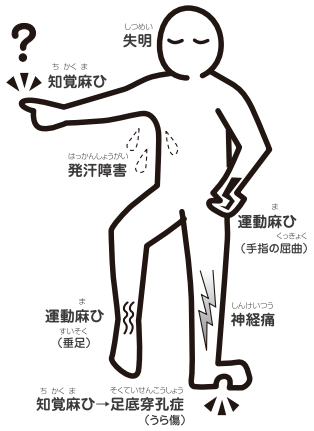
ハンセン病の悲しい歴史



みんなハンセン病を知ってる?
私は最近まで知らなかったんだ。
話を聞いて、かなりショックを受けた。

ハンセン病って、どんな病気か知ってる?

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる病気です。現代においては感染することも発病することもほぼありませんが、感染し発病すると、手足などの末梢神経が麻ひし、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなることがあり、皮ふにさまざまな病的な変化が起こったりします。また治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがありました。かつては「らい病」と呼ばれていましたが、明治6年(1873年)に「らい菌」を発見したノルウェーの医師・ハンセン氏の名前をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。



ハンセン病は感染症だけど とてもうつりにくい病気なんだって

「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい病気です。末梢神経の麻ひなどの症状が出る(発病)かどうかは個人の免疫力や衛生状態、栄養事情などが関係しますが、たとえ感染しても発病することはほぼありません。現在の日本の衛生状態や医療状況、生活環境を考えると、「らい菌」に感染しても、ハンセン病になることはほとんどありません。

(日本人新規患者数:2016年0人、2017年1人、2018年0人)

早く見つけて適切な治療をすれば 治る病気なんだよ

昭和18年(1943年)、米国で「プロミン」という薬がハンセン病によく効くことが報告されました。わが国では、昭和21年(1946年)から患者に試用され始めましたが、その数はわずかであったため、もっと多くの人に投与できるようにしてほしいと患者が国に働きかけ、昭和24年(1949年)から広く使用されるようになりました。その後、さまざまな薬が開発され、現在はWHO(世界保健機関)が推奨する3種類の飲み薬を組み合わせて服用する治療が行われています。ハンセン病は早期に発見し、適切な治療を行えば、顔や手足に後遺症を残すことなく、治るようになっています。

どうしてもっと優しくできなかったんだろう?

強制的に患者を隔離してしまうなんて‥‥

19世紀後半、ハンセン病はコレラやペストなどと同じような恐ろしい伝染病であると考えられていました。当初は、家を出て各地を放浪する患者が施設に収容されましたが、やがて自宅で療養する患者も収容されるようになりました。ハンセン病と診断されると、市町村や療養所の職員、医師らが警察官を伴ってたびたび患者のもとを訪れました。そのうち近所に知られるようになり、家族も偏見や差別の対象にされることがあったため、患者は自ら療養所に行くより仕方ない状況に追い込まれていったのです。このような状況のもとで、昭和6年(1931年)にすべての患者の隔離を目指した「癩予防法」が成立し、療養所の増床が行われ、各地にも新しく療養所が建設されて行きました。また、各県では「無癩県運動」という名のもとに、患者を見つけ出し療養所に送り込む施策が行われました。保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒し、人里離れた場所に作られた療養所に送られていくという光景が、人々の心の中にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付け、それが偏見や差別を助長していったのです。



患者の収容には警察官が立ち会った

ハンセン病問題の歩み

差別のはじまり

●中世～近世
体の一部が変形したりする外観の特徴などから偏見や差別の対象にされることがあった。

患者の隔離政策

●明治後期(1900年代)～昭和前期(1940年代)
患者を強制的に収容し、療養所から一生出られなくする「ハンセン病絶滅政策」が行われ、偏見や差別が一層助長された。

治療薬の登場

●昭和前期(1940年代)～平成8年(1996年)
有効な薬が開発され、治療法が確立されたが、患者の隔離政策はそのまま継続された。

「らい予防法」廃止

●平成8年(1996年)～
「らい予防法」(「癩予防法」を昭和28年(1953年)に改正)が廃止され、患者隔離政策に終止符が打たれた。

学習のポイント

POINT1
ハンセン病は、「らい菌」による感染症
「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい。感染しても発病するのはまれ

POINT2
現在は治療法が確立され
早期発見と適切な治療で、後遺症を残さずに治すことができる

POINT3
ハンセン病患者は、いつの時代も偏見や差別の対象にされてきた
国や社会が患者に対してどのように接してきたかを振り返る

ハンセン病と人権について考える



治療法が確立されて、ハンセン病は治る病気になったんだよね。
そして国は療養所の入所者・社会復帰者におわびし、政策を改めた。
それなのに、どうして偏見や差別がなくならないのだろう?

みんなの願いが政府に届くまで長い年月がかかったんだ

ハンセン病は治る病気になったのにどうして療養所に収容されたままだったの?

ハンセン病患者の隔離政策は、「癩予防法」という法律のもとで進められました。昭和28年(1953年)、患者の反対を押し切ってこの法律を引きつぐ「らい予防法」が成立しました。この法律の問題点は、患者隔離が継続され、退所規定が設けられていないことでした。つまり、ハンセン病患者は療養所に収容されると、一生そこから出ることが出来なかったのです。昭和21年にハンセン病の特効薬「プロミン」が登場し、その後、新しい飲み薬タイプの治療薬が開発され、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になっていました。にもかかわらず、患者の強制収容が続けられたのです。昭和30年前後から徐々に規制が緩和され、病気が治って自主的に退所する人たちも出てきました。しかし彼らは療養所に入所する際に、社会や家族と断絶させられており、療養所の外では頼る人はなく、救いの手を差し伸べる人も、受け皿もなかったのです。そのような状況の中で、生活苦で体を壊したり、病気を再発させたりして、やむなく療養所に戻る人も少なくありませんでした。



治療薬「プロミン」の注射

ハンセン病の隔離政策が終わったのはつい最近のことなんだって

「らい予防法」は平成8年(1996年)にようやく廃止されました。平成10年(1998年)には入所者らによって熊本地裁に国のハンセン病政策の転換が遅れたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提起されました。続いて東京、岡山でも提訴が行われました。平成13年(2001年)、熊本地裁で原告勝訴の判決が下されました。国はハンセン病問題は早期に全面解決する必要があると判断し、原告の主張を受け入れ、控訴をしませんでした。その後、国は入所者たちにおわびし、新たに補償を行う法律を作り、入所者や社会復帰者たちの名誉回復、社会復帰支援及びハンセン病問題の啓発活動等に取り組んでいます。

熊本地裁判決の日に
原告が勝訴の感動を綴った詩

太陽は輝いた
90年、長い長い暗闇の中
一筋の光が走った
鮮烈となって
硬い厳を砕き
光が走った
私はうつむかないでいい
みんなと光の中を
胸を張って歩ける
もう私はうつむかないでいい
太陽は輝いた



熊本地裁での勝訴発表(写真提供:共同通信社)

熊本裁判に勝訴したから ハンセン病問題は解決したと思っていた

それなのに入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別は今でも根強く残っている

熊本地裁の判決に対し、国は控訴※断念を決めるとともに、内閣総理大臣談話を発表し、ハンセン病問題の早期解決に取り組む決意を表明しました。しかし判決後も、熊本県で入所者に対するホテル宿泊拒否事件が起きるなど、残念ながら入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。そのため、療養所の外で暮らすことに不安を感じ、安心して退所することができないという人もいます。



控訴断念するか否かの最終判断をする直前に、ハンセン病訴訟原告代表と面談する小泉内閣総理大臣（当時）（写真提供:共同通信社）

療養所を出られるようになっても故郷に帰れず、肉親と再会できない人もいるんだって

高齢や後遺症、周囲の偏見などを乗り越えて、療養所を退所して社会復帰した人もいますが、その数は決して多いとはいえません。療養所に入所したときに、家族に迷惑が及ぶことを心配して本名や戸籍を捨てた人もいるため、現在も故郷に帰ることなく、肉親との再会が果たせない人もいます。療養所で亡くなった人の遺骨の多くが実家のお墓に入れず、各療養所内の納骨堂に納められています。



星塚敬愛園の納骨堂

●親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない――。
●実名を名乗ることができない――。
●結婚しても子供を生むことが許されない――。
●一生療養所から出て暮らすことができない――。
●死んでも故郷の墓に埋葬してもらえない――。

こうした生活をハンセン病患者は長い間強いられてきました。あなたは想像できますか?

学習のポイント

POINT1 ハンセン病に対する偏見や差別をなくすために
ハンセン病について正しい知識を持とう

POINT2 ハンセン病問題を風化させてはならない
ハンセン病問題を解決するカギは、君たちが握っている

POINT3 ハンセン病問題は、現在進行中の人権問題である
問題解決のために私たちに何ができるか考えてみよう

※裁判の判決に不満がある場合、上級の裁判所に再審理を請求すること。

ハンセン病問題から学ぶべきこと



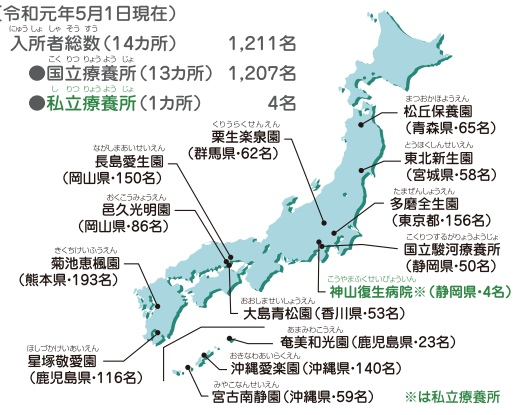
もし自分や家族が患者だったらどう思う?
ハンセン病に対する偏見や差別は、
私たちの内にある問題なのかもしれない。

二度と同じ過ちを繰り返さないために 私たちはどうすればいいんだろう?

ハンセン病に対して偏見を持ち、入所者や社会復帰者、その家族を差別しているのはどんな人たちだと思いますか。「らい予防法」による国の誤った隔離政策が廃止され、20年が経った今も、ハンセン病に対する偏見や差別が残っていると多くの入所者や社会復帰者が感じています。今の社会の中にも、ハンセン病に限らず、人種や年齢、障害の有無や性別、家柄などによる偏見や差別があるように、私たちの心の中に、自分とは違う一面を持つ人を差別する気持ちが入り込んでくることがあります。そうした偏見や差別を解決していくためには、相手の人権を尊重する気持ちを持つことが大切です。この授業をきっかけに、ハンセン病について正しい知識と理解を持つとともに、偏見や差別をなくすにはどうすればいいのか、人権が尊重される社会を実現するにはどうすればいいのか、そして自分たちに何ができるのかを考えてみましょう。

ハンセン病療養所
全国配置図

（令和元年5月1日現在）
入所者総数（14カ所）　1,211名
●国立療養所（13カ所）　1,207名
●私立療養所（1カ所）　4名



現在、日本には国立・私立をあわせて14カ所のハンセン病療養所があります。設置当初は隔離が目的であったため、その多くは交通の不便なところにあります。

人間回復の橋
〈岡山県・邑久長島大橋〉

長島と対岸の虫明を結ぶ邑久長島大橋は、1988年（昭和63年）に開通しました。隔離する必要のない証、人間回復の証として架橋され、現在は民間バスも乗り入れ、入所者も自由に島外に出かけられるようになっています。



人間回復の橋と呼ばれる邑久長島大橋

「偏見と差別が残るままでは見過ごせない 若い人に話をする機会を大事にしている」

…12歳で発病した元患者



※本名ではない名前

私は12歳で発病し、故郷の愛知県から父親に連れられて療養所に入りました。すぐに本名を俗名※に変えることを勧められました。私の実家は真っ白になるまで消毒され、村八分のようになって引っ越しせざるをえなかったと後で聞きました。いずれ日本に「ハンセン病の元患者」はいなくなります。しかし、偏見と差別が残るまま、我々の人権が侵されたままでは見過ごせない。そういう思いから、私たちが置かれた境遇を若い人たちに話す機会を大事にしています。つらい病気を経験する人はどの時代にもいます。でも、国の政策や法律によって悲惨な思いをするのは、私たちを最後にしてほしいのです。

「「療養所」の実態」

…元ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会会長　故･砌　雄二さん



国はハンセン病患者に対し、強制隔離しただけではありません。収容した療養所では、重症者の看護、眼や手足の不自由な人の介護、そして食事運搬や土工･木工、さらには亡くなった療友の火葬までも、入所者に強制的にやらせたのです。また、療養所内での結婚の条件として子供が産めない手術を強制されたりしました。さらに、こうした措置に不満をもらせば、次々と療養所内の監禁所に入れられました。栗生楽泉園には全国のハンセン病患者を対象とした「特別病室」という名の重監房があり、零下20度にもなる極寒の環境下で食事もろくに与えられず、たくさんの人が亡くなったのです。

「夢見る故郷の空」

…ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会事務局長　竪山　勲さん



中学校二年生13歳の時、体に発疹が現れ、まもなく校長先生から「きみは学校へ来なくていいよ」と言われました。そして何がなんだか分からないうちに、星塚敬愛園に入所させられ、園に着いたその日に強制的に偽名を名のらされました。はじめて外出許可をもらい故郷の父に会いに帰りましたが、そこに待っていたのは「もう二度と帰ってきてくれるな。兄や姉たちにも迷惑がかかるといけないから」との父のことばでした。父にそう言わせたのは「らい予防法」があったからです。それは私から家族を、友達をそして故郷を、さらには教育を奪いました。以来私は帰郷をあきらめ夢の中でしか故郷へは帰れなくなりました。父が亡くなったのも知らされず、知ったのは亡くなってから満6年後のことでした。

「生徒のみなさんに今後を託して」

…元全国ハンセン病療養所入所者協議会 会長　故･神　美知宏さん



ハンセン病患者は、一人残らず強制隔離し病を根絶するという「らい予防法」と国の誤った政策は、未曾有の人権侵害を発生させ、今日までに療養所内で2万5000人が被害者として亡くなりました。私たちは、自由と人権と、人間としての尊厳を回復するために、1951年、全入所者によって組織を結成し運動を続けています。しかし、目的達成はまだ遠く、ふる里の墓参にも帰ることができない日々が続いています。社会の差別がそれを阻んでいるからです。私たちは高齢になり運動も限界にきています。生徒のみなさんに今後を託したいと強く念じています。

～パンフレット「ハンセン病の向こう側」別紙～

ハンセン病療養所の入所者・社会復帰者の家族の人権について考える

大切な家族がハンセン病と診断され、療養所に収容された後、残された入所者・社会復帰者の家族はどんな人生を送ったのだろう?

国によるハンセン病患者の隔離政策によって、ハンセン病は恐ろしいというイメージが助長され、ハンセン病療養所入所者・社会復帰者の家族もまた、社会からのいわれのない偏見や差別の対象となりました。入所者・社会復帰者の家族に対する偏見・差別の目は、学校という集団生活の場においては、よりいっそう過酷なものでした。熊本にあるハンセン病療養所に付属する保育所「龍田寮」に通う子どもたちが、地元の小学校の1年生として入学しようとすると、PTAから入学反対運動が起き、登校拒否運動にまで発展しました(龍田寮事件(1954年))。

入所者・社会復帰者の家族に対する偏見や差別の問題は、つい最近までその重大性が認識されてこなかったんだ

平成28年(2016年)、療養所入所者・社会復帰者の家族561名が、熊本地裁に対し、隔離政策により、ハンセン病患者だけでなく、その家族も偏見や差別の対象とされたとして損害賠償を求める裁判を起こしました。令和元年(2019年)、熊本地裁で原告勝訴の判決が下されました。国は、この問題をできる限り早期に解決するため、原告の主張を受け入れ、控訴をしませんでした。その後、国は、入所者・社会復帰者の家族に謝罪するとともに、入所者・社会復帰者の家族に対する補償を行う法律を作り、家族の名誉回復や入所者・社会復帰者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発の強化に取り組むことを約束しました。

入所者・社会復帰者の家族としての苦悩を隠さず話せるようになるために、自分に何ができるか考えてみよう

国はこれまでもハンセン病問題の啓発活動に取り組んできましたが、熊本地裁に対して訴えを起こした時に本名を公表することができた原告はほんの数名で、500名以上の原告は匿名で裁判を起こしました。熊本地裁判決後も、入所者・社会復帰者である家族がいることを周囲に打ち明けることができる人は多くありません。家族の存在や病歴を隠すことで何とか手にした平穏な暮らしが、家族の存在や病歴を明らかにすることによって、また脅かされるかもしれない。入所者・社会復帰者の家族は今もなお、社会に残る偏見や差別をおそれて生きています。入所者・社会復帰者の家族がこれまで経験した苦悩を隠さず話せるようになるために、自分たちに何ができるのかを考えてみましょう。

～ ハンセン病療養所入所者・社会復帰者の家族の声 ～



「いつも、一人ぼっちでした。」

原田 信子 さん

私が7歳の時、父がハンセン病療養所に強制収容され、母も父に付き添って家を出て行きました。一人家に残っていた私の目の前で、雪が降ったかのように真っ白になるまで自宅を消毒されました。その光景は脳裏に焼き付いて、トラウマのように今も忘れられません。

その日から、生活はガラリと変わりました。近所の人からは白い目で見られるようになり、学校でも仲間はずれにされました。掃除の時も、同じバケツで雑巾を洗わせてもらえず、「おまえが触るとうつる。」と言われ、雑巾を投げられました。

いつも、一人ぼっちでした。私は、母を早く楽にしてあげたい一心で17歳の時に結婚しました。しかし、夫は、「あんな病気の親からもらってやったのに。」と言って、お酒を飲んではひどい暴力をふるうようになりました。私は、「こんなに辛い目にあうのは父のせいだ。」と、父を恨みました。父は、平成13年、ハンセン病療養所で亡くなりました。

父とは、最後まで、親子らしい関係を作ることはできませんでした。



「母との20センチの壁」

奥 晴海 さん

4歳の時、私はハンセン病患者であった両親から引き離され、療養所の付属保育所である「龍田寮」に入れられました。小学校2年生の夏には、「龍田寮事件」によって保育所が閉鎖され、親戚の家に預けられました。学校の長い休みの度、険しい山道をたどってハンセン病療養所に忍び込み、母の部屋で何日も過ごしました。しかしそれは、母が恋しかったからではなく、そこに行けば食べ物があってひもじい思いをしなくて済んだからでした。保育所で母が恐い病気だと教え込まれていた私は、母との間に必ず20センチの壁を作りました。一緒の布団に寝ていても、体を強ばらせて20センチ以上の距離を保っていたのです。

母は、らい予防法が廃止された平成8年6月28日に亡くなりました。

最後の2か月は奄美和光園に泊まり込んで母を看取りましたが、最後の最後まで母の身体を優しくなでたりさすったりしてやることさえできませんでした。



「何が正しいか、自分で考えて。」

黄光男 さん

私が1歳の時、母がハンセン病を発病しました。ハンセン病療養所への入所について母を説得するため、自治体の職員が頻繁に自宅に来ていたのを覚えています。当初、母は入所を拒んでいましたが、通っていた銭湯から入浴を拒否されたことや自治体の職員から家を消毒されたことをきっかけに、療養所へ入所しました。

私は、母が療養所に入所した日に、育児院へ預けられ、両親の愛情を受けられずに育ちました。1歳の私を手離す時、母は泣き叫んだそうです。私のように、親や子ども、きょうだいと引き離された家族が沢山いました。

国は、この隔離政策とこれを認めたい予防法を継続し、入所者・社会復帰者やその家族に苦痛や苦難を与え続けたことを謝罪しました。国の政策が常に正しいとは限らないのです。何が正しいかを国民一人一人が自分で考えて行動することが大切だと思います。

「ハンセン病の向こう側」　別紙発行日／令和2年3月　発行／厚生労働省

····· ハンセン病をもっと知ろう ·····

国立ハンセン病資料館

全国のハンセン病療養所や国内外の関係機関から収集した資料が数多く展示されています。ハンセン病に関する約30,000冊の図書を収蔵した図書閲覧室もあります。



昔の療養所の暮らしが再現されています

〒189-0002
東京都東村山市青葉町4-1-13
電話 042-396-2909
URL http://www.hansen-dis.jp/

重監房資料館

かつてハンセン病患者の懲罰施設として使われた「特別病室」は、通称「重監房」と呼ばれています。
今は建物の基礎しか残っていませんが、わずかに残された資料や発掘調査の出土遺物等から推定される形を実寸大で部分再現し、その過酷さを体感できるように展示しています。
また、ガイダンス映像や証言ビデオなどの映像が見られるほか、歴史パネルや実物資料を展示したコーナーなどがあります。



縮尺1/20の模型(手前)と実寸大で部分再現された重監房

〒377-1711
群馬県吾妻郡草津町草津白根464−1533
電話 0279-88-1550
URL http://sjpm.hansen-dis.jp/

国立感染症研究所ハンセン病研究センター

ハンセン病の基礎研究・臨床研究のほか、ハンセン病の診断や鑑別診断、経過観察などを行っています。また、市民公開講座や医療関係の学生や職員対象のハンセン病医学夏期大学講座などを開催して、ハンセン病に関する啓発活動も行っています。

〒189-0002　東京都東村山市青葉町4-2-1　電話　042-391-8211(代表)
URL http://www0.nih.go.jp/niid/lrc/

ウェブサイト

厚生労働省(ハンセン病に関する情報ページ)
http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/index.html

法務省「ハンセン病への偏見や差別をなくしましょう」　**http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken80.html**

国立ハンセン病療養所(各療養所にリンクしています)
http://www1.mhlw.go.jp/link/link_hosp_12/hosplist/nc.html

国立感染症研究所感染症疫学センター「ハンセン病」　**http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/ha/leprosy.html**

日弁連法務研究財団(ハンセン病事実検証調査事業)　**http://www.jlf.or.jp/work/hansen.shtml**

日本ハンセン病学会　**http://www.hansen-gakkai.jp/**

「ハンセン病の向こう側」　発行日／令和2年1月　発行／厚生労働省
〒100-8916　東京都千代田区霞が関1-2-2　電話(03)5253-1111　URL:http://www.mhlw.go.jp/

参考資料

1　人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
（平成12年法律第147号）……資-2

2　人権教育・啓発に関する基本計画
（平成14年３月15日閣議決定）
（平成23年４月１日一部変更）……資-3

3　令和元年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）
……資-26

※参考資料掲載アドレス一覧……資-37

参考資料１

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

（平成12年法律第147号）

（目的）

第１条　この法律は，人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり，社会的身分，門地，人種，信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ，人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について，国，地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに，必要な措置を定め，もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において，人権教育とは，人権尊重の精神の涵養（かん）を目的とする教育活動をいい，人権啓発とは，国民の間に人権尊重の理念を普及させ，及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第３条　国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は，学校，地域，家庭，職域その他の様々な場を通じて，国民が，その発達段階に応じ，人権尊重の理念に対する理解を深め，これを体得することができるよう，多様な機会の提供，効果的な手法の採用，国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第４条　国は，前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し，及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第５条　地方公共団体は，基本理念にのっとり，国との連携を図りつつ，その地域の実情を踏まえ，人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し，及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第６条　国民は，人権尊重の精神の涵養に努めるとともに，人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第７条　国は，人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第８条　政府は，毎年，国会に，政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第９条　国は，人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し，当該施策に係る事業の委託その他の方法により，財政上の措置を講ずることができる。

附　則

（施行期日）

第１条　この法律は，公布の日から施行する。ただし，第８条の規定は，この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第２条　この法律は，この法律の施行の日から３年以内に，人権擁護施策推進法（平成８年法律第120号）第３条第２項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ，見直しを行うものとする。

衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

この法律の施行に伴い，政府は，次の点につき格段の配慮をされたい。

1　人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては，行政の中立性に配慮し，地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。

2　前項の基本計画は，「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ，充実したものにすること。

3　「人権の二十一世紀」実現に向けて，日本における人権政策確立の取組みは，政治の根底・基本に置くべき課題であり，政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

参議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

政府は，「人権の二十一世紀」を実現するため，本法の施行に当たっては，次の諸点について格段の努力をすべきである。

1　人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国，地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り，特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。

2　人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては，地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。

3　人権教育及び人権啓発に関する基本計画は，「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ，充実したものにすること。

4　人権政策は，政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ，内閣全体でその取組に努めること。

右決議する。

参考資料２

人権教育・啓発に関する基本計画

（平成14年３月15日閣議決定）
（平成23年４月１日一部変更）
※第４章２に⑿追加

第１章　はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は，人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号，同年12月６日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第７条の規定に基づき，人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，策定するものである。

我が国では，すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で，人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など，これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが，今日においても，生命・身体の安全にかかわる事象や，社会的身分，門地，人種，民族，信条，性別，障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また，我が国社会の国際化，情報化，高齢化等の進展に伴って，人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され，相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには，国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり，そのために行われる人権教育・啓発の重要性については，これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は，本基本計画に基づき，人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け，人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

１　人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては，まず，「人権教育のための国連10年」に関する取組を挙げることができる。すなわち，平成６年（1994年）12月の国連総会において，平成７年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて，政府は，平成７年12月15日の閣議決定により，内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し，平成９年７月４日，「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国連10年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また，平成８年12月には，人権擁護施策推進法が５年間の時限立法として制定され（平成８年法律第120号，平成９年３月25日施行），人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに，これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため，法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は，法務大臣，文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき，「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について，２年余の調査審議を経た後，平成11年７月29日，上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は，これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて，人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが，そのより一層の推進を図るためには，人権教育・啓発に関する理念や国，地方公共団体，国民の責務を明らかにするとともに，基本計画の策定や年次報告等，所要の措置を法定することが不可欠であるとして，平成12年11月，議員立法により法案が提出され，人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

２　基本計画の策定方針と構成

⑴　基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は，基本理念として，「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は，学校，地域，家庭，職域その他の様々な場を通じて，国民が，その発達段階に応じ，人権尊重の理念に対する理解を深め，これを体得することができるよう，多様な機会の提供，効果的な手法の採用，国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」（第３条）と規定し，基本計画については，「国は，人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」（第７条）と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては，国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが，これまでの人権教育・啓発に関する

様々な検討や提言の趣旨，人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議，人権分野における国際的潮流などを踏まえて，基本計画は，以下の方針の下に策定することとした。

① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め，これを体得していく必要があり，そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から，中・長期的な展望の下に策定する。

② 国連10年国内行動計画を踏まえ，より充実した内容のものとする。

③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ，「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。

④ 基本計画の策定に当たっては，行政の中立性に配慮するとともに，地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

⑵ 基本計画の構成

基本計画は，人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として，まず，第1章「はじめに」において，人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針及びその構成を明らかにするとともに，第2章「人権教育・啓発の現状」及び第3章「人権教育・啓発の基本的在り方」において，我が国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方について言及した後，第4章「人権教育・啓発の推進方策」において，人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示することとし，その具体的な内容としては，人権一般の普遍的な視点からの取組のほか，各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに，人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を盛り込んでいる。そして，最後に，第5章「計画の推進」において，計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等について記述している。

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るに当たっては，国の取組にとどまらず，地方公共団体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため，政府においては，これら団体等との連携をより一層深めつつ，本基本計画に掲げた取組を着実に推進することとする。

第２章　人権教育・啓発の現状

１　人権を取り巻く情勢

我が国においては，基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で，国政の全般にわたり，人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。それは，我が国憲法のみならず，戦後，国際連合において作成され現在我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にも則って行われている。他方，国内外から，これらの諸制度や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や，公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がされている。

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で，特に，女性，子ども，高齢者，障害者，同和問題，アイヌの人々，外国人，HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており，国連10年国内行動計画においても，人権教育・啓発の推進に当たっては，これらの重要課題に関して，「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに，法の下の平等，個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」こととされている。また，近年，犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており，刑事手続等における犯罪被害者等への配慮といった問題に加え，マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシー侵害，名誉毀損，過剰な取材による私生活の平穏の侵害等の問題が生じている。マスメディアによる犯罪の報道に関しては少年事件等の被疑者及びその家族についても同様の人権問題が指摘されており，その他新たにインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じている。

このように様々な人権問題が生じている背景としては，人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが，国際化，情報化，高齢化，少子化等の社会の急激な変化なども，その要因になっていると考えられる。また，より根本的には，人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着して

いないことが挙げられ，このために，「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく，「自らの有する権利を十分に理解しておらず，正当な権利を主張できない」，「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず，差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

人権教育・啓発に関しては，これまでも各方面で様々な努力が払われてきているが，このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ，より積極的な取組が必要となっている。

2　人権教育の現状

⑴　人権教育の意義・目的

人権教育とは，「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条），「国民が，その発達段階に応じ，人権尊重の理念に対する理解を深め，これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条），日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約，児童の権利に関する条約等の精神に則り，基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう，地域の実情を踏まえつつ，学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については，それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して，自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものであり，こうした学校の教育活動全体を通じ，幼児児童生徒，学生の発達段階に応じて，人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

また，社会教育については，生涯学習の視点に立って，学校外において，青少年のみならず，幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて，人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって，人々が，自らの権利を行使することの意義，他者に対して公正・公平であり，その人権を尊重することの必要性，様々な課題などについて学び，人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている。

⑵　人権教育の実施主体

人権教育の実施主体としては，学校，社会教育施設，教育委員会などのほか，社会教育関係団体，民間団体，公益法人などが挙げられる。

学校教育及び社会教育における人権教育に関係する機関としては，国レベルでは文部科学省，都道府県レベルでは各都道府県教育委員会及び私立学校を所管する都道府県知事部局，市町村レベルでは各市町村教育委員会等がある。そして，実際に，学校教育については，国や各都道府県・市町村が設置者となっている各国公立学校や学校法人によって設置される私立学校において，また，社会教育については，各市町村等が設置する公民館等の社会教育施設などにおいて，それぞれ人権教育が具体的に推進されることとなる。

⑶　人権教育の現状

ア　学校教育

学校教育においては，幼児児童生徒，学生の発達段階に応じながら，学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め，一人一人を大切にした教育の充実を図っている。

最近では，教育内容の基準である幼稚園教育要領，小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校の学習指導要領等を改訂し，「生きる力」（自ら学び自ら考える力，豊かな人間性など）の育成を目指し，それぞれの教育の一層の充実を図っている。

幼稚園においては，他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き，相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め，思いやりをもつようにすることなどを幼稚園教育要領に示しており，子どもたちに人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう，遊びを中心とした生活を通して指導している。なお，保育所においては，幼稚園教育要領との整合性を図りつつ策定された保育所保育指針に基づいて保育が実施されている。

小学校・中学校及び高等学校においては，児童生徒の発達段階に即し，各教科，道徳，特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。例えば，社会科においては，日本国憲法を学習する中で人間の尊厳や基本的人権の保障などについて理解を深めることとされ，また，道徳においては，「だれに対しても差別することや偏見をもつことなく公正，公平にし，正義の実現に努める」，「公徳心をもって法やきまりを守り，自他の権利を大切にし進んで義務を果たす」よう指導することとされてい

る。さらに，平成14年度以降に完全実施される新しい学習指導要領においては，「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」を具体的な生活の中に生かすことが強調されたほか，指導上の配慮事項として，多様な人々との交流の機会を設けることが示されている。加えて，平成13年7月には学校教育法が改正され，小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動の充実に努めることとされたところであり，人権教育の観点からも各学校の取組の促進が望まれる。

盲・聾・養護学校では，障害者の自立と社会参加を目指して，小・中・高等学校等に準ずる教育を行うとともに，障害に基づく種々の困難を克服するための指導を行っており，今般の学習指導要領等の改訂では，一人一人の障害の状態等に応じた一層きめ細かな指導の充実が図られている。また，盲・聾・養護学校や特殊学級では，子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむとともに，社会における障害者に対する正しい理解認識を深めるために，障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々とが共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われており，新しい学習指導要領等ではその充実が図られている。

大学等における人権教育については，例えば法学一般，憲法などの法学の授業に関連して実施されている。また，教養教育に関する科目等として，人権教育に関する科目が開設されている大学もある。

以上，学校教育については，教育活動全体を通じて，人権教育が推進されているが，知的理解にとどまり，人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題，教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されているところである。

イ　社会教育

社会教育においては，すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため，家庭教育に関する親への学習機会の提供や，家庭でのしつけの在り方などを分かりやすく解説した家庭教育手帳・家庭教育ノートを乳幼児や小学生等を持つ親に配布するなどの取組が行われている。この家庭教育手帳・家庭教育ノートには「親自身が偏見を持たず，差別をしない，許さないということを，子どもたちに示していくことが大切である」ことなどが盛り込まれている。

また，生涯の各時期に応じ，各人の自発的学習意思に基づき，人権に関する学習ができるよう，公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など，人権に関する多様な学習機会が提供されている。さらに，社会教育指導者のための人権教育に関する手引の作成などが行われている。そのほか，社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ，指導者の資質の向上が図られている。

加えて，平成13年7月には，社会教育法が改正され，青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が教育委員会の事務として明記されたところであり，人権尊重の心を養う観点からも各教育委員会における取組の促進が望まれる。

このように，生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されているが，知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている。

3　人権啓発の現状

(1)　人権啓発の意義・目的

人権啓発とは，「国民の間に人権尊重の理念を普及させ，及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条），「国民が，その発達段階に応じ，人権尊重の理念に対する理解を深め，これを体得することができるよう」にすることを旨としている（同法第3条）。すなわち，広く国民の間に，人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修，情報提供，広報活動等で人権教育を除いたものであるが，その目的とするところは，国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し，これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば，「人権とは何か」，「人権の尊重とはどういうことか」，「人権を侵害された場合に，これを排除し，救済するための制度がどのようになっているか」等について正しい認識を持つとともに，それらの認識が日常生活の中で，その態度面，行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。

⑵　人権啓発の実施主体

人権擁護事務として人権啓発を担当する国の機関としては，法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局及び地方法務局の人権擁護部門のほか，法務大臣が委嘱する民間のボランティアとして人権擁護委員制度が設けられ，これら法務省に置かれた人権擁護機関が一体となって人権啓発活動を行っている。また，法務省以外の関係各府省庁においても，その所掌事務との関連で，人権にかかわる各種の啓発活動を行っているほか，地方公共団体や公益法人，民間団体，企業等においても，人権にかかわる様々な活動が展開されている。

なお，法務省の人権擁護機関については，人権擁護推進審議会の人権救済制度の在り方に関する答申（平成13年5月25日）及び人権擁護委員制度の改革に関する答申（平成13年12月21日）を踏まえ，人権委員会の設置等，新たな制度の構築に向けた検討が進められているところである。

⑶　人権啓発の現状

ア　国の人権擁護機関の啓発活動

国は，前記のとおり，関係各府省庁が，その所掌事務との関連で，人権にかかわる各種の啓発活動を行っている。特に，人権擁護事務として人権啓発を担当する法務省の人権擁護機関は，広く一般国民を対象に，人権尊重思想の普及高揚等のために様々な啓発活動を展開している。すなわち，毎年啓発活動の重点目標を定め，人権週間や人権擁護委員の日など節目となる機会をとらえて全国的な取組を展開しているほか，中学生を対象とする人権作文コンテストや小学生を主たる対象とする人権の花運動，イベント的要素を取り入れ明るく楽しい雰囲気の中でより多くの人々に人権問題を考えてもらう人権啓発フェスティバル，各地のイベント等の行事への参加など，年間を通して様々な啓発活動を実施している。具体的な啓発手法としては，人権一般や個別の人権課題に応じて作成する啓発冊子・リーフレット・パンフレット・啓発ポスター等の配布，その時々の社会の人権状況に合わせた講演会・座談会・討論会・シンポジウム等の開催，映画会・演劇会等の開催，テレビ・ラジオ・有線放送等マスメディアを活用した啓発活動など，多種多様な手法を用いるとともに，それぞれに創意工夫を凝らしている。また，従来，国や多くの地方公共団体が各別に啓発活動を行うことが多く，その間の連携協力が必ずしも十分とは言えなかった状況にかんがみ，人権啓発のより一層効果的な推進を図るとの観点から，都道府県や市町村を含めた多様な啓発主体が連携協力するための横断的なネットワークを形成して，人権啓発活動ネットワーク事業も展開している。さらに，以上の一般的な啓発活動のほか，人権相談や人権侵犯事件の調査・処理の過程を通じて，関係者に人権尊重思想を普及するなどの個別啓発も行っている。

このように，法務省の人権擁護機関は人権啓発に関する様々な活動を展開しているところであるが，昨今，その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていない，啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない，法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容に対する国民の周知度が十分でない，その実施体制や担当職員の専門性も十分でない等の問題点が指摘されている。

イ　地方公共団体の啓発活動

地方公共団体は，都道府県及び市町村のいずれにおいても，それぞれの地域の実情に応じ，啓発行事の開催，啓発資料等の作成・配布，啓発手法等に関する調査・研究，研修会の開催など様々な啓発活動を行っており，その内容は，まさに地域の実情等に応じて多種多様である。特に，都道府県においては，市町村を包括する広域的な立場や市町村行政を補完する立場から，それぞれの地域の実情に応じ，市町村を先導する事業，市町村では困難な事業，市町村の取組を支援する事業などが展開されている。また，市町村においては，住民に最も身近にあって住民の日常生活に必要な様々な行政を担当する立場から，地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動が様々な機会を通して展開されている。

ウ　民間団体，企業の啓発活動

民間団体においても，人権全般あるいは個々の人権課題を対象として，広報，調査・研究，研修等，人権啓発上有意義な様々な取組が行われているほか，国，地方公共団体が主催する講演会，各種イベントへの参加など，人権にかかわる様々な活動を展開しているところであり，今後とも人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待される。

また，企業においては，その取組に濃淡はあるものの，個々の企業の実情や方針等に応じて，自主的な人権啓発活動が行われている。例えば，従業員に対して行う人権に関する各種研修のほか，より積極的なものとしては，人権啓発を推進するための組織の設置や人権に関する指針の制定，あるいは従業員に対する人権標語の募集などが行われている例もある。

第３章　人権教育・啓発の基本的在り方

１　人権尊重の理念

人権とは，人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり，社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し，社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し，平和で豊かな社会を実現するためには，人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが，そのためには，各人の人権が調和的に行使されること，すなわち，「人権の共存」が達成されることが重要である。そして，人権が共存する人権尊重社会を実現するためには，すべての個人が，相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について，理性及び感性の両面から理解を深めるとともに，自分の権利の行使に伴う責任を自覚し，自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって，人権尊重の理念は，人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように，「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し，その権利の行使に伴う責任を自覚して，人権を相互に尊重し合うこと，すなわち，人権共存の考え方」として理解すべきである。

２　人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は，人権尊重社会の実現を目指して，日本国憲法や教育基本法などの国内法，人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。その基本的な在り方としては，人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第３条）を踏まえると，次のような点を挙げることができる。

⑴　実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は，様々な実施主体によって行われているが，今日，人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で，これをより一層効果的かつ総合的に推進し，多様な学習機会を提供していくためには，これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で，相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また，国民に対する人権教育・啓発は，国民の一人一人の生涯の中で，家庭，学校，地域社会，職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ，その観点からも，人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり，その総合的な推進に努めることが望まれる。

⑵　発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は，幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり，その活動を効果的に推進していくためには，人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ，地域の実情等に応じて，ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に，人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き，人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには，人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら，その対象者の家庭，学校，地域社会，職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど，創意工夫を凝らしていく必要がある。その際，人格が形成される早い時期から，人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。また，子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては，子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また，人権教育・啓発の手法については，「法の下の平等」，「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと，具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり，この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち，法の下の平等，個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民

に訴えかけることも重要であるが，真に国民の理解や共感を得るためには，これと併せて，具体的な人権課題に即し，国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど，様々な創意工夫が求められる。他方，個別的な視点からのアプローチに当たっては，地域の実情等を踏まえるとともに，人権課題に関して正しく理解し，物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際，様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお，人権教育・啓発の推進に当たって，外来語を安易に使用することは，正しい理解の普及を妨げる場合もあるので，官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

(3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は，国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから，その自主性を尊重し，押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも，人権は，基本的に人間は自由であるということから出発するものであって，人権教育・啓発にかかわる活動を行う場合にも，それが国民に対する強制となっては本末転倒であり，真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ，異なる意見に対する寛容の精神に立って，自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また，人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには，その内容はもとより，実施の方法等においても，国民から，幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり，異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風潮，人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為，人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは，いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると，人権教育・啓発を担当する行政は，特定の団体等から不当な影響を受けることなく，主体性や中立性を確保することが厳に求められる。人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては，政治運動や社会運動との関係を明確に区別し，それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう，十分に留意しなければならない。

第４章　人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては，国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて，関係各府省庁において様々な取組が実施されているところである。それらの取組は，国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら，今後とも，積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで，ここでは，第3章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ，国連10年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って，人権一般の普遍的な視点からの取組，各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに，人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることとする。

１　人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育は，生涯学習の視点に立って，幼児期からの発達段階を踏まえ，地域の実情等に応じて，学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ，これを実施する必要がある。

ア　学校教育

学校教育においては，それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で，幼児児童生徒，学生が，社会生活を営む上で必要な知識・技能，態度などを確実に身に付けることを通じて，人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については，新しい学習指導要領等に基づき，自ら学び，自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに，高等教育については，こうした「生きる力」を基盤として，知的，道徳的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って，以下のような施策を推進していく。

第一に，学校における指導方法の改善を図るため，効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い，その成果を学校等に提供していく。また，心に響く道徳教育を推進するため，地域の人材の配置，指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第二に，社会教育との連携を図りつつ，社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ，ボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動を始め，勤労生産活動，職業体験活動，芸術文化体験活動，高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため，モデルとなる地域や学校を設け，その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第三に，子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも，各学校が，人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に，校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中，規範意識を培い，こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第四に，高等教育については，大学等の主体的判断により，法学教育など様々な分野において，人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第五に，養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り，人権尊重の理念について十分な認識を持ち，子どもへの愛情や教育への使命感，教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際，教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また，教職員自身が学校の場等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず，そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに，個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう，教職員配置の改善を進めていく。

イ　社会教育

社会教育においては，すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し，人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や，家庭教育支援のための機能の充実や，多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ，生涯学習の振興のための各種施策を通じて，人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際，人権に関する学習においては，単に人権問題を知識として学ぶだけではなく，日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に，幼児期から豊かな情操や思いやり，生命を大切にする心，善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし，すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に，親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから，親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに，父親の家庭教育参加の促進，子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第二に，公民館等の社会教育施設を中心として，地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく。そのため，広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため，人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施，教材の作成等の取組を促進する。また，学校教育との連携を図りつつ，青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため，ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者，障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに，初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第三に，学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに，広く関係機関にその成果を普及し，特に，日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に，直感的にその出来事がおかしいと思う感性や，日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを，市町村における実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのために，身近な課題を取り上げたり，様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり，学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行い，その成果を全国に普及していく。

第四に，地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及び，その資質の向上を図り，社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の内容，方法について，体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

(2) 人権啓発

人権啓発は，その内容はもとより実施の方法においても，国民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり，人権一般にかかわる取組に関して検討する場合にも，その視点からの配慮が欠かせない。

ア 内容

啓発の内容に関して言えば，国民の理解と共感を得るという視点から，人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発が重要であり，そのような啓発として，特に以下のものを挙げることができる。

ⅰ 人権に関する基本的な知識の習得

総理府（現内閣府）の世論調査（平成9年実施）の結果によれば，基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度が低下傾向にあるが，この点にも象徴されるように，国民の人権に関する基本的な知識の習得が十分でないことが窺われる。そこで，憲法を始めとした人権にかかわる国内法令や国際条約の周知など，人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する必要がある。

ⅱ 生命の尊さ

近年，小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件が頻発し，社会的耳目を集めているが，これらに限らず，いじめや児童虐待，ストーカー行為，電車等の交通機関内におけるトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々，日常生活のあらゆる場面において，ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶たない。その背景として，人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されており，改めて生命の尊さ・大切さや，自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること，他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要がある。

ⅲ 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が，安易な事なかれ主義に流れたり，人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており，そのことにより，各種差別の解消が妨げられている側面がある。そこで，これらの風潮や意識の是正を図ることが重要であるが，そのためには，互いの人権を尊重し合うということの意味が，各人の異なる個性を前提とする価値基準であることを国民に訴えかける啓発を推進する必要がある。

イ 方法

啓発の方法に関し，国民の理解と共感を得るという視点から留意すべき主な点としては，以下のものを挙げることができる。

ⅰ 対象者の発達段階に応じた啓発

一般的に言えば，対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり，そのためには，対象者の発達段階に応じて，その対象者の家庭，学校，地域社会，職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ，自分の課題として考えてもらうなど，手法に創意工夫を凝らしていく必要がある。また，対象者の発達段階に応じた手法の選択ということも重要であり，例えば，幼児児童に対する人権啓発としては，「他人の痛みが分かる」，「他人の気持ちを理解し，行動できる」など，他人を思いやる心をはぐくみ，子どもの情操をより豊かにすることを目的として，子どもが人権に関する作文を書くことを通して自らの課題として理解を深めたり，自ら人権に関する標語を考えたりするなどの啓発手法が効果的である。そして，ある程度理解力が備わった青少年期には，ボランティア活動など社会奉仕体験活動等を通じて，高齢者や障害のある人などと直接触れ合い，そうした交流の中で人権感覚を培っていくことが期待される。

ⅱ 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには，具体的な事例を取り上げ，その問題を前提として自由に議論することも，啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。例えば，人権上大きな社会問題となった事例に関して，人権擁護に当たる機関が，タイミング良く，人権尊重の視点から具体的な呼びかけを行うことなどは，広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨する上で，大

きな効果を期待できる。特に，その具体的な事例が自分の居住する地域と関連が深いものである場合には，地域住民が人権尊重の理念について，より身近に感じ，その理解を深めることにつながるので，その意味でも，具体的な事例を挙げて，地域に密着した啓発を行うことは効果的である。

なお，過去の具体的な事例を取り上げるに当たっては，そこで得られた教訓を踏まえて，将来，類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から啓発を行うことも有意義である。その場合，人権を侵害された被害者は心に深い傷を負っているということにも十分配慮し，被害者の立場に立った啓発を心掛ける必要がある。

ⅲ　参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施，人権啓発映画・啓発ビデオの放映等，啓発主体が国民に向けて行う啓発は，人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果があるが，国民の一人一人が人権感覚や感性を体得するという観点からすると，このような受身型の啓発には限界がある。そこで，啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法（例えば，各種のワークショップや車椅子体験研修等）にも着目し，これらの採用を積極的に検討・推進すべきである。

2　各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては，普遍的な視点からの取組のほか，各人権課題に対する取組を推進し，それらに関する知識や理解を深め，さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際，地域の実情，対象者の発達段階等や実施主体の特性などをふまえつつ，適切な取組を進めていくことが必要である。

⑴　女性

日本国憲法は，法の下の平等について規定し，政治的，経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに，家族関係における男女平等について明文の規定を置いている（第24条）。しかし，現実には，従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから，社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずある。また，夫・パートナーからの暴力，性犯罪，売買春，セクシュアル・ハラスメント，ストーカー行為等，女性に対する暴力事案等が社会的に問題となるなど，真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にある。

女性の地位向上は，我が国のみならず世界各国に共通した問題意識となっており，国際連合を中心とした国際的な動向をみると，1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め，これに続く1976年から1985年までの10年間を「国連婦人の10年」として位置付け，この間に，女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に奨励されている。また，1979年に女子差別撤廃条約が採択（1981年発効，我が国の批准1985年）され，1993年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が採択されたほか，世界各地で女性会議等の国際会議が開催されるなど，女性の地位向上に向けた様々な取組が国際的な規模で行われている。

我が国においても，従来から，こうした国際的な動向にも配慮しながら，男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組が総理府（現内閣府）を中心に展開されてきた。特に，平成11年6月には，男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）が制定され，平成12年12月には，同法に基づいた初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されている。また，平成13年1月の中央省庁等改革に際し，内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置され，男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制が充実・強化された。

なお，女性に対する暴力の関係では，「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）の制定等，立法的な措置がとられている。

こうした動向等を踏まえ，以下の取組を積極的に推進することとする。

① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため，国が率先垂範して取組を進めるとともに，地方公共団体，企業，各種機関・団体等のあらゆる分野へ広く女性の参画促進を呼びかけ，その取組を支援する。（全府省庁）

② 男女共同参画の視点に立って様々な社会制度・慣行の見直しを行うとともに，これらを

支えてきた人々の意識の改革を図るため，国民的広がりを持った広報・啓発活動を積極的に展開する。また，女性の権利に関係の深い国内法令や，女子差別撤廃条約，女性2000年会議の「成果文書」等の国際文書の内容の周知に努める。（全府省庁）

③　女性に対する偏見や差別意識を解消し，固定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して，人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）

④　性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し，人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため，家庭，学校，地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また，女性の生涯にわたる学習機会の充実，社会参画の促進のための施策を充実させる。（文部科学省）

⑤　雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため，啓発等を行うとともに，働くことを中心に女性の社会参画を積極的に支援するための事業を「女性と仕事の未来館」において実施する。（厚生労働省，文部科学省）

⑥　農山漁村の女性が，男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため，家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。（農林水産省）

⑦　国の行政機関の策定する広報・出版物等において性にとらわれない表現を促進するとともに，メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため，メディアの自主的取組を促しつつ，メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。（内閣府ほか関係省庁）

⑧　夫・パートナーからの暴力，性犯罪，売買春，セクシュアル・ハラスメント，ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに，暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。（内閣府）

⑨　夫・パートナーからの暴力，性犯罪，売買春，ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて，厳正な取締りはもとより，被害女性の人権を守る観点から，事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど，必要な体制を整備するとともに，事情聴取，相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。（警察庁）

⑩　夫・パートナーからの暴力，性犯罪，売買春，セクシュアル・ハラスメント，ストーカー行為等に関する事案が発生した場合には，人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに，関係者に対し女性の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

⑪　女性の人権問題の解決を図るため，法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに，平成12年に全国に設置した電話相談「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制を充実させる。なお，女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか，必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

⑫　我が国が主導的な役割を果たした結果国連婦人開発基金（UNIFEM）内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」等，女性の人権擁護にかかわる国際的取組に対して協力する。（外務省）

⑵　子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては，既に日本国憲法を始め，児童福祉法や児童憲章，教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され，また，国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされ，「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。

しかし，子どもたちを取り巻く環境は，我が国においても懸念すべき状況にある。例えば，少年非行は，現在，戦後第4の多発期にあり，質的にも凶悪化や粗暴化の傾向が指摘されている。一方で，実親等による子に対する虐待が深刻な様相を呈しているほか，犯罪による被害を受ける少年の数が増加している。児童買春・児童ポルノ，薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発している。さらに，学校をめぐっては，校内暴力やいじめ，不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にある。

このような状況を踏まえ，「児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（平成11年法律第52号），「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82

号）の制定など個別立法による対応も進められている。さらに，家庭や地域社会における子育てや学校における教育の在り方を見直していくと同時に，大人社会における利己的な風潮や，金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要である。大人たちが，未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し，健全に育てていくことの大切さを改めて認識し，自らの責任を果たしていくことが求められている。

こうした認識に立って，子どもの人権に関係の深い様々な国内の法令や国際条約の趣旨に沿って，政府のみならず，地方公共団体，地域社会，学校，家庭，民間企業・団体や情報メディア等，社会全体が一体となって相互に連携を図りながら，子どもの人権の尊重及び保護に向け，以下の取組を積極的に推進することとする。

① 子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく，基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して，人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）

② 学校教育及び社会教育を通じて，憲法及び教育基本法の精神に則り，人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努める。学校教育については，人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進するとともに，幼児児童生徒の人権に十分に配慮し，一人一人を大切にした教育指導や学校運営が行われるように努める。その際，自他の権利を大切にすることとともに，社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導に努めていく。社会教育においては，子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため，公民館等における各種学級・講座等による学習機会の充実に努める。（文部科学省）

③ 学校教育法及び社会教育法の改正（平成13年7月）の趣旨等を踏まえ，子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から，全小・中・高等学校等において，ボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動等の体験活動を積極的に推進する。（文部科学省）

④ 校内暴力やいじめ，不登校などの問題の解決に向け，スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実を始めとする取組を推進する。また，問題行動を起こす児童生徒については，暴力やいじめは許されないという指導を徹底し，必要に応じて出席停止制度の適切な運用を図るとともに，学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームを組織して個々の児童生徒の援助に当たるなど，地域ぐるみの支援体制を整備していく。（文部科学省）

⑤ 親に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供，子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努める。（文部科学省）

⑥ 児童虐待など，児童の健全育成上重大な問題について，児童相談所，学校，警察等の関係機関が連携を強化し，総合的な取組を推進するとともに，啓発活動を推進する。（厚生労働省，文部科学省，警察庁）

⑦ 児童買春・児童ポルノ，児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっていることから，児童の権利に関する条約の広報等を通じ，積極的にこの問題に対する理解の促進に取り組む。（外務省）

⑧ 犯罪等の被害に遭った少年に対し，カウンセリング等による支援を行うとともに，少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し，被害少年の救出・保護を図る。（警察庁）

⑨ 保育所保育指針における「人権を大切にする心を育てる」ため，この指針を参考として児童の心身の発達，家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。また，保育士や子どもにかかわる指導員等に対する人権教育・啓発の推進を図る。（厚生労働省）

⑩ 児童虐待や体罰等の事案が発生した場合には，人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに，関係者に対し子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

⑪ 教職員について，養成・採用・研修を通じ，人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに，個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう，教職員配置の改善を進めていく。教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。（文部科学省）

⑫ 子どもの人権問題の解決を図るため，「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するほか，法務局・地方法務局の常設人権相談所

において人権相談に積極的に取り組むとともに，「子どもの人権110番」による電話相談を始めとする人権相談体制を充実させる。なお，相談に当たっては，関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(3) 高齢者

人口の高齢化は，世界的な規模で急速に進んでいる。我が国においては，2015年には4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されているが，これは世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから，我が国の社会・経済の構造や国民の意識はこれに追いついておらず，早急な対応が喫緊の課題となっている。

高齢化対策に関する国際的な動きをみると，1982年にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が，また，1991年の第46回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され，翌年1992年の第47回国連総会においては，これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに，各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して，1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とする決議が採択された。

我が国においては，昭和61年6月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき，長寿社会に向けた総合的な対策の推進を図ってきたが，平成7年12月に高齢社会対策基本法が施行されたことから，以後，同法に基づく高齢社会対策大綱（平成8年7月閣議決定）を基本として，国際的な動向も踏まえながら，各種の対策が講じられてきた。平成13年12月には，引き続きより一層の対策を推進するため，新しい高齢社会対策大綱が閣議決定されたところである。

高齢者の人権にかかわる問題としては，高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか，社会参加の困難性などが指摘されているが，こうした動向等を踏まえ，高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに，高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう，以下の取組を積極的に推進することとする。

① 高齢者の人権についての国民の認識と理解を深めるとともに，高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して，人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）

② 「敬老の日」「老人の日」「老人週間」の行事を通じ，広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。（厚生労働省）

③ 学校教育においては，高齢化の進展を踏まえ，各教科，道徳，特別活動，総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて，高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに，高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。（文部科学省）

④ 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。（厚生労働省，文部科学省）

⑤ 高齢者と他の世代との相互理解や連帯感を深めるため，世代間交流の機会を充実させる。（内閣府，厚生労働省，文部科学省）

⑥ 高齢者が社会で活躍できるよう，ボランティア活動など高齢者の社会参加を促進する。（内閣府，厚生労働省，文部科学省）

⑦ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識，経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため，定年の引き上げ等による65歳までの安定した雇用の確保，再就職の援助，多様な就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。（厚生労働省）

⑧ 高齢化が急速に進行している農山漁村において，高齢者が農業生産活動，地域社会活動等において生涯現役を目指し，安心して住み続けられるよう支援する。（農林水産省）

⑨ 高齢者に関しては，介護者等による肉体的虐待，心理的虐待，経済的虐待（財産侵害）等の問題があるが，そのような事案が発生した場合には，人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに，関係者に対し高齢者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

⑩ 高齢者の人権問題の解決を図るため，法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに，高齢者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお，相談に当たっては，関係機関と密接な

連携協力を図るものとする。（法務省）

⑷ 障害者

障害者基本法第3条第2項は，「すべて障害者は，社会を構成する一員として社会，経済，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定しているが，現実には，障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く，その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また，障害者への偏見や差別意識が生じる背景には，障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もある。

障害者問題に関する国際的な動向をみると，国際連合では，1971年に「知的障害者の権利宣言」，1975年に「障害者の権利宣言」がそれぞれ採択され，障害者の基本的人権と障害者問題について，ノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されたのを始めとして，1976年の第31回総会においては，1981年（昭和56年）を「国際障害者年」とする決議が採択されるとともに，その際併せて採択された「国際障害者年行動計画」が1979年に承認されている。また，1983年から1992年までの10年間を「国連・障害者の十年」とする宣言が採択され，各国に対し障害者福祉の増進が奨励されたが，「国連・障害者の十年」の終了後は，国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）において，1993年から2002年までの10年間を「アジア太平洋障害者の十年」とする決議が採択され，更に継続して障害者問題に取り組むこととされている。

我が国においても，このような国際的な動向と合わせ，各種の取組を展開している。まず，昭和57年3月に「障害者対策に関する長期計画」が策定されるとともに，同年4月には内閣総理大臣を本部長とする障害者対策推進本部（平成8年1月，障害者施策推進本部に改称）が設置され，障害者の雇用促進や社会的な施設，設備等の充実が図られることとなったが，平成5年3月には同長期計画を改めた「障害者対策に関する新長期計画」が策定され，また，平成7年12月には新長期計画の最終年次に合わせて，平成8年度から平成14年度までの7カ年を計画期間とする「障害者プラン」を策定することで，長期的視点に立った障害者施策のより一層の推進が図られている。

こうした動向等を踏まえ，以下の取組を積極的に推進することとする。

① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し，障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。（内閣府）

② 障害者に対する偏見や差別意識を解消し，ノーマライゼーションの理念を定着させることにより，障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して，人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）

③ 障害者の自立と社会参加を目指し，盲・聾・養護学校や特殊学級等における教育の充実を図るとともに，障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため，小・中学校等や地域における交流教育の実施，小・中学校の教職員等のための指導資料の作成・配布，並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。さらに，各教科，道徳，特別活動，総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて，障害者に対する理解，社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。（文部科学省）

④ 障害者の職業的自立意欲の喚起及び障害者の雇用問題に関する国民の理解を促進するため，障害者雇用促進月間を設定し，全国障害者雇用促進大会を開催するなど障害者雇用促進運動を展開する。また，障害者の職業能力の向上を図るとともに，社会の理解と認識を高めるため，身体障害者技能競技大会を開催する。（厚生労働省）

⑤ 精神障害者に対する差別，偏見の是正のため，ノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し，精神障害者の人権擁護のため，精神保健指定医，精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。（厚生労働省）

⑥ 障害者に関しては，雇用差別，財産侵害，施設における劣悪な処遇や虐待等の問題があるが，そのような事案が発生した場合には，人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに，関係者に対し障害者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

⑦ 障害者の人権問題の解決を図るため，法務

局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに，障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお，相談に当たっては，関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

⑧　国連総会で採択された「障害者に関する世界行動計画」の目的実現のためのプロジェクトを積極的に支援するため，「国連障害者基金」に対して協力する。（外務省）

(5)　同和問題

同和問題は，我が国固有の重大な人権問題であり，その早期解消を図ることは国民的課題でもある。そのため，政府は，これまで各種の取組を展開してきており，特に戦後は，3本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきた。その結果，同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ，ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており，物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み，差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。

これらの施策等によって，同和問題に関する国民の差別意識は，「着実に解消に向けて進んでいる」が，「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」（平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申）ことから，現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか，教育，就職，産業等の面での問題等がある。また，同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行しているなど，深刻な状況にある。

地域改善対策特定事業については，平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し，今後の施策ニーズには，他の地域と同様に，地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって，今後はその中で対応が図られることとなるが，同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については，平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し，これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ，同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ，以下の取組を積極的に推進することとする。

①　同和問題に関する差別意識については，「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年7月26日閣議決定）」に基づき，人権教育・啓発の事業を推進することにより，その解消を図っていく。（文部科学省，法務省）

②　学校，家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し，学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取組を推進していく。（文部科学省）

③　同和問題に関する偏見や差別意識を解消し，同和問題の早期解決を目指して，人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）

④　雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。（厚生労働省）

⑤　小規模事業者の産業にかかわりの深い業種等に対して，人権尊重の理念を広く普及させ，その理解を深めるための啓発事業を実施する。（経済産業省）

⑥　都道府県及び全国農林漁業団体が，農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を，農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。（農林水産省）

⑦　社会福祉施設である隣保館においては，地域改善対策協議会意見具申（平成8年5月17日）に基づき，周辺地域を含めた地域社会全体の中で，福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして総合的な活動を行い，更なる啓発活動を推進する。また，地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも，積極的な連携を図る。（厚生労働省，文部科学省）

⑧　同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け，啓発等の取組を推進する。（法務省ほか関係省庁）

⑨　同和問題に関しては，結婚や就職等における差別，差別落書き，インターネットを利用した差別情報の掲載等の問題があるが，そのような事案が発生した場合には，人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに，関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

⑩　同和問題に係る人権問題の解決を図るた

め，法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに，同和問題に関し人権侵害を受けたとする者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお，相談に当たっては，関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(6) アイヌの人々

アイヌの人々は，少なくとも中世末期以降の歴史の中では，当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり，現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有している。しかし，アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は，江戸時代の松前藩による支配や，維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより，今日では十分な保存，伝承が図られているとは言い難い状況にある。また，アイヌの人々の経済状況や生活環境，教育水準等は，これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきてはいるものの，アイヌの人々が居住する地域において，他の人々となお格差があることが認められるほか，結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。

このような状況の下，平成7年3月，内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され，法制度の在り方を含め今後のウタリ対策の在り方について検討が進められることとなり，同懇談会から提出された報告書の趣旨を踏まえて，平成9年5月，「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号）が制定された。現在，同法に基づき，アイヌに関する総合的かつ実践的な研究，アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されている。

こうした動向等を踏まえ，国民一般がアイヌの人々の民族としての歴史，文化，伝統及び現状に関する認識と理解を深め，アイヌの人々の人権を尊重するとの観点から，以下の取組を積極的に推進することとする。

① アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。（文部科学省，国土交通省）

② アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し，その固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深め，アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して，人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）

③ 学校教育では，アイヌの人々について，社会科等において取り上げられており，今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため，教職員の研修を推進する。（文部科学省）

④ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究の推進に配慮する。（文部科学省）

⑤ 生活館において，アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。（厚生労働省）

⑥ アイヌの人々に関しては，結婚や就職等における差別等の問題があるが，そのような事案が発生した場合には，人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに，関係者に対しアイヌの人々の人権の重要性及びアイヌの文化・伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

⑦ アイヌの人々の人権問題の解決を図るため，法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに，アイヌの人々が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお，相談に当たっては，関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(7) 外国人

近年の国際化時代を反映して，我が国に在留する外国人は年々急増している。日本国憲法は，権利の性質上，日本国民のみを対象としていると解されるものを除き，我が国に在留する外国人についても，等しく基本的人権の享有を保障しているところであり，政府は，外国人の平等の権利と機会の保障，他国の文化・価値観の尊重，外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。

しかし，現実には，我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか，外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。その背景には，我が国の島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え，他国の言語，宗教，習慣等への理解不足からくる

外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる。これらの偏見や差別意識は，国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着，様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により，外国人に対する理解が進み，着実に改善の方向に向かっていると考えられるが，未だに一部に問題が存在している。

以上のような認識に立ち，外国人に対する偏見や差別意識を解消し，外国人の持つ文化や多様性を受け入れ，国際的視野に立って一人一人の人権が尊重されるために，以下の取組を積極的に推進することとする。

① 外国人に対する偏見や差別意識を解消し，外国人の持つ文化，宗教，生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち，これを尊重するなど，国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して，人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）

② 学校においては，国際化の著しい進展を踏まえ，各教科，道徳，特別活動，総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて，広い視野を持ち，異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また，外国人児童生徒に対して，日本語の指導を始め，適切な支援を行っていく。（文部科学省）

③ 外国人に関しては，就労における差別や入居・入店拒否，在日韓国・朝鮮人児童・生徒への暴力や嫌がらせ等の問題があるが，そのような事案が発生した場合には，人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに，関係者に対し外国人の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

④ 外国人の人権問題の解決を図るため，法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに，通訳を配置した外国人のための人権相談所を開設するなど，人権相談体制を充実させる。なお，相談に当たっては，関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(8) HIV感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果，感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ，患者，元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。感染症については，まず，治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが，それとともに，患者，元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など，人権に関する配慮も欠かせないところである。

ア HIV感染者等

HIV感染症は，進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり，HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ（AIDS）と呼んでいる。エイズは，1981年（昭和56年）にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来，その広がりは世界的に深刻な状況にあるが，我が国においても昭和60年3月に最初の患者が発見され，国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきた。

エイズ患者やHIV感染者に対しては，正しい知識や理解の不足から，これまで多くの偏見や差別意識を生んできたが，そのことが原因となって，医療現場における診療拒否や無断検診のほか，就職拒否や職場解雇，アパートへの入居拒否・立ち退き要求，公衆浴場への入場拒否など，社会生活の様々な場面で人権問題となって現れている。しかし，HIV感染症は，その感染経路が特定している上，感染力もそれほど強いものでないことから，正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り，いたずらに感染を恐れる必要はなく，また，近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり，症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

政府としては，基本的人権尊重の観点から，すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く国民に伝えるとともに，エイズ患者やHIV感染者との共存・共生に関する理解を深める観点から，以下の取組を積極的に推進することとする。

① HIV感染症等に関する啓発資料の作成・配布，各種の広報活動，世界エイズデーの開催等を通じて，HIV感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより，エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別意識を解消し，HIV感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省，厚生労働省）

② 学校教育においては，エイズ教育の推進を

通じて，発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより，エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすとともに，そのための教材作成や教職員の研修を推進する。（文部科学省）

③　職場におけるエイズ患者やHIV感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。（厚生労働省）

④　エイズ患者やHIV感染者に関しては，日常生活，職場，医療現場等における差別，プライバシー侵害等の問題があるが，そのような事案が発生した場合には，人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに，関係者に対しエイズ患者やHIV感染者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

⑤　エイズ患者やHIV感染者の人権問題の解決を図るため，法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに，相談内容に関する秘密維持を一層厳格にするなどエイズ患者やHIV感染者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお，相談に当たっては，関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

イ　ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は，らい菌による感染症であるが，らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く，発病した場合であっても，現在では治療方法が確立している。また，遺伝病でないことも判明している。

したがって，ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものであるが，従来，我が国においては，発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ，古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。この隔離政策は，昭和28年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され，さらに，昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も，依然として改められることはなかった。平成8年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され，ようやく強制隔離政策は終結することとなるが，療養所入所者の多くは，これまでの長期間にわたる隔離などにより，家族や親族などとの関係を絶たれ，また，入所者自身の高齢化等により，病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど，社会復帰が困難な状況にある。

このような状況の下，平成13年5月11日，ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下されたが，これが大きな契機となって，ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ，国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や，名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつある。

政府としては，ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて，より一層の強化を図っていく必要があり，以下の取組を積極的に推進することとする。

①　ハンセン病に関する啓発資料の作成・配布，各種の広報活動，ハンセン病資料館の運営等を通じて，ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより，ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し，ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても，啓発資料の適切な活用を図る。（法務省，厚生労働省，文部科学省）

②　ハンセン病患者・元患者等に関しては，入居拒否，日常生活における差別や嫌がらせ，社会復帰の妨げとなる行為等の問題があるが，そのような事案が発生した場合には，人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに，関係者に対しハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者等の人権の重要性について理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

③　ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため，法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組む。特に，ハンセン病療養所の入所者等に対する人権相談を積極的に行い，入所者の気持ちを理解し，少しでも心の傷が癒されるように努める。なお，相談に当たっては，関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

⑼　刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては，本人に真しな更生の意欲がある場合であっても，国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり，就職に際しての差別や住居等の確保の困難など，社会復帰を目指す人たちにとって現実は極めて厳

しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し，社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには，本人の強い更生意欲とともに，家族，職場，地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから，刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し，その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進する必要がある。

⑽　犯罪被害者等

近時，我が国では，犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており，犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっている。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては，平成12年に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定，刑事訴訟法や検察審査会法，少年法の改正等一連の法的措置によって，司法手続における改善が図られたほか，平成13年には犯罪被害者等給付金支給法が改正されたところであり，今後，こうした制度の適正な運用が求められる。

また，犯罪被害者等をめぐる問題としては，マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損，過剰な取材による私生活の平穏の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は，その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり，また，裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く，泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。

こうした動向等を踏まえ，マスメディアの自主的な取組を喚起するなど，犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進する必要がある。

⑾　インターネットによる人権侵害

インターネットには，電子メールのような特定人間の通信のほかに，ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信，電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等がある。いずれも発信者に匿名性があり，情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから，例えば，他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載，少年被疑者の実名・顔写真の掲載など，人権にかかわる問題が発生している。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然であるが，一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては，発信者が判明する場合は，同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め，また，発信者を特定できない場合は，プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど，業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っている。

こうした動向等を踏まえ，以下の取組を積極的に推進することとする。

① 一般のインターネット利用者やプロバイダー等に対して，個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり，そのため広く国民に対して啓発活動を推進する。（法務省）

② 学校においては，情報に関する教科において，インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め，情報化の進展が社会にもたらす影響について知り，情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。（文部科学省）

⑿　北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて，多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが，これらの事件の多くは，北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため，政府は，平成3年（1991年）以来，機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は，頑なに否定し続けていたが，平成14年（2002年）9月の日朝首脳会談において，初めて日本人の拉致を認め，謝罪した。同年10月，5名の拉致被害者が帰国したが，他の被害者について，北朝鮮当局は，いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない。

政府は，平成22年（2010年）までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが，このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下，所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は，国民に対する人権侵害であり，我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては，国の責任において，全ての

拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また，国際連合においては，平成15年（2003年）以来毎年，我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され，北朝鮮に対し，拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では，平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ，平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）が制定された。この法律は，国や地方公共団体の責務として，拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし，また，12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め，国及び地方公共団体が，国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には，幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり，その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ，以下の取組を積極的に推進することとする。

① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため，北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。（全府省庁）

② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り，国民の関心と認識を深めるため，啓発資料の作成・配布，各種の広報活動を実施する。（内閣官房，法務省）

③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため，地方公共団体及び民間団体と協力しつつ，啓発行事を実施する。（内閣官房，総務省，法務省）

④ 学校教育においては，児童生徒の発達段階等に応じて，拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。（文部科学省）

⑤ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。（内閣官房，外務省）

⑬ その他

以上の類型に該当しない人権問題，例えば，同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など，その他の課題についても，それぞれの問題状況に応じて，その解決に資する施策の検討を行う。

3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては，人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

国連10年国内行動計画においては，人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として，検察職員，矯正施設・更生保護関係職員等，入国管理関係職員，教員・社会教育関係職員，医療関係者，福祉関係職員，海上保安官，労働行政関係職員，消防職員，警察職員，自衛官，公務員，マスメディア関係者の13の業種に従事する者を掲げ，これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしている。これを受けて関係各府省庁では，それぞれ所要の取組が実施されているところであるが，このような関係各府省庁の取組は今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際，例えば，研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが望まれる。

また，議会関係者や裁判官等についても，立法府及び司法府において同様の取組があれば，行政府としての役割を踏まえつつも，情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力に努めるものとする。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

⑴ 実施主体の強化及び周知度の向上

人権教育・啓発を効果的に推進するためには，人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって充実・強化していく必要がある。特に，各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには，現在，全国に約14,000名配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠であるが，その際，適正な人材の確保・配置などにも配慮し，その基盤整備を図る必要がある。

また，法務省の人権擁護機関を始めとする実施主体に関する国民一般の認識は，世論調査の結果等によれば，十分とは言えない。一般に，実施主体の組織及び活動について啓発対象者が十分な認識を持っていればいるほど，啓発効果も大きなものを期待することができることから，各実施主体は，広報用のパンフレットを作

成したり，ホームページを開設するなど，平素から積極的な広報活動に努めるべきである。

(2) 実施主体間の連携

ア 既存組織の強化

人権教育・啓発の推進に関しては，現在，様々な分野で連携を図るための工夫が凝らされているが，今後ともこれらを充実させていくことが望まれる。

特に，国における「人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会」（平成12年9月25日，関係府省庁の事務次官等申合せにより設置）及び地方における「人権啓発活動ネットワーク協議会」（人権啓発活動ネットワーク事業の一環として，法務省が平成10年度からその構築を進めており，既に全都道府県に設置されているほか，市町村レベルについても，各法務局，地方法務局の直轄及び課制支局管内を中心に設置が進められている）は，人権教育・啓発一般にかかわる連携のための横断的な組織であって，人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図る上で大きな役割を担っており，その組織力や活動の充実強化等，更なる整備・発展を図っていくべきである。

イ 新たな連携の構築

人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進していくためには，既存組織の連携の強化のみならず，新たな連携の構築も視野に入れる必要がある。例えば，対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには，幼稚園，小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と，法務局・地方法務局，人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携の構築が重要である。

また，女性，子ども，高齢者等の各人権課題ごとに，関係する様々な機関において，その特質を踏まえた各種の取組が実施されているところであるが，これらをより総合的かつ効果的に推進するためには，これら関係機関の一層緊密な連携を図ることが重要であり，各人権課題・分野等に即して，より柔軟かつ幅広い連携の在り方が検討されるべきである。

さらに，人権擁護の分野においては，公益法人や民間のボランティア団体，企業等が多種多様な活動を行っており，今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されるが，そのような観点からすれば，これら公益法人や民間団体，企業等との関係においても，連携の可能性やその範囲について検討していくべきである。なお，連携に当たっては，教育・啓発の中立性が保たれるべきであることは当然のことである。

(3) 担当者の育成

国及び地方公共団体は，研修等を通じて，人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要である。

また，日常生活の中で人権感覚を持って行動できる人材を育成するため，社会教育において推進している事業で得た成果や（財）人権教育啓発推進センターなどの専門機関の豊富な知識と経験等を活用し，人権教育・啓発の担当者の育成を図るための研修プログラムの策定についても検討すべきである。なお，国及び地方公共団体が研修を企画・実施する場合において，民間の専門機関を活用するに当たっては，教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

さらに，人権教育・啓発の担当者として，日頃から人権感覚を豊かにするため，自己研鑽に努めることが大切であり，主体的な取組を促していくことが重要である。

(4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は，効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠のものであるから，その整備・充実に努めることが肝要である。そして，人権教育・啓発の各実施主体等関係諸機関が保有する資料等については，その有効かつ効率的な活用を図るとの観点から，各機関相互における利用を促進するための情報ネットワーク化を検討するほか，多くの人々がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努めることが望まれる。

また，人権に関する国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであるから，時代の流れを反映した文書等，国内外の新たな文献や資料等の収集・整備を図るとともに，従来必ずしも調査研究が十分でなかった分野等に関するものについても，積極的に収集に努める必要がある。

さらに，人権に関する各種蔵書やこれまでに地方公共団体が作成した各種の啓発冊子，ポスター，ビデオなどで構成されている（財）人権教育啓発推進センターの「人権ライブラリー」の充実を図り，人権教育・啓発に関する文献・

資料の活用に関する環境の向上に資することが重要である。

⑸　内容・手法に関する調査・研究

ア　既存の調査・研究の活用

企業，民間団体等が実施した人権教育・啓発の内容・手法に関する調査・研究は，斬新な視点（例えば，ターゲットを絞って，集中的かつ綿密な分析を行うなど）からのアプローチが期待でき，その調査・研究の手法を含めた成果等を活用することにより，より効果的な啓発が期待できる。

また，地方公共団体は，これまで様々な人権問題の啓発に取り組んできており，その啓発手法等に関する調査・研究には多大の実績がある。これらの調査・研究の成果等は，地域の実情，特性を踏まえた地域住民の人権意識の高揚を図る観点から取り組まれたものとして，各地域の実情を反映した参考とすべき多くの視点が含まれている。

さらに，日本国内における人権に関する調査・研究の成果等とは別に，諸外国における調査・研究の成果等を活用することも，次のような意味にかんがみて，十分検討に値するものである。

① 人権擁護に関する制度的な差異に着目して啓発手法の比較検討ができ，新たな手法創出の参考となる。

② 調査・研究の成果等から諸外国における国民，住民の人権意識の状況等を知ることができ，我が国の人権状況の把握に資する。

イ　新たな調査・研究等

より効果的な啓発内容及び啓発手法に関する新たな調査・研究も必要であるが，そのための条件整備の一環として，啓発内容及び啓発手法に関する開発スタッフ等の育成が重要である。

また，民間における専門機関等には，啓発のノウハウについて豊富な知識と経験を有するスタッフにより，多角的な視点から効果的な啓発内容及び啓発手法を開発することを期待することができることから，これら民間の専門機関等への開発委託を行うほか，共同開発を推進することも望まれる。

ウ　その他

調査・研究及び開発された人権教育・啓発の内容・手法を実際に人権啓発フェスティバル等において実践し，その啓発効果等を検証する仕組みについても検討する必要がある。

⑹　（財）人権教育啓発推進センターの充実

（財）人権教育啓発推進センターには，民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されている。

そこで，その役割を十分に果たすため，組織・機構の整備充実，人権課題に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保など同センターの機能の充実を図るとともに，人権ライブラリーの活用，人権啓発指導者養成研修のプログラムや人権教育・啓発に関する教材や資料の作成など，同センターにおいて実施している事業のより一層の充実が必要である。

なお，（財）人権教育・啓発推進センターの充実に当たっては，民間団体としての特質を十分生かした方策とするとともに，政府において検討が進められている公益法人に関する改革と整合的なものとなるよう十分配慮する必要がある。

⑺　マスメディアの活用等

ア　マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たって，教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は極めて大きいことから，より多くの国民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには，マスメディアの積極的な活用が不可欠である。

マスメディアには，映像，音声，文字を始め多種多様な媒体があり，各々その特性があることから，媒体の選定に当たっては当該媒体の特性を十分考慮し，その効用を最大限に活用することが重要である。

イ　民間のアイディアの活用

人権教育・啓発に関するノウハウについて，民間は豊富な知識と経験を有しており，多角的な視点から，より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できることから，その積極的活用が望まれる。また，民間の活用に当たっては，委託方式も視野に入れ，より効果を高めていく努力をするとともに，教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

ウ　国民の積極的参加意識の醸成

人権教育・啓発を効果的に行うためには，広

く国民に対して自然な形で人権問題について興味を持ってもらう手法が有意義である。そのような手法の一つとして，現在でも，例えば，人権標語，人権ポスター図案の作成等について一般国民からの募集方式を導入し，優秀作品に対して表彰を行うとともに，優秀作品の積極的な活用に努めているところであるが，今後とも，創意工夫を凝らしながら，積極的に推進する必要がある。

(8) インターネット等IT関連技術の活用

近年，情報伝達の媒体としてのインターネットは長足の進歩を遂げ，更に急速な発展を続けている。そこで，高度情報化時代におけるインターネットの特性を活用して，広く国民に対して，多種多様の人権関係情報（例えば，条約，法律，答申，条例，各種啓発資料（冊子，リーフレット，ポスター，ビデオ等））を提供するとともに，基本的人権の尊重の理念を普及高揚させるための人権啓発活動（例えば，世界人権宣言の内容紹介，各種人権問題の現況及びそれらに対する取組の実態の紹介，その他人権週間行事など各種イベントの紹介等）を推進する。

また，人権教育・啓発に関する情報に対して，多くの人々が容易に接し，活用することができるよう，人権教育・啓発の実施主体によるホームページの開設，掲載内容の充実，リンク集の開発，情報端末の効果的な利用なども望まれる。

第5章　計画の推進

1　推進体制

政府は，人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため，法務省及び文部科学省を中心とする関係各府省庁の緊密な連携の下に本基本計画を推進する。その具体的な推進に当たっては，「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を始めとする各種の連携のための場を有効に活用するものとする。

関係各府省庁は，本基本計画の趣旨を十分に踏まえて，その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど，その着実かつ効果的な実施を図る。

2　地方公共団体等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については，地方公共団体や公益法人，民間団体，企業等の果たす役割が極めて大きい。これらの団体等が，それぞれの分野及び立場において，必要に応じて有機的な連携を保ちながら，本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに，本基本計画の実施に当たっては，これらの団体等の取組や意見にも配慮する必要がある。

また，地方公共団体に対する財政支援については，「国は，人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し，当該施策に係る事業の委託その他の方法により，財政上の措置を講ずることができる。」（人権教育・啓発推進法第9条）との趣旨を踏まえ，適切に対応していく。

さらに，国際的な潮流を十分に踏まえ，人権の分野における国際的取組に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3　計画のフォローアップ及び見直し

人権教育・啓発に関する国会への年次報告書（白書）の作成・公表等を通じて，前年度の人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し，その結果を以後の施策に適正に反映させるなど，基本計画のフォローアップに努めるものとする。

また，我が国の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び国民の意識等について把握するよう努めるとともに，国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応するため，必要に応じて本基本計画の見直しを行う。

参考資料３

令和元年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）
～法務省の人権擁護機関の取組～

法務省の人権擁護機関（以下「人権擁護機関」という。）は，人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第２号。以下「処理規程」という。）に基づき，人権を侵害されたという方からの申告等を端緒に，その被害の救済及び予防に努めている。

令和元年（暦年）における取組状況は，以下のとおりである。

○新規救済手続開始件数　　15,420件
○処理件数　　15,404件

【新規救済手続開始件数からみた特徴】
① インターネット上の人権侵害情報に関する事件数が，平成29年に次いで過去２番目に多い件数（1,985件）を記録
② セクシュアル・ハラスメントに関する事件数が445件で，前年に引き続き増加（対前年比8.5％増加）

１　人権侵犯事件数（新規救済手続開始件数・処理件数）の動向

⑴　新規救済手続開始件数（図１）

新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数は１万5,420件であり，前年から3,643件減少した。

（内訳）

◆　公務員等の職務執行に関する人権侵犯事件数が4,483件
◆　私人等に関する人権侵犯事件数が１万937件

⑵　処理件数（図２）

処理した人権侵犯事件数は１万5,404件であり，前年から3,532件減少した。

（内訳）

◆　公務員等の職務執行に関する人権侵犯事件数が4,512件
◆　私人等に関する人権侵犯事件数が１万892件

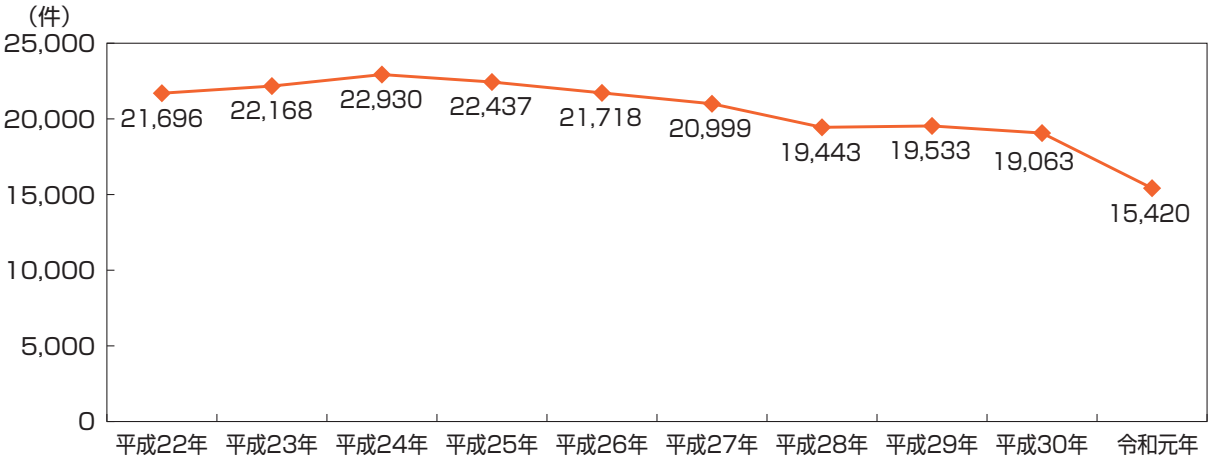
処理内訳別にみると，「援助」(注１)が１万3,823件（全処理件数の89.7％）で最も多く，次いで「要請」(注２)が508件（同3.3％），「説示」(注３)が99件（同0.6％），「調整」(注４)が41件（同0.3％）となっている。

このほか，「措置猶予」(注５)が17件（同0.1％），「侵犯事実不存在」が５件（同0.03％），「侵犯事実不明確」が694件（同4.5％），「啓発」(注６)を行ったものが34件（同0.2％）ある(注７)。

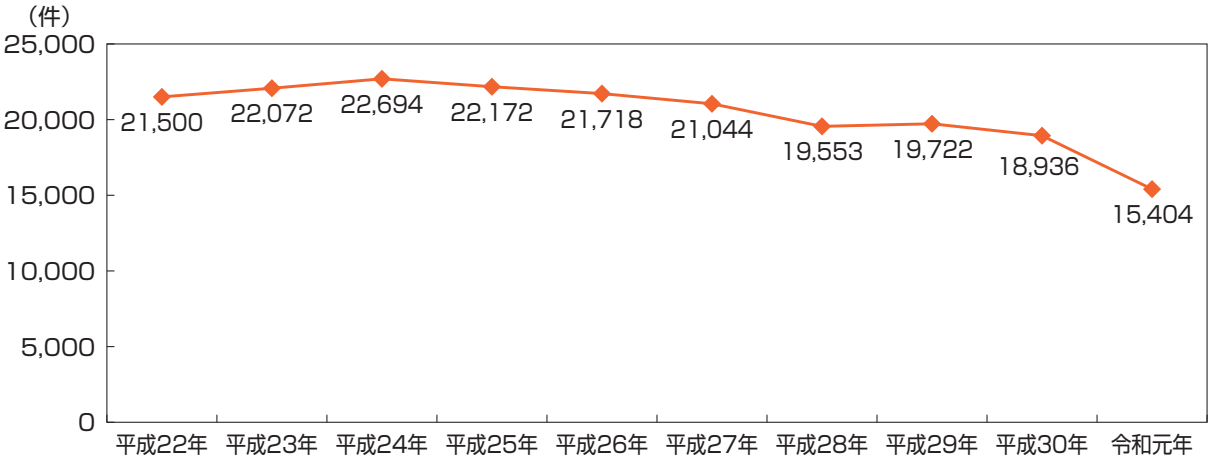
（注１）法律上の助言を行ったり，関係行政機関や関係ある公私の団体等を紹介したりすること。
（注２）被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対し必要な措置を執るよう求めること。
（注３）相手方の反省を促し善処を求めるため事理を説き示すこと。
（注４）当事者間の関係調整を行うこと。
（注５）事案の軽重や反省の程度，懲戒の有無等を考慮して措置を講じないこと。
（注６）事件の関係者や地域社会に対し，人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行うこと。
（注７）事件は１件で複数の措置を講ずる場合等があるため，処理件数と処理内訳の合計件数は必ずしも一致しない。

⑶　特別事件

新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数のうち，特別事件（処理規程第22条に規定されている重大な人権侵犯事件）の件数は1,598件で，前年から17件増加した。



【図１】人権侵犯事件の新規開始件数の推移



【図２】人権侵犯事件の処理件数の推移

２　人権侵犯事件の類型別新規救済手続開始件数の動向

⑴　学校におけるいじめ事案（図３，４）

学校におけるいじめ事案は2,944件で，前年から11件減少したものの，全事件数の

19.1％を占めており，最も高い割合となった。

⑵　暴行・虐待事案（図３，５）

暴行・虐待事案は2,298件で，全事件数の14.9％を占めている。

このうち，児童虐待事案の割合が18.0％（413件）を占めている。

⑶　プライバシー関係事案（図３，６）

プライバシー関係事案は2,197件で，全事件数の14.2％を占めている。

このうち，インターネットによる事案の割合が74.0％（1,625件）を占めている。

⑷　労働権関係事案（図３，７）

労働権関係事案は1,836件で，全事件数の11.9％を占めている。

このうち，パワー・ハラスメントに関する事案の割合が70.1％（1,287件）を占めている。

⑸　住居・生活の安全関係事案（図３，８）

住居・生活の安全関係事案は1,828件で，全事件数の11.9％を占めている。

このうち，相隣間における騒音等の相隣関係から生じる事案の割合が48.4％（884件）を占めている。

⑹　強制・強要事案（図３，９）

強制・強要事案は1,647件で，全事件数の10.7％を占めている。

このうち，セクシュアル・ハラスメントに関する事案の割合が27.0％（445件，対前年比8.5％増加）を占めており，前年に引き続き増加した。

⑺　教育職員関係事案（図３，10）

教育職員関係事案は983件で，全事件数の6.4％を占めている。

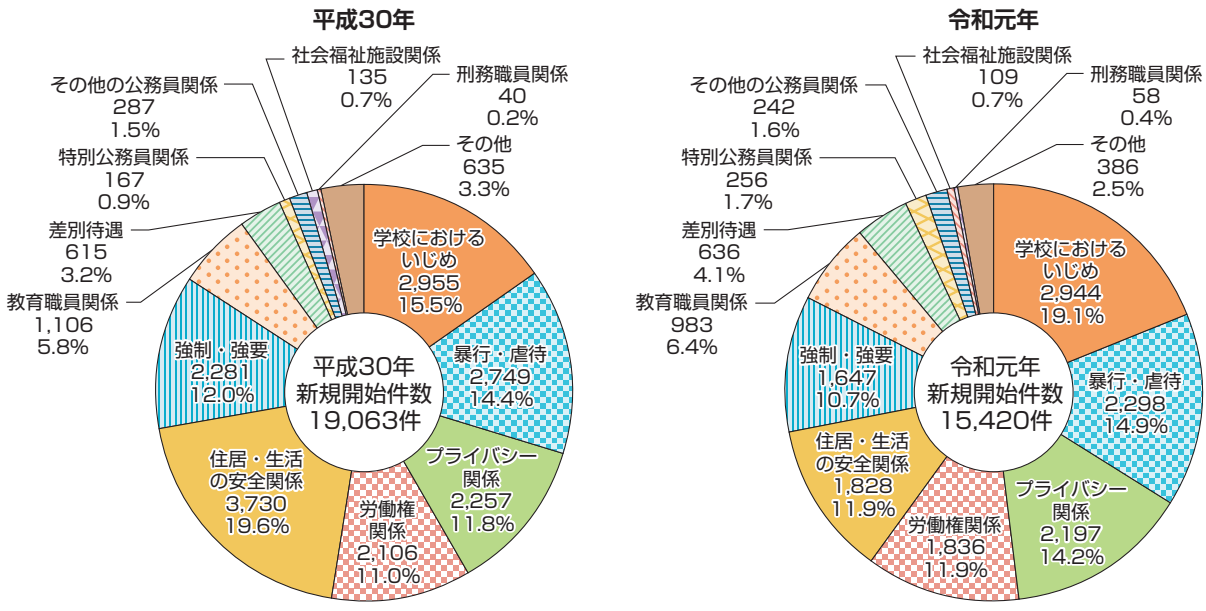
このうち，体罰事案の割合が14.3％（141件）を占めている。

⑻　差別待遇事案（図３，11）

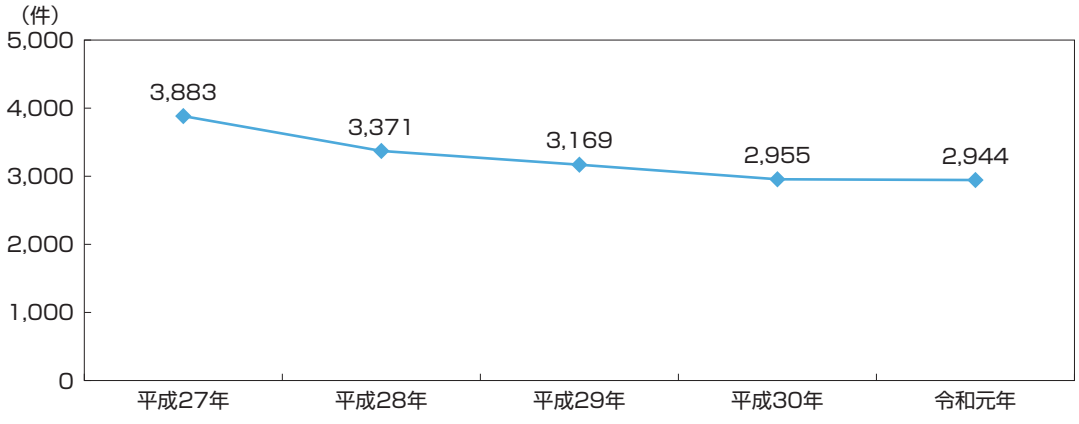
差別待遇事案は636件で，全事件数の4.1％を占めている。

内訳では，部落差別（同和問題）に関するものが221件，障害者に関するものが163件，外国人に関する事案が72件，高齢者に関する事案が32件，HIV感染者等に関する事案が16件となっている。

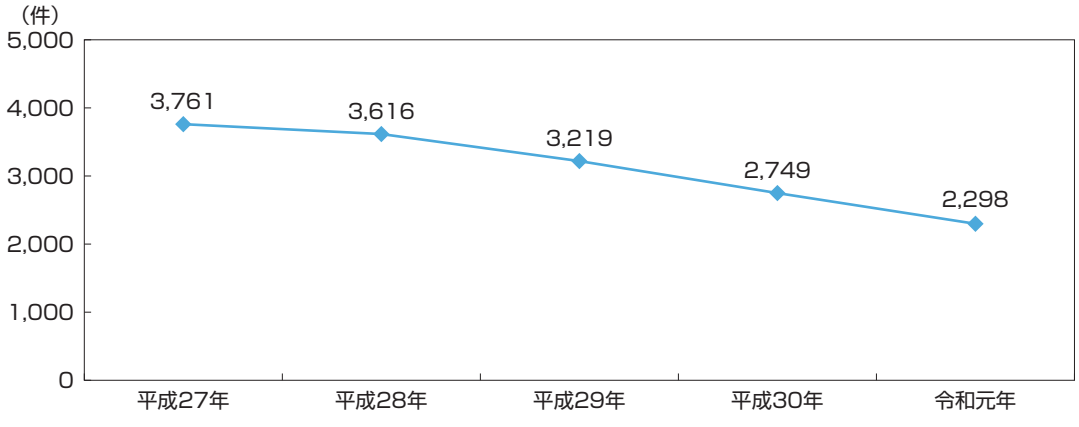
このほか，性的指向に関する事案が６件，性自認に関する事案が６件ある。



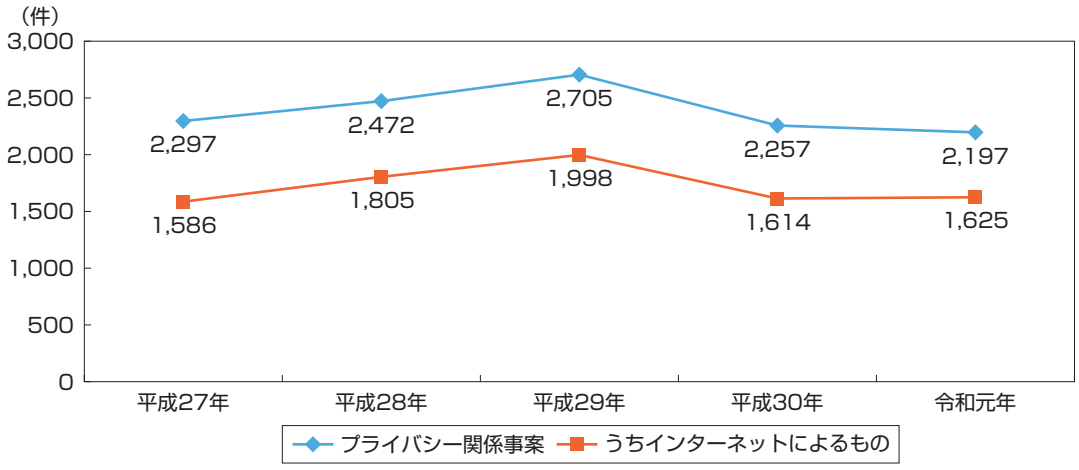
【図3】人権侵犯事件の種類別構成比の比較



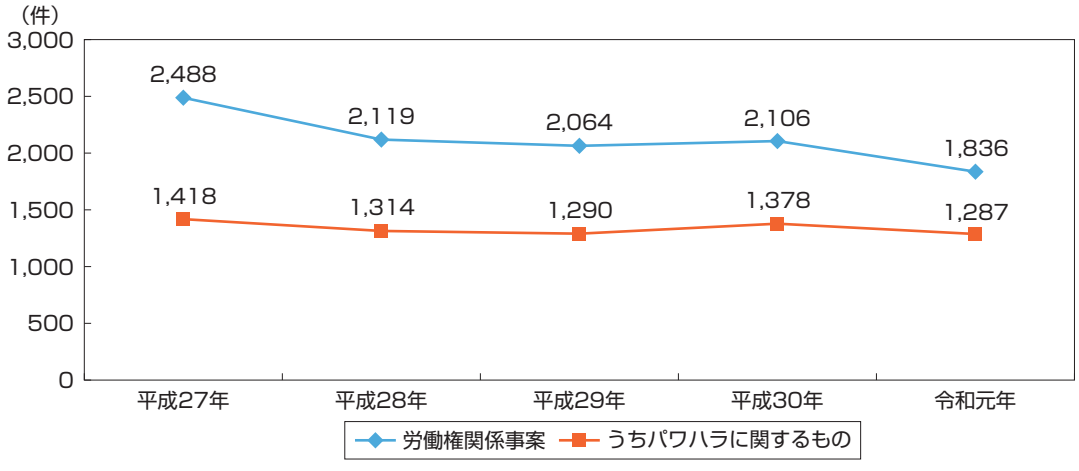
【図4】学校におけるいじめ事案の推移



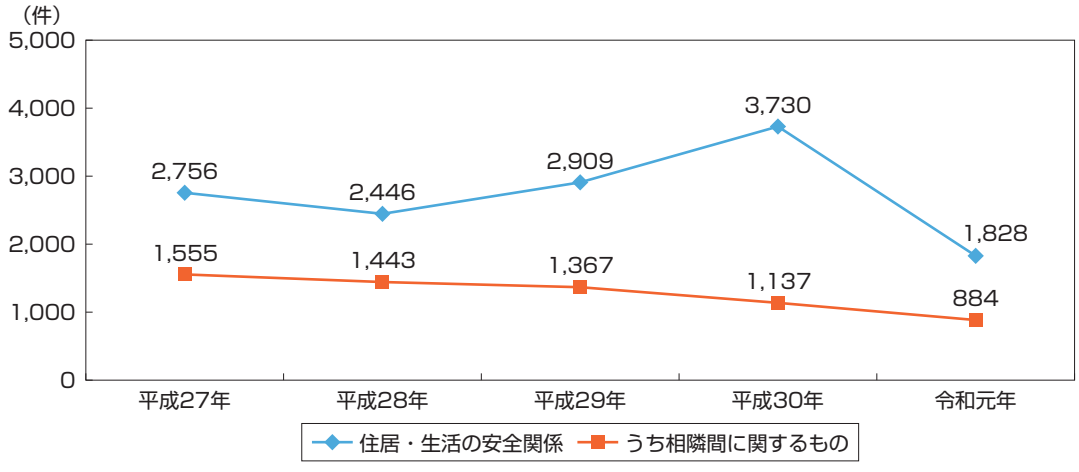
【図5】暴行・虐待事案の推移



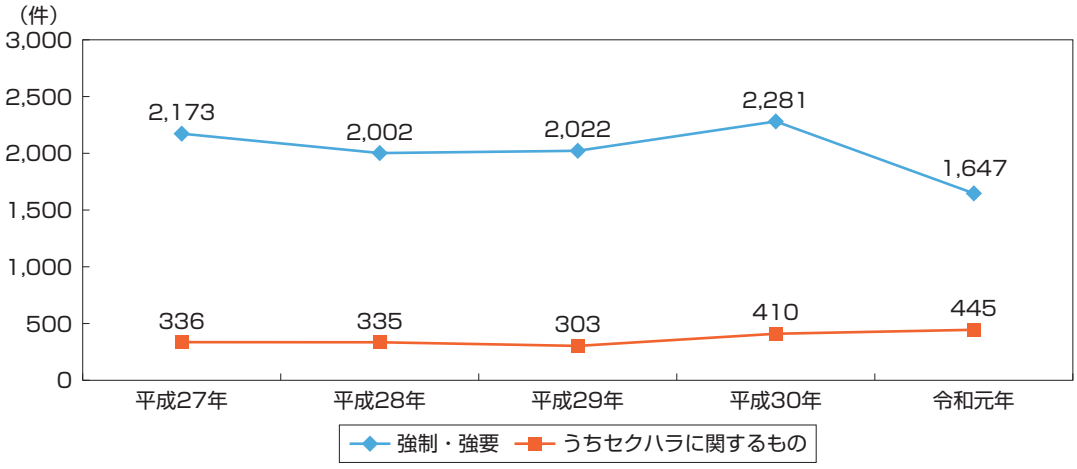
【図6】 プライバシー関係事案の推移



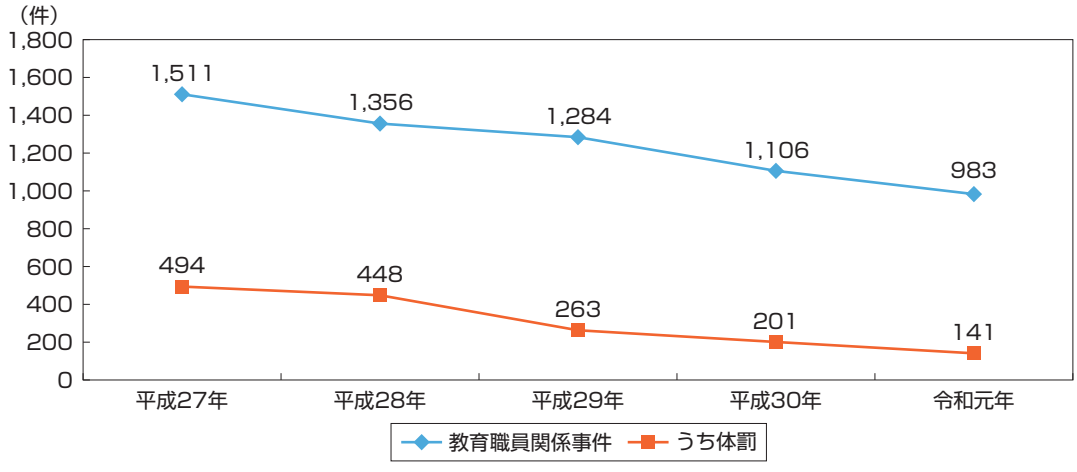
【図7】 労働権関係事案の推移



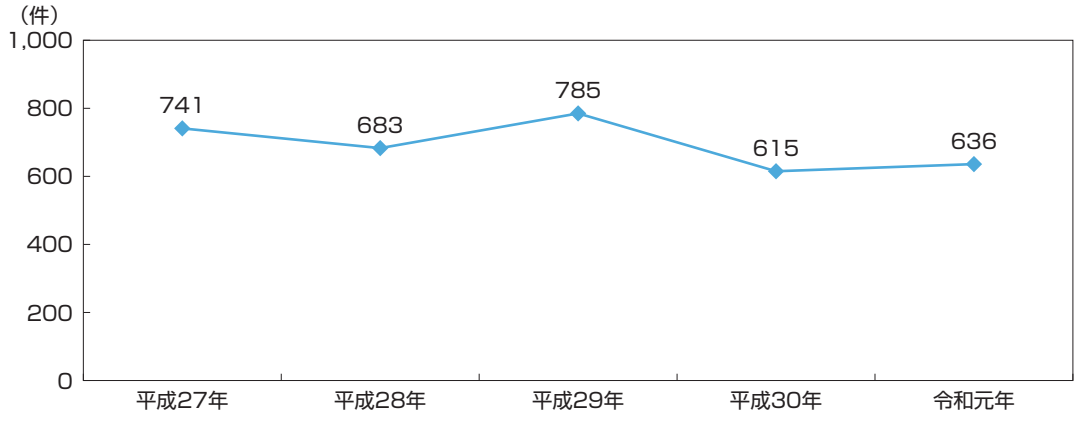
【図8】 住居・生活の安全関係事案の推移



【図9】強制・強要事案の推移



【図10】教育職員関係事案の推移

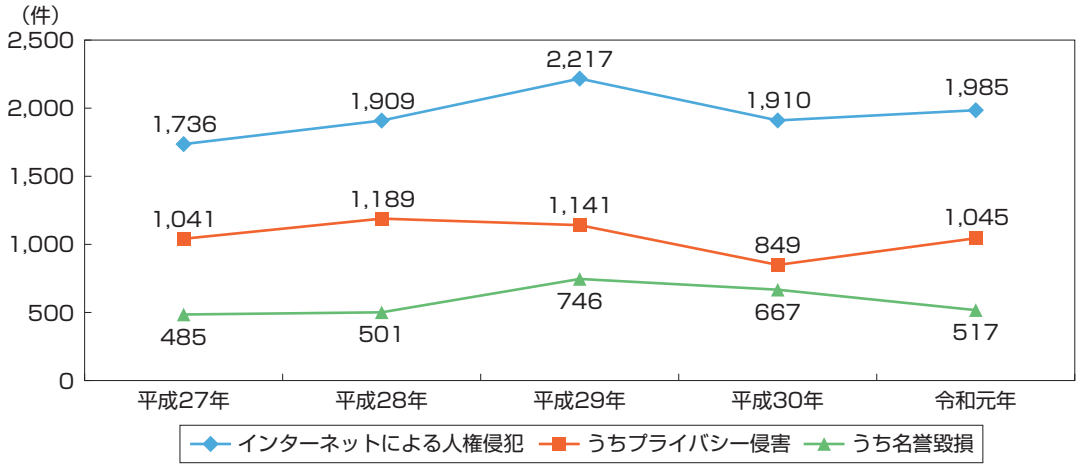


【図11】差別待遇事案の推移

３　その他特徴的な新規救済手続開始件数の動向

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（図12）は1,985件（対前年比3.9％増加）で，平成29年に次いで過去２番目に多い件数（注８）を記録した。

（注８）インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は，統計報告要領で定められた区分とは異なる区分で件数を集計している。



【図12】インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の推移

４　令和元年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例

（学校におけるいじめ事案）

事例１　特別支援学校におけるいじめへの不適切な対応

特別支援学校に通う中学生が，他の生徒らから，必要以上に凝視されたり，つきまとわれたりするなどの嫌がらせ行為を継続して受けたことにより，不登校になったとして，被害者の親から法務局に相談がされた事案である。

法務局の調査の過程において，いじめについての認識が親と学校側とで相違することがうかがわれたため，法務局は，被害者の親及び学校側に対し，被害者の現在の状況，被害者に対する学校側の対応について，話合いの場を設けることを提案した。

話合いの場は，法務局担当者も同席して行われ，学校側は，被害者の担任教師に対し，被害者の気持ちに寄り添った対応をするよう指導するとともに，学校全体で再発防止に取り組む旨を約束し，両者の間に信頼関係を構築することができた。（措置：「調整」）

事例２　中学校におけるいじめ

学校で開催された人権教室により人権相談窓口を知った中学生から，友人が転校先でいじめを受けて自殺を考えているとして，インターネット人権相談受付窓口に相談がされた事案である。

緊急性が高い事案であると判断した法務局は，直ちに被害者の転校先の中学校に連絡を取り，被害者の状況を確認するとともに，情報提供を行い，被害者に対する見守り等，必要な対応を要請した。法務局はその後も被害者の状況把握に努めていたところ，被害者が精神的に安定し，自殺をする兆候がみられないことが確認できた。（措置：「援助」）

（暴行・虐待事案）

事例３　母親による子に対する虐待

小学生から，母親から食事を満足に与えられない，長時間ベランダに締め出されるなどの虐待を受けているとして，「子どもの人権ＳＯＳミニレター」が送付された事案である。

緊急性が高い事案であると判断した法務局は，直ちに小学校と児童相談所に連絡を取り，被害者の状況を聴取するとともに，情報提供を行い，必要な対応を要請した。その後，児童相談所は被害者を一時保護するに至った。

後日，一時保護された被害者の状況を児童相談所に確認したところ，健康状態は良好であり，法務局からの被害者に対するミニレターの返信について「励まされた気がする。」と述べている旨を確認することができた。（措置：「援助」）

事例４　母親による子に対する虐待

中学生から，母親から殴る，蹴る，刃物を突きつけられるなどの虐待を受けているとして，インターネット人権相談窓口に相談があった事案である。

緊急性が高い事案であると判断した法務局は，直ちに中学校及び児童相談所に連絡を取り，被害者の状況を確認するとともに，中学校を通じて被害者と面会し，被害状況を確認したところ，より深刻な状況にあることが認められた。そのため，児童相談所に対応を引き継ぐとともに，関係機関において情報を共有する体制を構築した。

法務局は，児童相談所への引継後も，被害者にメールを送り，継続して被害者の状況を把握することに努めていたところ，関係機関からの働きかけや，父を交えて家族内で話し合いをしたこと等により，母の暴力がなくなり，家庭環境が改善したことが確認できた。また，今後も，関係機関において，被害者の見守りを続けていくことを確認した。（措置：「援助」）

事例５　父親による子に対する性的虐待

中学生から，父親から性的虐待を受けているとして，「子どもの人権ＳＯＳミニレター」が送付された事案である。

緊急性が高い事案であると判断した法務局は，直ちに中学校及び児童相談所に連絡し，その後の方針について協議するとともに，学校において，児童相談所担当者とともに被害者との面談を行うこととした。法務局がミニレターを受領した２日後，被害者は児童相談所に一時保護されるに至った。

その後，被害者の両親が離婚し，被害者は母親と共に転居して生活していることや，学校，犯罪被害者支援センターなどの関係機関から適切な支援を受ける体制が構築されていることが確認された。（措置：「援助」）

（強制・強要関係）

事例６　私立幼稚園園長の教諭に対する行き過ぎた指導

私立幼稚園の教諭から，園長から業務時間外にもかかわらず，業務連絡のＬＩＮＥメッセージを頻繁に送られる等のパワーハラスメントを受けている旨の申告がされた事案である。

法務局が調査した結果，園長が被害者に対し，業務時間外にもかかわらず，頻繁に緊急性のない業務連絡のＬＩＮＥメッセージを送ったり，業務上の指導を行う際に，被害者を萎縮させる叱責や人格を否定する発言をたびたび行ったりした事実が認められた。そこで，法務局から園長に対し，今後，同様の行為を行わないよう説示した。（措置:「説示」）

事例７　職場の上司による部下に対するセクシュアル・ハラスメント

職場の上司から，職場の新年会の帰りに，性的発言を繰り返すセクシュアル・ハラスメントを受けたとして，法務局に相談がされた事案である。

法務局が調査した結果，上司は，被害者に対し，本件行為について謝罪はしたものの，セクシュアル・ハラスメントに対する認識が不足していることが認められた。

そこで，法務局は，上司に対し，本件発言が被害者個人の尊厳を傷つけるとともに，就業環境を害する行為であり，今後，同様の行為を繰り返すことのないよう説示した。（措置：「説示」）

（教育職員関係事案）

事例８　中学校教諭による体罰

中学校教諭が体罰を行っている旨の「子どもの人権ＳＯＳミニレター」が複数の生徒から法務局に送付された事案である。

法務局が調査した結果，当該教諭が，複数回にわたり，忘れ物をするなどした生徒に対し，授業中に椅子の上で一定の時間，正座をさせた事実が認められた。

そこで，法務局は，教諭に対して，当該行為は教育上の指導の限度を超える体罰に該当するものであり，その不当性を認識し，今後，二度と体罰を行わないよう説示するとともに，校長に対して，職員に対する指導をより一層徹底するよう要請した。（措置:「説示」「要請」）

（差別待遇事案）

事例９　映画館における障害者に対する不適切な対応

障害者から，映画館において障害者割引チケットを購入して入場しようとしたところ，従業員から，周囲に多くの来館者がいる中で，障害者手帳の提示を求められたとして，法務局に相談がされた事案である。

法務局の調査において，同映画館の支配人は，対象者を誰も見ていない場所に案内して確認することはできない旨述べたが，法務局から，入場ゲート以外の窓口において確認することなどの対応を提案したところ，支配人はこれを了承した。

法務局は，被害者に対し，同映画館の対応について伝えたところ，被害者の理解が得られた。（措置：「調整」）

事例10　外国人に対する公園利用の妨害行為

公園で遊んでいた外国人の子どもが，近隣住民から英語で「うるさい（Noisy!）」，「帰れ（Go home!）」などと言われ，公園の利用を妨害されたとして，母親から法務局に相談がされた事案である。

法務局が調査した結果，近隣住民は外国人を差別する意識はないものの，騒音及び夜の公園利用についての配慮を望んでおり，被害者にその真意を伝えてほしいとの意向が示された。

そこで，法務局は，被害者に対してその真意を伝えたところ，被害者は理解を示し，近隣住民も，法務局の対応に納得し，安心した旨及び感謝の意が示された。（措置：「調整」）

事例11　インターネット上における同和地区の摘示

特定のウェブサイト上に，差別解消目的を標榜し，紀行文の体裁を取りつつ，特定の地域の風景や建造物の写真とともに，地名を記載し，当該地域が同和地区であるなどと指摘する記事が掲載されているとして，法務局に情報提供がされた事案である。

法務局が調査した結果，当該記事は，個人のプライバシー，名誉，不当に差別されない法的利益等を侵害するおそれが高く，人権擁護上問題があると認められたため，法務局から当該記事を掲載した者に対して，当該情報を摘示することの不当性を認識し，十分自戒するとともに，人権尊重の理念について正しい理解を深め，今後，二度と同様の行為を行うことのないよう説示した。（措置：「説示」）

（住居・生活の安全関係事案）

事例12　地縁団体の役員らによる嫌がらせ

地縁団体の役員らが，その総会において，出席者に対して被害者を誹謗・中傷する文書を配布したり，被害者に会議資料を配布せず，また，意見を述べようと挙手した被害者を無視したりするなど，役員らから嫌がらせを受けたとして，被害者から法務局に相談がされた事案である。

法務局が調査した結果，当事者間の紛争は，当該地縁団体を運営するための規約が発端となっているものと認められたことから，法務局が仲介して，双方の話合いの場を設けたところ，当事者間の対立が解消され，紛争の解決に至った。（措置：「調整」）

5 「人権侵犯事件」統計資料（令和元年）

件名	総数	旧受	新受 計	新受 申告 職員受	新受 申告 委員受	新受 人権擁護委員の通報	新受 関係行政機関の通報	新受 情報	新受 移送	処理 計	処理 措置 援助	処理 措置 調整	処理 措置 要請	処理 措置 説示	処理 措置 勧告	処理 措置 通告	処理 措置 告発	処理 措置猶予	処理 侵犯事実不存在	処理 侵犯事実不明確	処理 打切り	処理 中止	処理 移送	処理 啓発	未済
総合計	16,481	1,061	15,420	7,885	7,221	－	128	141	45	15,404	13,823	41	508	99	－	－	－	17	5	694	237	13	45	34	1,077
公務員等の職務執行に伴う侵犯事件																									
総計	4,770	287	4,483	1,804	2,601	－	－	73	5	4,512	4,198	10	110	82	－	－	－	13	－	159	4	10	5	11	258
特別公務員に関するもの																									
警察官に関するもの	269	22	247	204	42	－	－	1	－	252	224	－	－	－	－	－	－	－	－	27	－	1	－	－	17
その他の特別公務員に関するもの	9	－	9	5	4	－	－	－	－	9	8	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－
教育職員関係																									
体罰	220	79	141	57	38	－	－	46	－	187	84	－	90	71	－	－	－	5	－	8	－	－	－	－	33
その他	904	62	842	427	398	－	－	17	－	839	767	4	15	9	－	－	－	5	－	46	1	－	－	10	65
学校におけるいじめ	2,977	33	2,944	902	2,035	－	－	7	－	2,933	2,902	4	4	2	－	－	－	3	－	11	3	4	－	－	44
刑務職員関係	84	26	58	53	3	－	－	2	－	42	13	－	－	－	－	－	－	－	－	24	－	5	－	－	42
その他の公務員に関するもの																									
国家公務員に関するもの	79	31	48	37	6	－	－	－	5	38	24	－	－	－	－	－	－	－	－	9	－	－	5	－	41
地方公務員に関するもの	205	31	174	104	70	－	－	－	－	191	159	2	1	－	－	－	－	－	－	29	－	－	－	－	14
その他	23	3	20	15	5	－	－	－	－	21	17	－	－	－	－	－	－	－	－	4	－	－	－	1	2
私人間の侵犯事件																									
総計	11,711	774	10,937	6,081	4,620	－	128	68	40	10,892	9,625	31	398	17	－	－	－	4	5	535	233	3	40	23	819
人身売買																									
売春関係	3	－	3	1	2	－	－	－	－	3	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
児童ポルノ	5	－	5	2	3	－	－	－	－	5	5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
暴行・虐待																									
家族間におけるもの																									
夫の妻に対するもの	794	1	793	317	474	－	－	2	－	793	793	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
妻の夫に対するもの	44	－	44	16	28	－	－	－	－	44	44	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
親の子に対するもの	672	13	659	342	314	－	－	3	－	663	657	2	－	－	－	－	－	－	－	4	－	－	－	－	9
子の親に対するもの	202	－	202	76	124	－	－	2	－	200	200	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2
その他	246	2	244	108	136	－	－	－	－	245	242	－	－	－	－	－	－	－	1	2	－	－	－	－	1
家族間以外のもの	365	9	356	180	176	－	－	－	－	364	353	－	1	－	－	－	－	1	－	10	1	－	－	－	1
私的制裁	3	－	3	1	2	－	－	－	－	3	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療関係	142	8	134	80	54	－	－	－	－	140	122	－	－	－	－	－	－	－	－	17	1	－	－	2	2
人身の自由関係																									
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係	67	5	62	49	13	－	－	－	－	62	57	－	－	－	－	－	－	－	－	5	－	－	－	－	5
その他	9	－	9	2	7	－	－	－	－	9	9	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
社会福祉施設関係																									
施設職員によるもの	99	9	90	48	41	－	－	1	－	94	81	1	－	－	－	－	－	－	－	12	－	－	－	3	5
その他	20	1	19	12	7	－	－	－	－	19	16	－	－	－	－	－	－	－	1	2	－	－	－	－	1
村八分	11	－	11	3	8	－	－	－	－	11	11	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
差別待遇																									
女性	20	1	19	9	10	－	－	－	－	19	18	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1
高齢者	32	－	32	15	17	－	－	－	－	32	31	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－
障害者	180	17	163	102	60	－	－	1	－	169	145	6	－	－	－	－	－	1	－	13	4	－	－	3	11
同和問題	263	42	221	15	7	－	125	34	40	99	19	1	20	5	－	－	－	－	－	8	4	－	40	3	164
アイヌの人々	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外国人	73	1	72	45	23	－	2	2	－	64	55	2	－	－	－	－	－	－	－	5	－	－	－	5	9
ＨＩＶ感染者等	16	－	16	8	8	－	－	－	－	15	15	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
刑を終えた人々	13	2	11	9	2	－	－	－	－	11	9	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－	－	－	－	2
ホームレス	2	－	2	2	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	1
性的指向	6	－	6	6	－	－	－	－	－	6	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
性自認	10	4	6	5	1	－	－	－	－	9	5	－	－	－	－	－	－	－	－	4	－	－	－	1	1
その他	98	10	88	49	39	－	－	－	－	88	70	1	－	－	－	－	－	－	－	16	－	－	－	1	10
参政権関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
プライバシー関係																									
報道機関	5	－	5	3	2	－	－	－	－	5	5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
インターネット	2,062	437	1,625	1,425	193	－	1	6	－	1,569	819	－	297	1	－	－	－	－	－	299	155	－	－	1	493
私事性的画像記録	232	123	109	88	15	－	－	6	－	186	33	－	78	－	－	－	－	－	－	19	56	－	－	－	46
相隣間	206	7	199	142	56	－	－	1	－	206	192	1	－	2	－	－	－	－	－	10	1	－	－	－	－
その他	275	16	259	150	109	－	－	－	－	268	232	1	－	－	－	－	－	2	1	26	6	－	－	－	7
集会，結社及び表現の自由関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
信教の自由関係	7	－	7	2	5	－	－	－	－	7	7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
教育を受ける権利関係	7	－	7	2	5	－	－	－	－	7	7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
労働権関係																									
不当労働行為	13	－	13	8	5	－	－	－	－	13	13	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
労働基準法違反	73	1	72	33	39	－	－	－	－	73	72	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	1,778	27	1,751	980	769	－	－	2	－	1,757	1,705	－	－	1	－	－	－	－	－	46	2	3	－	1	21
住居・生活の安全関係																									
自力執行	8	－	8	6	2	－	－	－	－	7	7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
相隣間																									
小公害	273	1	272	79	192	－	－	1	－	271	269	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	2
その他	630	18	612	254	358	－	－	－	－	621	589	11	－	6	－	－	－	－	1	13	1	－	－	2	9
公害	14	－	14	6	8	－	－	－	－	14	14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産	179	－	179	67	112	－	－	－	－	178	178	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
その他	749	6	743	406	337	－	－	－	－	744	737	1	－	1	－	－	－	－	－	5	－	－	－	－	5
強制・強要																									
家族間におけるもの																									
夫の妻に対するもの	257	－	257	87	170	－	－	－	－	257	257	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
妻の夫に対するもの	34	－	34	10	24	－	－	－	－	34	34	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
親の子に対するもの	124	1	123	62	61	－	－	－	－	124	123	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－
子の親に対するもの	82	－	82	27	54	－	－	1	－	82	82	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	156	－	156	64	92	－	－	－	－	155	155	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
セクシュアル・ハラスメント	448	3	445	243	196	－	－	6	－	447	443	－	－	1	－	－	－	－	－	3	－	－	－	－	1
ストーカー	185	－	185	97	88	－	－	－	－	184	184	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
ホームレスに対するもの																									
性的指向に対するもの	1	－	1	－	1	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
性自認に対するもの	2	－	2	2	－	－	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対するもの																									
その他	370	8	362	253	109	－	－	－	－	367	354	1	－	－	－	－	－	－	1	10	1	－	－	－	3
組織又は多衆の威力関係	16	－	16	15	1	－	－	－	－	16	16	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
交通事故	10	－	10	4	6	－	－	－	－	10	10	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
犯罪被害者	6	－	6	5	1	－	－	－	－	6	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	114	1	113	59	54	－	－	－	－	113	110	1	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1

参考資料掲載アドレス一覧

参考資料	アドレス
人権教育・啓発に関する基本計画 （平成14年3月15日閣議決定（策定），平成23年4月１日閣議決定（一部変更））	http://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html
「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画 （平成9年7月4日人権教育のための国連10年推進本部）	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinken/kettei/970704keikaku.html
世界人権宣言 （昭和23年12月10日第３回国際連合総会採択）	https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/
「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」 （平成11年７月29日人権擁護推進審議会答申）	http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_990729-2.html
（公財）人権教育啓発推進センター	http://www.jinken.or.jp/
人権啓発活動ネットワーク協議会	http://www.moj.go.jp/jinkennet/
都道府県人権擁護委員連合会一覧表	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken125.html
人権擁護委員協議会一覧表	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken126.html
常設人権相談所（みんなの人権110番）	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html
女性の人権ホットライン	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken108.html
配偶者暴力相談支援センター	http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/01.html
都道府県労働局所在地	https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/
子どもの人権110番	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html
全国児童相談所一覧	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo_kosodate/zisouichiran.html
外国人のための人権相談	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html
インターネット人権相談受付窓口	https://www.jinken.go.jp/
平成31年及び令和元年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00006.html